

企画経済委員会記録

○開催日時

平成26年9月11日 午前9時59分～午後6時19分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	佃 昌 樹	委 員	森 永 靖 子
副委員長	谷 津 由 尚	委 員	宮 里 兼 実
委 員	川 畑 善 照	委 員	帯 田 裕 達

○紹介委員

議 員 中 島 由美子
(請願第5号 長浜地区コミュニティセンター建替えに関する請願書)

○その他の議員

議 員	瀬 尾 和 敬	議 員	川 添 公 貴
議 員	上 野 一 誠	議 員	福 元 光 一
議 員	橋 口 博 文	議 員	持 原 秀 行
議 員	杉 菌 道 朗	議 員	小田原 勇次郎
議 員	福 田 俊一郎	議 員	成 川 幸太郎
議 員	井 上 勝 博	議 員	下 園 政 喜
議 員	新 原 春 二	議 員	森 満 晃
議 員	今塩屋 裕 一		

○説明のための出席者

企画政策部長	永 田 一 廣	耕地課長	前 迫 浩 一
企画政策課長	上 大 迫 修	六次産業対策監	小柳津 賢 一
行政改革推進課長	上 戸 理 志	六次産業対策課長	山 元 義 一
コミュニティ課長	十 島 輝 久		
情報政策課長	瀬戸口 良 一	商工観光部長	末 永 隆 光
広報室長	屋 久 弘 文	商工振興課長	宮 里 敏 郎
新エネルギー対策監	松 枝 賢 治	企業・港振興課長	奥 平 幸 己
新エネルギー対策課長	久 保 信 治	観光・シティセールス課長	古 川 英 利
		主幹兼観光企画グループ長	藤 園 賢一郎
農林水産部長	高 橋 三 丸		
農政課長	上 戸 健 次	農業委員会事務局長	矢 野 信 之
企画総務グループ長	有 馬 文 男		
畜産課長	中 山 信 吾	総務部長	今 吉 俊 郎
林務水産課長	堂 込 修	財産活用推進課長	平 原 一 洋

○事務局職員

事務局長	田 上 正 洋	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	農 業 委 員 会 事 務 局
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	農 政 課
議案第74号 薩摩川内市肥育素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定に ついて 議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	畜 産 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	林 務 水 産 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	耕 地 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	六 次 産 業 対 策 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	商 工 振 興 課
議案第75号 薩摩川内市甌島旅客待合施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 業 ・ 港 振 興 課
議案第76号 薩摩川内市下甌竜宮の郷条例を廃止する条例の制定について 議案第77号 薩摩川内市東郷温泉総合施設条例を廃止する条例の制定について 議案第78号 薩摩川内市里交流センター条例を廃止する条例の制定について 議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	観 光 ・ シ テ ィ セ ー ル ス 課
陳情第7号 旧樋脇高校校舎の有効活用を求める陳情書 議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
(所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
(所管事務調査)	情 報 政 策 課
(所管事務調査)	広 報 室
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	新 エ ネ ル ギ ー 対 策 課
請願第5号 長浜地区コミュニティセンター建替えに関する請願書 (所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課

△開 会

○委員長（佃 昌樹）ただいまから、企画経済委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△農業委員会事務局の審査

○委員長（佃 昌樹）それでは、まず農業委員会事務局の審査に入ります。

△議案第 85 号 平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹）議案第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

当局の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長（矢野信之）それでは、農業委員会に関わる補正予算について御説明いたします。

まず、歳出につきまして、平成 26 年度各会計予算書、予算に関する説明書第 3 回補正の 35 ページをお開きください。6 款 1 項 1 目農業委員会費で 549 万 7,000 円の増額補正をお願いし、補正後の額は 1 億 1,338 万 5,000 円であります。

その主な内容を御説明しますので説明の欄をござらんください。事項、農業委員会管理運営費の補正は、人事異動に伴います給与費の調整分と農地パトロールに対応した農地地図情報システムの改修に要する委託料が主なものです。

事項、農業経営規模拡大促進事業費の補正につきましては、別冊となっております平成 26 年度第 3 回補正予算の概要をお願いします。補正予算の概要の 8 ページをお願いします。中段、機構集積支援事業の農業経営規模拡大促進事業費ですが、農地中間管理事業による担い手の農地集積、集約

化を推進するため、農地所有者への耕作に係る意向調査、所有者不明の相続調査を行いますとともに、農地法改正に係ります農地基本台帳システム改修等を行うため、データ入力等を行う臨時職員、意向調査に必要な通信運搬費、農地台帳に入力、整備すべき管理項目の改修等に要する委託料が主なものです。

次に、歳入につきまして、補正予算書の 12 ページをお開きください。16 款 2 項 4 目農林水産業費補助金のうち、説明の欄上から 2 段目、農業委員会補助金に 378 万 7,000 円の増額をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）1 点質問します。先ほど説明ありました機構集積支援事業なんですが。担い手への農地集積、集約化ということで、非常にこの耕作放棄地に対しての有意義な施策だとは思いますが、どうしても本市の場合は、山合いの、そんな広大な平地の農地があるというイメージではなくて、山合いにぽんぽんとあるという。そういうシチュエーションの中で、これが果たしてほんとに機能するのかなという不安があるんですね。それについてはどのようにお考えですか。

○農業委員会事務局長（矢野信之）後ほど農政課の中でも、農地集約について説明等をあわせて行いますが、今ありました農地中間管理事業を行ったとして、本市特有のいわゆる棚田等に対して果たして有効な手立てとなるのかということでございます。現在、鹿児島県地域振興公社が予定しておりますのは、原則として農振農用地内の農地であって、借り手が確実に認められるものについて、まずは手をつけようと。今、御質問のありました棚田等につきましては、現在のところまだ未定であります。

理由としましては、鹿児島県地域振興公社が財源としております国からの交付金をもって基金を持っているわけですが、その基金が 280 億しかございませんので、これを財源として貸し借りによる歳入を確保しながらもつていこうという形

です。すぐさま棚田までもっていけるかという部分は、ちょっと消極的に解したいと思ってます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）ないようですので、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告をしてください。

○農業委員会事務局長（矢野信之）それでは、農業委員会から提出しております平成26年9月議会企画経済委員会資料を御準備ください。

企画経済委員会資料として提出している農業委員会の分ですが、まず1ページ上段、農業委員会の活動につきましては、ごらんのとおり現地調査、運営委員会、農業委員会総会を開催いたしました。

2番目です。農地法に基づく許認可事務のうち、少し補足説明したい部分が1個だけございます。農地法3条申請に関するもののうち地上権設定に伴う許可申請処理で2万1,118平方メートルの申請がございました。これは、入来町に予定されてます営農型発電システムであります。営農型発電システムは九州で2番目。實際上、最初から営農を目的として申請するのは、九州で初めての分でありまして、これにつきましては、慎重に農業委員会のほうで審議をし、結論的には不許可とする理由はないという意見を付して県のほうに進達いたしました。

不許可とする理由はないと申しますが、営農の目的につきましてはセンリョウをつくられるということで、栽培目的を特定されておりますが、その栽培につきまして実際上営農者の意欲等にしましては、市農業委員会の立場では、許可権者でないもんですから確認等はできないと。県において確認してほしいということで、その部分を県の許可権者のほうに委任いたしまして上げさせていただきました。

地上権設定とは、パネルの下で野菜、今回の場合はセンリョウをつくるということでの申請であります。九州の場合で、御承知のとおり台風が来たりするんですけど、そこら辺、技術的に大丈夫かということなんかにつきましても、十分に議論をし、一応、大丈夫だということでしたので、一応、不許可とする理由はないということで審査させていただきました。

これが、報告すべき事項の1点でありまして、あと、2ページのところは、7月総会、8月総会分です。3ページのところで、総計ということで4月から8月分までを掲載させていただきましたが、先ほどの地上権の部分は3条ですので、農地として利用する上にもものをつくるということでの空中での地上権であります。その上に、地役権設定に伴うというのがございますが、これは高江のウインドファーム部分でありまして、電線等を通ります。地役権というのは要役地から承役地、利益を受けるところに対して通行しなければならない。水なんかと同じなんですけれども、利益が発生する部分は地役権ですので、この部分はウインドファーム部分の地役権設定でございます。

次、4ページです。前回の委員会におきまして、本市における太陽光発電はどのようになっているのかということでの御質問でございました。現在までの状況等を整理させていただきました。

5ページをお開きください。本市におきまして太陽光発電に係る農地転用申請がございましたのが、平成24年8月に5条申請が始まりました。ここから太陽光発電の申請が始まりました。平成24年度が1万4,989平米、平成25年度が1万3,001平米、そして、平成26年度、現在の状況ですが4万2,978.45平方メートルと。なお、この端数の45というのは、先ほど申し上げました地役権とか、地上権等は法務局のほうに登録されます。その登記される場合に実測面積ということで端数が生じたものでございますので、そこは御理解しとっていただきたいと思います。ここをごらんになりますとおりに、平成24年度は約1万平米、平成25年度が1.3倍の1万3千平米、そして、現在、平成26年度は途中ではありますが4万3,000というふうに大きく面積等がふえております。1番下のほうが平成24年度から平成26年度までの合計ということ

で、18万8,968.45平方メートルの農地が太陽光にかわったという形ですが、前回申し上げましたとおり総体面積からいたしますと約10分の1、農地転用された面積のうち10分の1が太陽光の用に供されているという結果でございます。

以上、報告いたします。

○委員長（佃 昌樹） ただいま当局の説明がありました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。

委員外議員の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。

以上で農業委員会を終わります。御苦労さんでした。

△農政課の審査

○委員長（佃 昌樹） 次に、農林水産部農政課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹） まず、審査を中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○農政課長（上戸健次） それでは説明させていただきます。

議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち農政課にかかわる第3回補正についての御説明をいたします。

歳出予算のほうから御説明をいたしますので、予算に関する説明書の35ページをお開きください。6款1項2目農業総務費で1,868万9,000円を計上しておりますが、そのうち農政課分につきましては1,153万9,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしまして、人件費で1,148万5,000円の減額を計上しておりますが、これにつきましては職員の人事異動等に伴う給与等の調整であります。

次に、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費のそれぞれ減額補正をお願いしておりますが、これに

つきましては県の消費安全対策交付金の減額によるものであります。

次に、36ページをお開きください。3目農業振興費では463万5,000円の増額補正をお願いしております。これは、本年度から始まりまして、先ほど農業委員会からも説明がありましたが、農地中間管理機構事業に伴う補正予算でありまして、臨時職員の賃金90万円と消耗品費の20万円で事務用品等が主なものであります。

次の印刷製本費の16万1,000円につきましては、これは市民への広報用チラシを計画をしております。

それから、負担金補助及び交付金の337万4,000円の内訳ですが、共生・協働のむらづくり活性化事業補助金50万円につきましては、地域おこし団体等と協働でむらづくりに取り組む意欲のある集落に対する補助金であります。

次の鳥獣被害防止施設導入事業補助金95万8,000円とゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金191万6,000円につきましては、鳥獣被害の防止対策といたしまして電気柵等設置費の補助金であります。

次の5目園芸振興費では188万1,000円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金といたしまして113万1,000円ですが、ビニールハウスのビニールの張りかえに対する補助金でありまして、受益戸数4戸、受益面積40アール分に対する補助金であります。

次の青年就農給付金事業給付金の75万円ですが、これは新規就農者1名に対する給付金であります。

続きまして、歳入予算の説明をいたしますので予算書の12ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費補助金の1節農業費補助金1,463万9,000円のうち農政課分につきましては、先ほど御説明いたしました共生・協働のむらづくり活性化事業補助金の50万円、それと消費・安全対策交付金2万7,000円の減額。活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金962万9,000円のうち農政課分につきましては、113万1,000円でありまして、次の青年就農給付金事業補助金75万円であります。

次に、16ページをお開きください。21款

4項3目農林水産業費受託事業収入の1節農業受託事業収入につきましては、農地中間管理事業受託事業収入の126万1,000円であります。

以上で、農政課にかかわる第3回補正予算について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（宮里兼実）鳥獣被害も、今、ありとあらゆるところで。特に限界集落あたりで年寄りの方が特にですけども。もう農作物の被害で、いろんなこういう補助があっても、自分ではできないという方がいっぱいいらっしゃると思うんですよ。だから、もうちょっと。このせつかくつったものが、それこそイノシシ、鹿、この前は蒲生あたりで猿の被害というようなことも報道されておりましたけれども。もうちょっと、この鳥獣被害対策というのを、年寄りももちろんですけども、もうちょっと力を入れて、もうちょっと助成金もふやして、何とか。年寄りですけど、年寄りだけじゃあなくして、私も陽成ですけど、それこそ陽成の一番田園地帯のところにも、電気柵をしてもイノシシにやられたと。あの県道沿いなんですけど。そういうのが非常にふえて、あちこちで被害対策に苦慮されておると思いますので、もうちょっとそういうところも真剣に。ただ出しますよじゃなくして、もうちょっと現地を見て回ったり、対策を万全とまではいかないけれども、何とかそういう要望に応えられるように、もうちょっと頑張っていただきたいと思います。

○委員長（佃 昌樹）意見、要望です。

○農林水産部長（高橋三丸）おはようございます。鳥獣被害の問題でございますが、本市におきましても大変深刻な問題の一つとなっているところでございます。農政課のほうで防護柵の設置等の補助、エリア等の防護の設置も祁答院初め東郷町でも実施しております。

あと、捕獲といたしまして林務水産課のほうで、猟友会のほうにお願いしまして年間3,500頭ぐらいのイノシシ、鹿を捕獲していただいているんですけど、予算としまして6,000万近くの前算を年間としておりますが、なかなか被害が減らないというのが現状でございます。つきまし

ては、前回の委員会でも申し上げましたが、対策としてどうすればいいのかということ。一番の大きなのは、もうそこに鳥獣が餌場としてすみついているところに非常に大きな問題があるのじゃないかと。そこで、新たな活動としまして、今後、営農指導士が農家に指導に参ります。その中で、生産につける指導もですが、農地の管理、残渣等がある場合、あるいはそういうすみかとして隠れた荒れた土地があれば、そこはみんなでいけんかして、ここは除去せにゃいかんですねとか、そういう啓発を図る。林務水産課のほうで、なかなか猟友会のほうにお願いしても、人手不足、高齢化等々あります。この箱わなといいますか、そういう免許が必要ですので、そちら辺の制度等を設ける中で、地域で捕獲するのじゃなくして、みんなできんか、外に出て追っ払うような手立てといいますか、そういう一体となった形で、地域と行政とで、今後、取り組むことが課題の一つではないかと考えております。それにつけても、今後、そういうわな等の免許等に対する対策についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（宮里兼実）私も田んぼつくってるんですけど、補助をいただいてしたんですけど、あれも難儀ですよ。設置するときはいいいんですけども、それこそ収穫した後、また、片づけないかんですがね。ああいうのも大変だなと思って。年寄りの方は特に一人ではできないし。前回の委員会でも、私は竹の子生産組合の人たちがつくった青い電気がつくやつをと言いましたがね。あれも1本5,000円ぐらいするんですけど。ああいうのをしたら、もうそれは金がかかりますけど、楽は楽。

そして今度、愛媛県で生産されたら、ハトとかカラスとか、臭いがするですよ。それも、金額にすれば高いんですけども。ちょっと高いんですけども。ムジナとかイタチとか、全てに。カラス、ハト。ですから、私も会社の倉庫の中には、あちこち、それを買ってぶら下げたり、ばらまいたりしとればハトも来ません。カラスも来ない。だから、私が買って、今、近所の人に、利くか利かんかわかんけれども、あげるからこれを使ってみれと言うてやってるんですけど。タヌキ、ムジナも来ないと。イノシシも、もうそれをあちこ

ちばらまいとけば来ないて言うんですよね。
15キロで1万3,000円ぐらいするんですけども。少々高いですけどもある程度効果がある。3カ月ぐらいは効果があるて言ってますから。そういうのも、いろいろみなさんも聞いたり勉強したりして。補助を出します、補助を出しますだけじゃなくて、年寄りも簡単にできるような、そういうものも検討をされて。ちょっと高いようですけど、楽をして防止ができればいいんじゃないかなと思っておりますので、どうか一つそういうのも検討していただきたい。

私が、そういうのがありゃあ、難儀をしたくないもんだから、私もそういうのが出てきたら、利くか利かんかわからんけれども、一応やってみると。実験をしておりますので、また、報告は後でいたしますのでよろしくお願いします。

○委員（川畑善照）関連ですけども、根本的に絶つということは大変厳しいかもしれませんが。前、これはもう6次産業には該当せんということ言われましたが、流通、加工、そういうところまでして、付加価値が高くなればとる人もふえてくると思います。ですから、そういうのを研究してやっていかなければならないのかなと思うんですが。そういう横との、流通、加工、そういう付加価値のある業界とのコンタクトちゅのはとってらっしゃるんですか。大事な問題だと思うんですけどね。

○農林水産部長（高橋三丸）とる、いってみれば捕獲ですね。当然、捕獲につきましては、猟友会を中心をお願いしているところであります。阿久根市の前例を、おとしですか、できました加工施設も視察に行っております。公共施設でつくるべきなのかともあるかと思いますが、これだけの被害、県下でもあります。市単位の施設をつくるというのは非常に厳しいと思うのがあります。県のほうでそういう施設をつくる云々あれば、当然、というのもあるんですけど。施設もですが、まずは、今、川畑委員ありましたとおり、流通、加工。ジビエとしての加工技術、それで販売という民間の手による施設づくりが一番望まれるところでございまして。それと猟友会の捕獲した鹿、イノシシ等の材料としての自給的供給も可能かと思うんですが、そういう体制が非常に厳しい現状でございます。いろんな方とも話するんで

すけど、我々の手でというのは非常に難しい、という状況が現状でございます。

○委員（川畑善照）付加価値が高まりさえすれば、よし、とって売ろうかいねという人がふえてくると思うんですよね。ですから、こういう補助金も有効に活用されるような気もするものですから。今後、そういうところとの連携を深めて、付加価値を高めていただきたいということ、一つ要望とします。

それからもう一つの、共生・協働のむらづくり活性化事業というのは、具体的にどういうところ。

○農政課長（上戸健次）これにつきましては、川内地区というか、高城温泉のほうで、今、計画を進めておりまして。その地域のといいますか、高城温泉のほうと隣接する集落等と協働いたしまして、活性化を図ろうというような事業でありまして。一地区50万当たりが上限なんですけど、そういった形でそれぞれ高城温泉あるいは隣の集落と、そういったところと、協働しながら活性化を図ろうというような、主なそれが目的でありまして。隣の吉川地区ですか、そこと連携しながらの、そういった活性化を図るというような、今、事業を進めているところであります。

○委員（川畑善照）初めてだと思いますけれどもどういう内容。その使途。

○農政課長（上戸健次）これは2年間の事業でありまして、本年度につきましては、郷土食の試作とか、あるいは講師に対する謝金、それから先進地研修等の旅費といいますか、視察の経費ですね。それと、さっき言いました試作品をつくるために消耗品等の、一応予算で、50万の予算を組んでおります。全て県費というか市の持ち出しはないところであります。

○委員（川畑善照）そういういい制度がありましたら、積極的に有効活用していただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）はい、要望であります。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。委員外議員の発言を許します。

○議員（成川幸太郎）今、鳥獣被害の件が出ましたのでお尋ねしますけども。いろいろ聞いて

ますと、今からもういつときしたら狩猟期間に入るんですが、狩猟期間中にこの補助が出ないということで。イノシシはとるけど鹿もう見逃して。駆除のときには補助がつくからとるけど、実際には狩猟期間中に効率が悪くて、肉も安い。イノシシから比べると。わざととらないという話も聞いた。これ狩猟期間中に補助が出るということは考えられないんですか。

○農林水産部長（高橋三丸） 鳥獣被害に対しまして、先ほど申しました防護と捕獲、両面の対策を講じておりますが、防護の対策を講じるのは農政課でございます。それまた答弁してもいいんですけど、捕獲については林務水産課が所管ですので、林務水産課の審査のところで御質問いただいて、そこで答弁させていただくということでしょうか。

○委員長（佃 昌樹） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。
ここで本案を一時中止をいたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹） 次に所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告をお願いします。

○農政課長（上戸健次） それでは、所管事務調査についての御説明ということでさせていただきます。農政課及び農業委員会が、今回の補正にお願いしております農地中間管理事業について御説明をさせていただきます。

企画経済委員会資料、農林水産部の1ページをお開きください。1ページですが、まず、上にあります農地中間管理機構事業とはとしてありますけれども、中段の図をごらんいただきたいと思います。具体的どんなことするのかというのがありますが、その図であります。農地中間管理機構が農地の、一応所有者から農地を借り受けまして、農地の借り受けを希望する者を公募、公表し、応募者の中から適切な相手方を選定した上で、担い手がまとまりのある形で農地をできるように配慮して貸し付ける事業であります。

これによりまして、上段に記載してありますように、農地の集積、集約化、農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地の効率的利用を促進し、

農業の生産性の向上を図ることが期待されるものであります。

農地中間管理機構につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の定めるところによりまして、各都道府県に一つ設置をしております。鹿児島県では公益財団法人鹿児島県地域振興公社が、本年4月から指定されているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、下段に記載してありますように、市町村農業委員会、農地中間管理機構等に農地の相談窓口を設置いたします。窓口業務につきましては、本市と公益財団法人鹿児島県地域振興公社が、農地中間管理事業業務委託における契約書を締結した日から開始することになります。

以下、農地の配分につきましては、人・農地プランなど地域の話し合いをベースに行うこととなります。後ほど説明いたしますが、人・農地プランを作成等している地域については、当該地域で有効活用ができる補助制度が創設されているものでありまして、現在、農政課及び農業委員会事務局に関係機関を交えて、地域の方々と協議を進めているところであります。

また、農地の貸し付けにつきましては、まず、本市において農用地利用配分計画案を作成いたしまして、これを鹿児島県知事へ申請いたします。次に、申請した計画について鹿児島県知事が承認したときは、農業委員会へ農地中間管理機構の設定について通知があります。また、農地中間管理権の効力、すなわち農地中間管理機構と借受者との契約の効力ですが、農業委員会に通知があった日から開始することとなります。農用地利用配分計画の作成につきましては、農地基本台帳と農業に関する情報を有している農業委員会と連携する予定であります。

先ほど言いました、この農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援する協力金の内容について御説明いたします。2ページをお開きください。2ページの中ほどにあります地域集約協力金ですけれども、これは、一定地域内の農地を機構へ預けると地域集積協力金が当該地域に交付されるものであります。対象地域は、農業集落など人・農地プランの作成、実行のための実質上の話し合いの単位となっている地域となります。

交付単価は表のとおりであります、機構への貸付割合は、そこにありますように最低でも2割以上でないとし協力金は交付されないものであります。例えば、地域内の農地面積が10ヘクタールあるといたしますと、機構へ最低でも2ヘクタール以上貸し付けがなければ交付されません。10アール当たりの単価は票のとおりであります、8割の貸し付けが行われますと10アール当たり3万6,000円の交付がされます。

次に3ページのほうをお願いしたいと思います。②ですが、ここでは、経営転換協力金の交付対象者は、ということですが、農業部門の減少による経営転換する農業者、あるいはリタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者等となっております。これらの対象者が機構に対し全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要であります。10年以上貸し付けがないと協力金は交付されません。交付単価は記載のとおりであります、交付には遊休地を所有していないことなど等の一定の条件等があります。

次の耕作者集積協力金は、機構の借受農地に隣接する農地等が、自分で耕作している農地を機構を通じて貸し出す場合に協力金が交付されます。この協力金につきましても10年以上となります。交付単価は以下の表のとおりであります。

以上説明いたしました、本事業の対象地といたしましては農業振興地域の区域内の農地となります。また、機構に貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合には協力金は交付されないものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） ただいま説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

追加説明を、ちょっとお願いしたいんですが、この事業はいつから開始になるんですか。

○農政課長（上戸健次） 今年度から、平成26年度からの事業開始になります。一応、5年間の予定で、今、計画がされております。

済みません。もう一つ。本市と、さっき説明してもらいました中間管理機構との契約ですが、一応、この補正成立後の10月からの予定を計画しております。

○委員長（佃 昌樹） 新たな事業ですが、委員の方、質問はありませんか。

○委員（宮里兼実） 農地を貸したい人は、もう相当おると思うんですね。だから、いろいろこうして、何か助成をします、補助をいたしますと。

農業分野というのは、1カ月にいっぺん生産して、販売して、1カ月に1回収穫、金が入ってくるというんじゃなくして、1年に1回しかないわけでしょう。だから、1年に1回しか収入はないわけですから、農業というのは非常に簡単のように見えて難しいと思うんですね。だから、こういうのもいろんな制度が、年々々々出てきて、それこそ農家だましみたいな格好になって。きょうの新聞にも載ってございましたけれども飼料米を5,000円アップとか、3,000円アップするとか新聞にも出てましたけれども。何かもうちょっと、本当に農業で生活していく人たちを補助して、助けてやるための補助金。もうちょっとこの、国ももちろんですけども考えていかなければ。しまいには借金をして、残ったのは借金だけというような。今までのを見ておればですよ。だから、もう少しほんとに。こういう助成もありますよというんじゃなくして、ほんとに、もうちょっと真剣に農業というものに取り組んでいこうと思うならば、もう少し真剣に行政のほうも考えて、指導していただきたいと思っております。

○委員長（佃 昌樹） 要望でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。

次に委員外議員の質疑を許します。

○議員（福田俊一郎） この離農されて、自作地を全てこの機構に貸し出すということで、ホームページでそのリストアップされて、借り手はそのホームページを見て、借りたいところを申し出をするということになりますけれども。もう1回、さっき言われたかもしれませんが、時期と、あと期間ですね。

それと、借り手が重なった場合。借り手が同じところを希望した場合の対応とかいうのがわかっていただきたいと思いますというのと。3点目が、この財源は県の事業ということで財源はそういうふうになっているのか。その3点だけお尋ねします。

○農政課長（上戸健次） 募集の流れですが、一応、前期が8月末、それから後期のほうが

10月と12月末となっております。

それらの、借受者がというか、重複といいますか、なった場合、一応、先ほどちょっと説明いたしましたが、貸し付けの申し出といいますか、こちらのほうで農用地の利用配分計画というのを作成いたしまして、そこのところは、多分調整に。もしなった場合、調整になってくるかと思います。

それから、事業費につきましては、全て機構からの貸し出しといいますか、金額については全部機構からの支出になりまして、市からの持ち出しというのは一切ございません。

○議員（福田俊一郎） 貸し手と借り手の窓口はどこになるのかということ。それから、さっき、前期は8月末、後期は10月と12月末というお話でしたが、この前期と後期は、これは貸し手の締め切りなのか、借り手の締め切りなのか。ちょっと明確でなかったんで。貸し手と借り手のそれぞれ期間を明確にしていだけないかと思いますが。

○農業委員会事務局長（矢野信之） まず、最初のほうで、窓口はどこになるかということでしたので、農政課と農業委員会が窓口になりまして。先ほどの質問の農政課長が答弁した事項をちょっと補足させていただきます。

薩摩川内市の場合は、10月以降の始まりですので後期分だけで説明させていただきたいと思います。まず、貸したい方の申し込みの期限が12月末です。貸したい方の申し込み期限が12月末になります。そして、借り受け希望の公募等も、一応、ホームページで30日間行いますが、12月末日まで同じような期間だけ募集を行います。そして、借り受け希望者があった場合には、そこをその都度公表していきますが、それも30日間、12月までの予定であります。

そして、貸出者と借受者のマッチングを農業委員会のほうで行うわけですが、その場合の目的、期限をおおむね1月の上旬と。1月の上旬にマッチングを行いまして、その後、先ほど説明いたしました農用地利用配分計画案をつくりまして、そして、案をつくって農政課と協議をし、農政課のほうから機構と県知事のほうに対して審査の申し出をしてもらいます。これの利用配分計画案の決定を農業委員会のほうで10月の下旬までに行いまして、その後、農政課のほうで公告を行います。

利用配分計画を定めましたという公告を行いまして。鹿児島県地域振興公社が農地の貸し借りを受け付けますよという農地中間管理権を取得した旨の公告になります。それが2月の上旬です。

そして、それに基づきまして、県のほうに、もう1回農政課のほうから申請をし、県が審査をして公告をいたします。薩摩川内市の利用配分計画はいいですよという公告をすると同時に、農業委員会のほうに通知が来たら、その日でもって効力が開始ということで、おおむね3月上旬には契約が成立し、効力が発するという流れであります。

12月末に借り受け申請と貸し出し申請の受け付けを行い、1月でマッチングを行って、2月に利用配分計画及び中間管理権の公告を行い、最終的に3月上旬には契約開始という流れになります。

以上です。

○議員（成川幸太郎） この貸したい人の農地ってというのは、農振地域内ということなんですが、農地を所有している人の所有面積ってというのは、最低とか制限があるんですか。この補助だったら10アール当たりで書いてあるんですが、10アール以上持つて人だったら誰でも、農振地域内だったら申し込みができるということで捉えていいんでしょうか。

○農業委員会事務局長（矢野信之） 基本的に農業委員会のほうが管理しております農地台帳のほうには、本土であれば30アール、甕地域は10アール以上の方が、農業委員会のほうに登録されている面積です。ただし、登記簿上の農地というのがございます。10アール、30アール未満の方等おられます。それらの方等につきましては、農振農用地内の登記簿上の農地であって、實際上、耕作されていること。耕作されてなければ、県のほうは貸したいといっても借りません。荒れてないことが条件ですので、そこが第一条件というふうに思っていたらと思います。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑が尽きたと認めます。

以上で農政課……。その他ですか。済みません。じゃあ戻します。どうぞ。

○委員（森永靖子） 食育推進大会はここで聞い

てよろしいんですか。

食育推進大会というのが例年6月にあったんですが、今年度は、何の関係でしょうか、何か農業をされる方々の希望で1月ですか、何月ですか、なんかやられるということで聞いているんですが。8月に県の平成25年度消費安全対策交付金の成果評価についての会議がありました。その会のところで、平成25年度にいろんなところで、こういったの成果がずっと一覧にさせていただいたんですが。薩摩川内市のこの交付金をいただいての、このアンケートなどいろんな結果が、ほかのところの市、町に比べて、少しどうかと思われる節がありました。

ほかのところ全部見せていただいた、この会議の中でですね。ですから、この食育推進大会のときの、いろんなのをこれに当て込んでここに一覧として出されるのであれば――農業、誰を対象にされて大会をされるのか。この間、国際交流センターで脳卒中大会がありましたときに、400人を超す、場外でのビデオでのあれが多いぐらいに多かったんですが。市民を対象にしたこういう大会なのか。農業をされる方が出品するのがどうかで、その月になったとか。定かではありませんが、聞いたんですが、そのあたりがどうなのかなというふうに思いました。

ここで、ほかのところを見ますときに、健康まつりなどにいろんなのを出しましたよとか、子どもたちの離乳食とか、親子とか、保育所関係いろんな形でこれに推進しましたよというのが多い中で、アンケートもすごくこれから上がってくる率が多いんですが、薩摩川内市の場合は、何を対象にされて、この提出されるときのをどのような形で出されたのか。おわりの範囲で教えてください。

少し、ほかのところと比べてときに、これほどまでに市民健康課と農林水産部が提携してやっている事業が、ちょっとほかのところと比べてどうかと思いましたので、そこあたりを少し教えてください。

○農政課長（上戸健次） ちょっと済いません。今の資料、手持ちにないんですが、一応、対象としましては、一応、市民の方々を対象にした大会ということで計画をしています。

済いません。ちょっと資料のほう、手持ちにな

いもんですから。

○委員（森永靖子） 答弁が足りないので、今。本年度、月を変えてされるに至った経緯を教えてくださいということです。

○農政課長（上戸健次） 済いません。有馬グループ長のほうがお答えいたします。

○企画総務グループ長（有馬文男） 食育推進大会、平成25年から食育・地産地消フェスタというふうに名称を変えて実施しております。今まで6月の食育月間に開催してたことは御存じかと思うんですが、地産地消という観点もありましたので、薩摩川内市の農産物がそろそろ秋から冬にかけての時期に開催をしたらどうかということで。食育もあるんですが、地産地消の観点も含めて1月に変更をさせていただいた経緯があります。

以上です。

○委員（森永靖子） 地産地消で、その展示する農業関係者の方々が、出品するのがないとか、周りで。ずっと今まで売ったりされてたんですが、それに合わせて、その時期にとれるようなものを収穫するとか。その時期は、とても市民は出にくいのかなというふうに思います。ですから、市民を対象にしたそういう大会、食育推進大会であれば、ことし1回やってみられて。その農業関係者が地産地消でつくって持ってきて出すのを中心にそういう形をとられるのか、参加される方が出やすい――この間の脳卒中大会をしてみてもわかったんですが、地産地消のものを使って、こういう形でバランスガイドを使って食べる方法があるんですよという方法を出したときに、ものすごく入り口付近が混みあってよかったので。とれたものを入り口付近で売るのが目的なのか、そのとれたものをどのようにして皆さんの口に入るのかというそのあたりを検討してほしいなと思うのは、これをもらわれたと思うんですが、霧島あたりが取り組んでおられるような、こういう栽培から収穫、調理までを体験した、こういうやり方を来られた人たちにもという、そういう形もいいのかと思いましたので。希望と要望としましては、この地域における日本型食生活等の普及、推進というふうになってるようですので、他の市町村のやり方等を、これを見せていただいて、取り寄せるなりされて。交付金をたくさんいただいてのあれになってるようなので、その交付金が果たして、どの

市町村がうまい具合に、それを使ってるかという検討委員会でしたので。こないだ県の会議がですね。

ちょっと薩摩川内市がその辺りが、私が見せていただいたときにでしたので、ほかの市町村のやり方を参考にされながら、今回、やってみられるのもうかなと思いましたので、参考にしてほしいと思います。お願いします。

○委員長（佃 昌樹） 提言であります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑は尽きたと認めます。

以上で農政課を終わります。御苦労さんでした。

△畜産課の審査

○委員長（佃 昌樹） それでは、次に、畜産課の審査に入ります。

△議案第74号 薩摩川内市肥育素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定

○委員長（佃 昌樹） まず、議案第74号薩摩川内市肥育素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○畜産課長（中山信吾） 畜産課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号について御説明をいたします。議案つづりその1の74―1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第74号薩摩川内市肥育素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1年前の平成25年第3回定例会におきまして、繁殖農家を対象にいたしました子牛を生ませる目的の繁殖雌牛の導入に係ります家畜導入基金の一部改正を行ったところでございますが、今回は、繁殖農家が生ませました子牛を導入いたしまして、肉牛に仕上げる肥育農家が活用します家畜導入基金の一部改正の提案でございます。

当該条例は、和牛肥育農家の経営安定と本市の畜産振興を図ることを目的として制定したものでございまして、黒毛和種である肥育素牛を薩摩中央家畜市場の子牛せり市で導入する際の導入資金

の貸付事業でございます。導入貸し付け後24か月以内に、その貸付金を返済してもらう制度となっております。

提案理由は、薩摩川内市肥育素牛導入資金貸付基金について、貸付対象牛1頭当たりの貸付限度額を引き上げまして、もって本市畜産の振興を図ろうとするものでございます。

74―2ページをお開きください。薩摩川内市肥育素牛導入資金貸付基金条例（平成16年薩摩川内市条例第82号）の一部を次のように改正する。第7条中貸付金額について、40万円を50万円に改めるものでございます。

今回、当該条例の改正を行う背景につきまして、説明をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、企画経済委員会資料、農林水産部の4ページをお開きいただきたいと思います。この企画経済委員会資料の4ページには、薩摩中央家畜市場におけます子牛せり市価格、これは税抜き価格でございますが、これの推移をお示ししているところでございます。縦軸にはせり市の開催時期を、それから横軸には雌、去勢ごとの頭数及び平均価格を示しております。

子牛価格につきましては、平成22年に宮崎県で発生いたしました口蹄疫や翌23年の東日本大震災、それから農家の高齢化に伴う離農、配合飼料価格や燃料費など生産資材の高騰などの影響によりまして、現在、慢性的な子牛不足の状況にあります。このことから、平成23年度以降、子牛価格が上昇しておるところでございまして、表中の右端、計の平均価格でございますが、最上段の平成22年度約42万6,000円であったものが、その3行下、平成25年度の計では約51万9,000円となっており、3年間で1頭当たり9万3,000円上昇している状況にございます。

その後でございますけれども、表中下段部分になりますけれども、本年度に入りまして前年度を上回る約55万円前後、税込み価格では約60万円前後になりますけれども、で推移しているという状況にございます。

このような状況下、肥育農家から貸付金額の増額に対する強い要望があったところでございます。このことから、これに応えるとともに肥育農家の経営安定に資するため貸付金額の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹）次に、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○畜産課長（中山信吾）続きまして、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち畜産課分にかかわります分について説明をいたします。

まず、歳出予算でございます。予算に関する説明書第3回補正の37ページをお開きください。
6款2項1目畜産総務費では、補正前の額2億9,712万8,000円に302万円を増額いたしまして、補正後の額を3億14万8,000円とするものでございます。

説明欄をごらんください。まず、畜産総務費では613万1,000円を減額いたしております。これは、平成26年4月人事異動の削減に伴う給与費の補正が主なものでございます。

続きまして畜産振興育成事業費では915万1,000円を増額しておりますのでございます。

まず、飼料基盤や農業用施設の整備により肉用牛農家の規模拡大を推進しております畜産公共事業関連につきまして、甑地域で事業を実施しております草地林地一体的利用総合整備事業につきまして、鹿児島県より当該事業を平成25年度で終了するとの連絡を受けたところでございますが、甑地域におきます事業が一部完了していなかったことから、鹿児島県と協議をした結果、甑地域の事業について畜産基盤再編総合整備事業の北薩地区として事業実施ができるという調整が整ったところでございます。このことから、草地林地一体的利用総合整備事業負担金に係る予算2,567万9,000円を畜産基盤再編総合整備事業負担金に組みかえた上で、甑地域におけます事業を実施するための補正でございます。

また、降灰による影響を軽減し、安全な粗飼料の確保と経営安定を目的とした活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金におきましては、当該事業について、国の経済対策の関連で鹿児島県から事業実施希望者の掘り起こしの要望を受けたところでございます。それに伴いまして掘り起こしを行った結果、事業実施希望者があり、その計画書を鹿児島県へ提出しておりましたが、今般、鹿児島県から内示の旨の連絡を受けたことから、今回補正を行ったものでございます。

次に、歳入予算について説明させていただきます。同じく予算に関する説明書の12ページをお開きいただきたいと思います。16款2項4目農林水産業費補助金のうち1節農業費補助金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金962万9,000円のうち、畜産課分が849万8,000円でございます。これは、歳出で説明いたしました活動火山周辺地域防災営農対策事業に係る県からの補助金の増額分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹） それでは、所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告はありますか。

○畜産課長（中山信吾） 畜産課としては特にございません。

○委員長（佃 昌樹） 所管事務の報告はないということですが、委員のほうから所管事務についての質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。
以上で畜産課を終わります。御苦労さまでした。

△林務水産課の審査

○委員長（佃 昌樹） 次に、林務水産課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹） まず、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○林務水産課長（堂込 修） 林務水産課です。林務水産課に係る第3回補正について、歳出予算のほうから説明いたしますので、予算書の39ページをお開きください。6款4項1目林業総務費では912万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員の異動等により給与調整を行ったものでございます。

次に、6款4項2目林業振興費では662万6,000円の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。林業振興育成費64万4,000円の増額補正は、民有林間伐に伴う境界確認調査及び作業路改良に係る経費であり、森林整備地域活動支援交付金の変更、増額を行うものでございます。また、市有林保全整備事業費598万2,000円の増額は、独立法人森林総合研究所との分収契約を結んでいる市有地の保育

間伐を実施する委託料が主なものでございます。

次に、予算書の40ページをお開きください。

6款5項1目水産総務費では85万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員の異動等に伴う給与調整が主なものでございます。

6款5項2目水産振興費では427万5,000円の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。甌島ふるさと特産品開発推進事業補助金は、鹿児島県の地域振興推進事業の1次承認に伴い増額補正を行うものであります。また、水産物流通促進取組支援事業補助金は、川内市漁協が取り組む公益財団法人水産物安定供給推進機構の事業実施に伴い補助を行うものでございます。

概要について説明いたします。平成26年度予算の概要の5ページをお開きください。中段上にありますが、甌島ふるさと特産品開発推進事業は、下甌島沿岸で漁獲されるシバエビなどを利用したふりかけやつけあげを量産化するため、加工用のフライヤーとミキサーの整備に対し、甌島漁協へ助成するものでございます。

その下の段の、水産物流通促進取組支援事業は、本市水産物の地産地消などの流通体制を図るため川内市漁協が行う4トン保冷車の整備に対し助成を行うものでございます。補足説明しますが、保冷車の整備に係る全体事業費は1,096万9,000円で、消費税を除く事業費の10分の5を水産物安定供給推進機構から、10分の3を本市から補助するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、戻りまして予算書の12ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費補助金の3節林業費補助金48万3,000円の増額は、先ほど説明いたしました森林整備地域活性化支援交付金として収入するものであります。同じく16款2項4目農林水産業費補助金の4節水産業費補助金75万円の増額は、先ほど説明いたしました地域振興推進事業補助金として収入されるものでございます。

次に、予算書の16ページをお願いします。

21款4項3目農林水産業費受託事業収入の4節林業受託事業収入592万2,000円の増額は、先ほど説明いたしました水源林整備分収林間伐受託事業の経費を独立法人森林総合研究所より収入

するものでございます。

以上で、林務水産課に係る第3回補正についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）甌島ふるさと特産品開発推進事業で、127万5,000円ということなんですが、このフライヤー1台、ミキサー1台を導入されることで、生産量とすれば大体どれぐらいアップされる計画なんでしょうか。

○林務水産課長（堂込 修）これについては、下甌の集落の方々が取り組んでいる、タカエビをとってるんですけど。それに混獲するそういうシバエビを活用した、要は未利用材活用ちゅうことで取り組んでおられるものでありまして。私も数量については、これから新たに組み込むということで、今、試作等は行っておりますが、これを量産化するちゅうことですので。今後、これを量産化することで、そういう所得向上に努めるというものでございます。よろしいでしょうか。

○委員（谷津由尚）下甌島のほうで新たに組みまれるという大変いいことなんですけど、ここにあるこの設備、二つの設備だけで、後は、量産はできるという環境にあられるんでしょうか。それとも、これからさき何かでてるんでしょうか。設備がこの後ですね。

○林務水産課長（堂込 修）今のところは、そういう試作で使ってる機械よりも、そういう機器よりも量産化できるちゅうことで、その動向を見て、今後、考えていくと思われまして。今のところは、この二つのものでどうにか対応していくというふうに聞いております。

以上です。

○委員（谷津由尚）最後です。林務水産課さんと六次産業対策課さんと、どっちでもいいかなというふうにも思うんですけど。この下甌島産のこの件については、今後も林務水産課さんのほうで担当されるという認識でよろしいですか。

○林務水産課長（堂込 修）このシバエビの開発に関しての部分については、今、これを整備することで対応できると思います。

今後、そういう水産加工品とか、そういったも

のが出てくれば、六次産業対策課のほうで対応できるかどうか検討は、当然ここは私どもの主管じゃないんですけど、そちらと検討して、併用はできないんでしょうけど、どちらかにするかは、今後検討していきたいと考えております。

○六次産業対策監（小柳津賢一）私のほうから若干、可能な範囲で補足をいたします。今回、甌島漁協が、この2台の機械を入れるわけです。今後、六次産業対策課のほうで所管をするのか、あるいは林務水産課で所管をするのか。林務水産課は、従前、合併前から含めて、甌島漁協に対しては一定の支援、機械導入、施設整備に対する支援を行っておりまして、それが、合併後も引き続いている状況もでございます。それをどっちをみるかというのは、簡単に言うとケース・バイ・ケースになります。

六次産業対策課のほうの補助になりますと、簡単に言いますと条例に基づく実施計画をつくっていただくという部分が、これはもう漁協だからといって外すわけにはいきませんし、必須になってまいりますので、そこはちょっと言い方悪いかもしれませんが漁協にとってどちらが使い勝手がいいのかという部分を、そのときそのときで両課で連携をしながら対応していくと。今回については、先ほど課長が答弁とおりでということでございます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言許します。

○議員（小田原勇次郎）ありがとうございます。

1点だけ教えてください。林業振興費につきまして、独立法人の森林研究所のほうに委託料を払って、市有林の間伐作業をされるんですが、この受託収入の部分については、これは間伐材の売却収入ということで理解すればよろしいんでしょうか。

○林務水産課長（堂込 修）この事業は、市が森林総合研究所から受託を受けて、うちが実施するというものでございます。

よろしいでしょうか。

○議員（小田原勇次郎）これは間伐材のいわゆる売却とかそこあたりには結びついていかないというふうに理解したほうがいいんでしょうか。

○林務水産課長（堂込 修）この保育間伐自体が、切り捨て間伐ということで、実際、木はそこに切り捨てて、要は切り捨てることで木の育成を図るということでございます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告はありますか。

○林務水産課長（堂込 修）特にありません。

○委員長（佃 昌樹）当局のほうからは特にないということですが、委員のほうから質疑がございしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。
委員外議員、ございますか。

○議員（杉藺道朗）済みませんね。ありがとうございます。

1点だけ。間伐材の話も出しましたが、今、中越パルプのほうでバイオマス発電の関係の工事、順次進めていらっしゃるんですけども。薩摩川内市内における、この山林の有効活用というか、そういう中越パルプさんとの関連とか、そういう燃料としての材木の利用関係というのは、何か特にないんですかね。教えてください。

○林務水産課長（堂込 修）中越パルプのバイオマスが来年の11月から稼働するというところで、今、チップに関しても、先ほど吉野木材さんが川内にチップ工場をつくられるという供給体制を今、中越パルプのほうでつくっております。

この中越パルプの燃料の供給体制については、中越パルプも木質バイオマス協議会というのを立ち上げてやっております。その中で中越パルプの関連会社とか近郷の市町村もオブザーバーとして入っておりますので、そのあたりで情報を聞きながら、私どもも、本市で市有林でできることがあれば、そういったところで協力してまいりたいと

考えているところでございます。

○議員（成川幸太郎）先ほど鳥獣被害のところでお聞きしたんですが、捕獲に関してはこっちだということでしたので。先ほど、イノシシ、鹿等が非常にふえて、被害がふえてるということで、ちょっと確認したいんですけども。今からもういつときしたら狩猟期間が始まって、その狩猟期間中に捕獲したのに対しては、補助が出ないから、特に、鹿については見逃してると、狩猟する人も言われてるそうなんです。この狩猟期間中に補助が出たら、もっと皆さん積極的に頭数を減らすということもされるんじゃないかというふうに思いますが。そういうことは今後考えられないんだろうか。

○林務水産課長（堂込 修）おっしゃるとおり、そのようなことができれば減ると思います。今、狩猟の期間というのは11月の15日から3月の15日までが、狩猟期間となっております。今、緊急捕獲事業もやっているわけですけど、その期間中でも、農家の方々から有害捕獲の要請があれば、そこでその許可を出して捕獲すると、その捕獲分については、当然、そういう報酬等も払うということにしていますので。その猟期間中の全てのものに対する補助というのは、今のところやってないわけですが。聞くところによると伊佐市と阿久根市——ちょっとこれはほかはまだあるか、ちょっとわからないけど、確認できているのは伊佐市と阿久根市が、そういうこともやってるとい話を聞いております。

だから、私どもも、その辺のところ研究しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

以上で、林務水産課を終わります。御苦労さんでした。

△耕地課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、耕地課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市

一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹） まず、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○耕地課長（前迫浩一） それでは、耕地課に係ります第3回補正予算の、まず、歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の38ページをお願いいたします。6款3項1目農業土木総務費の補正額は8万4,000円の減額でございます。これは、4月の人事異動に伴います一般職員給与の減額調整と、消耗品について農地・水保全管理支払交付金事業が多面的機能支払交付金事業への制度移行に伴いまして、農業施設負担金補助金に組みかえを行うものでございます。

次に、6款3項2目農業施設改良費の補正額は、農業施設負担金補助金におきまして多面的機能支払交付金事業としまして852万5,000円を追加補正するものでございます。内容につきましては、対象農用地の台帳整理のための臨時職員雇上料30万円、それと農業土木費からの組みかえ事業費、これは消耗品でございますけれども、22万5,000円、それと農地・水保全管理支払交付金からの多面的機能支払交付金への組みかえに伴います負担金の増額800万円が主なものでございます。

なお、賃金需用費につきましては、国の100%補助でございます。

また、交付金の財源内訳は、国50%、県25%、市25%でございます。

事業の内容につきまして説明をいたしますので、別冊の委員会資料の5ページをお願いいたします。左側のほうでございますけれども、平成25年度まで実施してきました農地・水保全管理支払交付金事業が、制度新設に伴いまして平成26年度から事業名も多面的機能支払交付金事業に変更となっております。内容につきましては、農地・水保全管理支払交付金が、共同活動支援交付金と、それと向上活動支援交付金あったものが、多面的機能支払交付金では、農地維持支払交付金が新たに創設され、また、農地・水支払を組みかえて名称変更をして資源向上支払交付金となったものでございます。

農地維持支払交付金につきましては、農地、水路、農道等の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な保全活動に対しまして交付されるものでございまして、田んぼでございしますれば10アール、1反当たり3,000円が交付されます。また、資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動、つまり水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動に対しましては、田んぼでございしますれば、新規の地区に対しましては10アール当たり2,400円、また、継続地区でございしますれば2,400円の75%の1,800円が交付されます。また、施設の長寿命化のための補修、更新等の活動に対しましては、従来と同様の額が交付されます。

従来の農地・水支払交付金では、共同活動と向上活動の両方の交付金を受けると、10アール、1反当たり、継続地区の田んぼでは7,700円であったものが、今回の多面的機能支払交付金では、農地維持、資源向上の両方の交付金は10アール、1反当たり、継続地区の田んぼでは9,200円となりまして、従来と比べますと1,500円が上乗せとして交付されることとなり、地元としてはより幅広い活動ができるようになっております。

現在、本市では22組織の1,474ヘクタールが対象となっておりますが、今後、組織の拡大、合わせまして対象面積の拡大を図りたいと考えております。

続きまして、予算に返っていただきまして、災害復旧事業について説明をいたしますので、説明書の54ページをお願いいたします。11款1項1目現年公共農林水産施設災害復旧費の補正額は341万3,000円の増額でございます。これは、4月の人事異動に伴います一般職員給与の増額調整が主なものでございます。

次に、歳入について説明をいたしますので、説明書の12ページに返っていただきたいと思います。16款2項4目農林水産業費補助金のうち耕地課分は、2節農業土木費補助金30万円の増額でございます。これは、歳出でも説明しましたとおり農地・水保全管理支払推進交付金事業から多面的機能支払交付金事業への制度移行に伴いまして、多面的機能支払推進交付金52万5,000円の追加、増額と、農地・水・環境保

全向上活動推進交付金市町村推進事業費 22 万 5,000 円の減額補正が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務についての報告はありますか。

○耕地課長（前迫浩一）特段ございません。

○委員長（佃 昌樹）報告はないということですが、委員のほうから質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で耕地課を終わります。御苦労さまでした。

△六次産業対策課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、六次産業対策課の審査に入ります。

△議案第 85 号 平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹）まず、審査を一時中止しておりました議案第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局からの補足説明を求めます。

○六次産業対策課長（山元義一）六次産業対策課です。よろしくお願いいたします。

議案第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち当課分の説明をさせていただきます。

まず、歳出予算です。薩摩川内市各会計予算書、

予算に関する説明書第 3 回補正の 35 ページを開きください。6 款 1 項 2 目農業総務費では、補正前の額 4 億 3,104 万円に 1,868 万 9,000 円を増額して、補正後の額を 4 億 4,972 万 9,000 円とするものです。説明欄をごらんください。農業総務費では 1,868 万 9,000 円を増額しております。うち六次産業対策課分を説明いたしますので、米印、六次産業対策課分をごらんください。普通旅費 22 万 8,000 円は甑島地域への旅費が主なものです。補正の理由は、甑島地域の農林漁業者からの 6 次産業化の相談件数がふえていること。また、今後、六次産業化実施計画の策定に向けての支援が必要となり、当初予算では不足が生じることが予想されることから補正を行うものです。

次に、六次産業化支援事業補助金 3,000 万円について、補正の理由を説明いたします。当初予算で、六次産業化支援事業補助金については 5,300 万円を予算措置しておりましたが、第 1 号の六次産業化実施計画の承認を受けた農林漁業者から同額の補助申請がなされたことに伴い、今後、補助申請が見込まれることから補正を行うものです。積算といたしましては、8 月末までに農林漁業者からの相談件数が約 20 件あり、このうち、今年度中の六次産業化実施計画の承認申請が見込まれる農林漁業者が半分程度、10 件と想定いたしました。

ここで、補助金の限度額について、少し説明させていただきます。施設整備費、箱物の建設に対する補助金の限度額は、補助対象者によって三つに分けています。まず、一つ目として、農林漁業者個人の場合は 3,000 万円が限度額です。二つ目として、農林漁業者が組織する法人、JA などですが、は 7,000 万円が上限です。三つ目として、任意団体、農業法人などは 5,000 万円が上限です。また、この限度額は、単年度の限度額でもあり、六次産業化実施計画の計画期間全体を通じた限度額でもあります。

次に、施設整備費以外の調査研究、機械の購入、販路開拓等が対象となる機械購入などのソフト事業の限度額については、補助対象者に関係なく年 300 万円が限度額となります。施設整備費の限度額との違いは、年 300 万円ですので、計画期間が、例えば 3 年間であれば、300 万円掛ける

3年間で900万円が限度額となり、計画期間が最大の5年間になれば、300万円掛ける5年間の1,500万円が限度額になります。

ここで、補正の予算の積算に戻りまして説明いたします。現在、相談を受けている事業内容が機械の購入などのソフト事業が中心であることから、その上限額300万円に相談件数約20件のうち、実施計画の提出が見込まれる半分の10件を掛けた額、300万円掛ける10の3,000万円を補正するものであります。

次に、歳入につきましては、財源が全て一般財源のため、説明箇所はございません。

次に、債務負担行為補正につきまして説明いたしますので、7ページをお開きください。第3表債務負担行為補正の2、変更をごらんください。事項は六次産業化支援事業補助で、変更前は期間が平成27年度から平成30年度まで4年間で、限度額が1,200万円であり、変更後は、期間は補正前と同様で、限度額は1億3,200万円です。これは、先ほど説明いたしました今回の補正額3,000万円について、六次産業化実施計画が最大5カ年間の計画となることから、3,000万円の4年間分1億2,000万円となり、変更前の1,200万円と合計して1億3,200万円となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） ただいま当局からの説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） この後の所管事務でもよろしかったんですけど、今、補正で3,000万ということおっしゃいまして、その内訳として300万掛ける10件と。それはいいんですけど、今、本市の6次産業の活性化をするために、法人を見ておられるのか、あるいは団体を見ておられるのか、個人を見ておられるのか。そういうところがちょっと。まずは、そこをちょっとお願いします。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 結論から言いますと、その自営とか公的団体はちょっと別なんですけど、法人とか、団体とか、あるいは個人とかということで、そのどちらを重点的にということとはございません。それは、個人の経営状況に

よって違いますので。特に農業であれば、経営面積とかが1町に満たない経営者もいらっしゃるすし、米作の大規模であれば何町歩、10町歩、20町歩の単位で持っていらっしゃる方も市内にいらっしゃるから、そういう方は法人格持つところもあるので。そこを我々としてどちらかに絞るということとはございません。

ただ、それはあくまでも個々の経営の話でございまして、公共的団体としてのJAなり、森林組合なりという部分とはちょっと扱いは違うかなと思いますけど。個々の経営の中で、個人か法人かというのは差は設けておりません。

以上です。

○委員（谷津由尚） もちろん、そのJAさんとか、組合はちょっと別にして。6次産業のその趣旨からいって、本来の、本市が6次産業政策を導入した趣旨というのは、1次産業に従事されている方の収入を上げようということ。それからいったときに、もちろん事業者も発展していただかないと困るんですけど、やはり個人所得者の底上げを図るのが、今の例えば、農業ですと後継者を確保するとか、そういうことに直結するはずなんです。ですので、そのための6次産業化の事業補助金でもあり、と思ってるんですが。ちょっとその辺のことが、まだ形となって出てきてないと思うんですよ。今、第3回補正ですけど、今年度残った月数と、来年に対してその辺のこと。今、どのように今後攻めていかれようとされているのか。もし、今、その辺の方針が明確にあられるのであれば、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 済いません、的確な答弁になるかどうかわかりませんけれども。我々のスタンスとしては、そもそも今回の6次産業化の狙いというのは、今、副委員長が述べられた全くそのとおりです。自分たちもその考え方のもとにやっています。

それを、実際に具体的にはどういうアクションとして、今後、どうしていくかという部分で、我々もはっきり言って暗中模索、手探りの部分あるんですけども、従前から申し上げてきていたのは、簡単に言うと、個々の、ケース・バイ・ケース、経営の状況に応じてというやり方です。

できるだけ、もうちょっとかみ砕いて言います

と、例えば、先ほど言った1町歩にも満たないような方々が、仮に6次産業化をしたいという話があったときに、変な言い方ですけど、割に合わないような大規模な機械、設備等の建設を前提としている6次産業化をするという部分を考えたときに、それが、例えば仮につくって、いつかは成功するかもしれませんが、結局、借金ばかり残ると。補助金で100%みるわけにはいかないわけですから。自己負担の部分というのも相当部分あるので。そういう部分をしっかり一緒になって考えていく。

それを、例えば、法人であれば、ある程度そういう機械なんかも含めた、施設なんかも含めた大規模な部分、と伸びてくるところだと思います。実際に、第1号の承認者は法人でございました。それなり財的な基盤もある事業者でございました。そういう部分にとって、その可能な、これであれば経営的にもある程度いけるという部分は、それぞれの申請者の方々と、きちっと事前に何回も何回も話をしながらやっています。そこの部分の見きわめはしっかりしていきたいという意味でのケース・バイ・ケースでの対応というふうに考えてます。

それぞれの状況を、置かれた環境、状況に沿った形で6次産業化を、一つでも二つでも、種を実に育てていくことによって、場合によっては、その隣にいらっしゃる似たような経営を持っていられっしゃる方々が、じゃあ、俺もやってみようかという部分が、少しずつ、少しずつ、点が、線、面への広がりになっていけばいいかなあといううな。ちょっと答弁になってるかどうかかわかんないですけど、そういうイメージの取り組み方でございます。

以上です。

○委員（谷津由尚） わかりました。どうしても私は、個人所得の底上げをせにやいかんというのが、どうしても払拭できない目的の一つにあって。そのためには、当然、個人ですから、今まで生産一本でされてた方が、加工とか、それをましてや売り歩くんちゅうのは、もう全然ノウハウがないわけで、そのスキルというのは、当然必要になってくるんですね。

ですから、今も含めて、今からさき、そのスキルアップのためのいろんな個人に対する研修と

か、そういうことに対して、ちょっと今ここで、予算ではわかんなかったんですけど、どの程度のことを、今、されようと計画されているのか、もし計画があったら教えてください。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 今回の補正では、御指摘のとおりでしておりません。当初予算での対応に、予算的にはなりますが。例えばですね、この後所管事務でも御紹介したいと思ってたんですけど、まずは、個人での研修って言っているのかどうかわかりませんが、今度の土曜日、あさって国際交流センターで不特定多数を対象にしたシンポジウムをやります。

それ以外にも、例えば、六次産業化基礎講習会といって10月以降、一応予定はしてるんですけど。市外の現地視察なんかも含めて、4回の講座をワンセットで4回とも出れる人を募集をして、それに出ていただいて、年度末には成果を含めた、発表も含めた、何らかの6次産業化に向けてのノウハウを基礎からある程度、基礎を第一段階、第二段階ぐらいまでの、その学びをしていただく部分ですとか。あるいはある程度、もう6次産業化取り組もうとしている方々で、例えば、具体的にイメージされている加工品のパッケージのつくり方、あるいはその価格の設定の仕方、それを個別に専門家を紹介をして、それぞれの状況に応じたマンツーマンでの、フェース・ツー・フェースで相談会みたいなやつもしたいと思ってます。

そういうような部分は、とりあえず今年度の部分としては、そういう部分を考えてまして、また、来年度以降は、そういうのに加えまして、例えば、実際に異業種の方々、商工業とのマッチングみたいな部分を含めて、それでして、もしかして何かのきっかけとか動機づけ、意識づけ、マッチングみたいなのが出てするかもしれませんし。そういうふうな異業種交流会ですとか、あるいは先ほどちょっと副委員長からも御指摘だったんですけど、個人経営から、例えば、法人化をすると。6次産業化をきっかけとして法人化まで伸ばすという部分を視野に入れた組織の体制強化みたいな研修会も、ことしはちょっと予算的に無理なんですけど、来年度以降も仕組んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで、本案を一時中止いたします。

所管事務について、ちょっとシンポジウムやいろいろな質問が出てくる可能性がたくさんありますので、ここで休憩したいと思います。再開を概ね13時といたします。

休憩いたします。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（佃 昌樹）おそろいですので、休憩前に引き続いて会議を再開をいたします。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、六次産業対策課の所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告をしてください。

○六次産業対策課長（山元義一）企画経済委員会資料の6ページをお開きください。初めに、第1号の承認を受けました六次産業化実施計画の概要について説明いたします。

①で、申請者は有限会社神田畜産、代表取締役神田和喜氏であり、住所はごらんのとおりです。

②では、提出していただいた六次産業化実施計画の内容になります。

ア、精肉加工及び加工品販売施設の新設については、上川内町にある現在の川内店を廃止し、今計画において新川内店として東向田町に土地を購入し、精肉加工及び加工品販売施設を新設するものです。規模としては始良店と同程度となっております。

イ、新川内店での加工品の製造及び新商品の開発については、現在、始良店で精肉加工や加工品の製造を行い、販売を川内店で行っておりますが、新川内店では、精肉加工及び加工品製造を行うほか、新商品の開発として自社の黒毛和牛等を活用した商品開発を計画しております。

ウ、新川内店での新規顧客の開拓については、川内駅近辺という好条件にもあるため、新たな消費者、顧客の拡充を見込んでいます。

エ、新規雇用の拡充では、新たに正規職員2名とパート職員七、八名について、市内からの雇用を見込んでおります。

オ、生産部門の強化につきましては、国県の補助事業を導入し、平成26年度内に入来牧場の牛舎を増築する計画であります。具体的には、施設数では2棟の増、飼養頭数では繁殖雌牛が43頭の増、肥育牛が210頭の増となっております。

次に、③、売上高の目標につきましては、現状が、平成25年5月期で3億2,616万7,000円であり、5年目の平成30年度の目標は4億4,564万7,000円とし、現状から約1億2,000円の増、1.4倍の計画となっております。

7ページをごらんください。④では、計画された5カ年間の各年度の事業計画及び事業費、括弧内で補助金相当額を記載しております。本年度、平成26年度は事業内容が施設整備、機械設備整備、宣伝広告となり、事業費で2億975万8,000円で、補助金相当額は5,300万円です。平成27年度は事業内容がホームページ等のリニューアル、パッケージ等のリニューアル、宣伝広告となり、事業費で900万円、補助金相当額が300万円となっております。平成28年度から平成30年度までは、事業内容が新商品の開発、宣伝広告となり、各年度とも同額、事業費で900万円、補助金相当額が300万円となっております。5カ年間の合計で、事業費が2億4,575万8,000円で、補助金相当額が6,500万円となります。

続きまして、2におきまして、本年度4月以降、農林漁業者等からありました農林漁業の6次産業化の相談件数について、記載しておりますので説明いたします。本年6月末現在の数字となっております。なお、同じ方から何回も相談を受けている状況ですが、相談件数としては1件としてカウントしてございます。

それでは、内容について説明します。表の右下をごらんください。相談件数は、合計で23件です。地域別の合計額を見ていただきますと、川内地域が一番多く8件で、樋脇、入来地域が4件ず

つとなっており、以下東郷地域が3件、下甌地域が2件、祁答院、里地域が1件ずつとなっております。

作物別では、縦に見ていただき農産物が一番多く13件で、畜産物、林産物、水産物はほぼ同数の三、四件となっております。

次に、8ページをごらんください。こちらは、本年7月16日付で議員の皆様へ六次産業化実施計画について報告いたしました主要事項処理経過報告書の写しを添付してございます。

最後に、9ページをごらんください。8月20日付で議員の皆様へ御案内させていただきました六次産業化シンポジウム in 薩摩川内2014のチラシを添付させていただきました。日時は、今週末の9月13日土曜日、14時から国際交流センターのコンベンションホールにおいて、6次産業化の意識啓発、人材育成を目的に実施いたします。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（佃 昌樹）** ただいま当局からの説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 今回、第1号の六次産業化支援事業補助金の対象者を決められたわけですが、私が今回質問させてほしいのは、このニュアンスからいくと、6次産業でもいいんでしょうけども、これむしろ企業誘致のほうの助成対象としてもいいのではないかと。つまり、例えば先ほどありましたバイオマス用のチップの木材会社とか、それとメッシュの加工会社、あるいは、その前の永利のほうで工場拡張された金属の超精密加工会社等々がこういう敷地を増設すると。増設するというのと、ニュアンスとしては全く一緒だよなというのがあって、企業誘致のほうの助成金を対象としても別に違和感はないという中で、この6次産業の支援事業補助金をちょっと決められた判断基準というのをちょっと伺います。

**○六次産業対策監（小柳津賢一）** 結論から言うと、特に基準というものはあったわけではないです、簡単に言うと。この間も本会議で答弁は、実はしたんですけど、最初はJAの担当者から連絡がありました。ことしの2月の末でした。6次産業化を考えている業者さんがいると。具体的に

はこういうことであるというので、そのときには、市の補助金という指定の仕方は全くなかったんです。国・県でもいいので何か知らないかというような部分が、農林水産部の六次産業対策課のほうにありまして——失礼しました、当時は農政課ですね。農政課のほうにありまして。こういう予算が、実は来年度からできるんですよという話をして、具体的な話が進んできたのが4月以降です。

そのときに、確かに企業誘致にも該当するかというのはあったかもしれませんが、私どもとしては、その最初の言われ方が、そういう6次産業みたいなことをしたいんだけどという御相談の仕方だったんで。ちょっと済みません、そこは連携不足と言われるかもしれませんが、企業・港振興課のほうとも相談して、何らかの判断基準を持って振り分けたわけではございません。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** 明確な判断基準はないとお答えいただきましたが、逆に言うと、明確な判断基準はつくつくべきだろうというふうに思います。

例えば、この第1号の申請された方は、生産からされているわけで、これはこれで非常に、その規模を大きくするところでわかるんですけども。ただ、先ほどの、昼食前の会話で、1次産業に従事されてる方の底上げを図りたいという、収入の底上げを図りたいという本市の6次産業の当初の基本的な目的に立ち返って考えるならば、ここは事業者ですから。事業者であるということは、むしろそういう趣旨からいくと、6次産業じゃなくて、逆に無理があって、企業誘致さんのほうの助成対象のほうが1事業者としてはスムーズに理解できるのかなというのが、どうしてもあって。

今、お聞きしたところ判断基準がないということですので、余計にちょっと悩むんですけど。いずれにしても、当初の6次産業の趣旨に対して、今回、これを6次で決められたという、そのところは、今後も似たような判断基準が出てくると思いますので、まず、明確に判断基準をつくっておいていただきたいというのが一つです。

それともう一つです。御存じのとおり本市は、地域成長戦略を平成24年11月からやり始めてまして、その中には、当然、食品ビジネスという、特に力を入れていく政策分野も入ってます。そう

いう中で、今回の第1号の申請の方は、まさにそれに対象する事業者でありますので、これはこれで、市としてはきちんと対応しなきゃいけないんですけども。その中で関係があるのは、6次産業と食品ビジネスと、どうやってこれを連携させていくかというところが、最後のゴールの姿であって。そこの姿から逆算したときに、今回のこういう判断ではないだろうというのは、私はそう思っています。これについていかがお考えですか。

**○六次産業対策監（小柳津賢一）** 先ほどの答弁が、ちょっとよろしくなかったかもしれません。判断基準が全くないわけではないです。今回のケースについては、最初から6次産業化って来られたのもあって。そこは、ちょっと私どもの視野が狭かったかもしれませんが、一応、あることはあるんです。企業・港振興課のほうは、実は、雇用のほうが5名以上っていうのがあるんです。うちは、そこの部分の制限が、実はなくて。簡単に言うと、今回は、エのところにもありますように5名以上のあれがありますので、結果的に最初から相談しなかったのは正直あるんですけど、その部分でのより分けは少なくともできませんし、しなかったということです。

判断基準がないわけではないんです。はっきりした部分って言っていいかはどうかはわかりませんが、全くないわけではなくって、今回のケースで、企業・港振興課、六次産業対策課という仕分けの仕方はしなかったという意味での説明です。そこは、ちょっとおわびを申し上げます。

それと、6次産業対策と食品ビジネスの関係でございますが。ちょっと濟いません、的確な答弁になるかわかりませんが。非常に食品ビジネスと6次産業対策の今後のすり合わせの仕方については、私自身も非常に頭を悩ませるという部分があるのは、実際、正直なところです。というのは、我々6次産業対策としては、農林漁業者を相手にしてるっていうのが、まず第一にあるんですが、地域成長戦略ビジネスの、ありていに言いますと、計画期間内に6次産業対策としてきちっとしたものが、成果がでてくるのかという部分。

以前もこの委員会で、もしかしたら申し上げたことあるかもしれませんが、時間がかかるかどうかかわからないと。端的に言うと。短期間で済むかもしれないし、長期間いるかもしれない。そこ

の部分か私どもが、今、何も確かなもの何も持たなくて、その意味も含めて我々のやり方で、食品ビジネスの地域成長戦略上のしっかりしたマッチングができるかどうかという部分につきましては、私としても悩ましいというのは、実際あります。食品ビジネスときちっと歩調は合わせたいとは思ってはいるんですけど、片や農林漁業者の意識の改革という部分を考えていったときに、もしかしたら、そこが多少ずれたところがあるのかなあというのは考えているところです。

ちょっと答弁になっているかどうかわかりません。以上です。

**○委員（谷津由尚）** 先ほど企業誘致のほうは、濟いません、各論ですけど、雇用が5名以上ということだったんですが、ここでは正規職員2名とパート職員の方が7から8名ということで、その部分クリアしてるだろうと。それ以上に牛がふえるんですけどね。ですんで、いずれにしてもそこが、誰が見てもこういう判断基準だったらこれは企業誘致のほうだな、今回は6次のほうだねという、そういう線引きは何らかの形で引いておいていただきたいと思います。要望しておきます。

**○委員長（佃 昌樹）** 要望であります。ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

**○議員（成川幸太郎）** 一つ教えてください。大体、本会議で質問した内容がここに網羅されて、委員会資料が早くわかるとけば質問せんでよかったような気がするんですけども。生産部門の強化というところで、ここが一番1次産業の強化につながる部分だと思うんですけども。ここに国・県の補助事業を導入して1次産業としての繁殖雌牛と肥育牛をふやされるわけですけども。ここが既に、国・県の補助事業で拡大されてるものに対して、6次産業のこの補助金を、次にプラスしていくということは、特に差しさわりはなかったんでしょうか。

**○六次産業対策課長（山元義一）** 今の質問にお答えします。その1次産業の生産部門と、私どもの6次産業化の部門とは、全く補助制度が違うものですので、差し支えないというふうに理解し

ております。

**○議員（成川幸太郎）** もう1点。この売上高がふえていくということで書いてあるんですが、これは6次産業化っていう場合の売上高の増加っていうのは、非常に難しいと思うんです。この前説明受けたときには、この肥育牛にしても全てが6次産業化に使われるわけじゃなくて、出荷されて売上をつくれる部分と、2次産業、加工して自社で販売される部分の売上と、売上が3段階ぐらいに分かれると思うんですけども。そこらを総合した形での売上だというふうに考えていいでしょうか。

**○六次産業対策課長（山元義一）** 今の御質問にお答えします。経営全体の中には、今おっしゃったように増産に伴う増加部分。あと、新しく精肉加工販売に伴う増加部分ということで、経営全体としての、今こちらに示した数字は、経営全体の数字となっております。

以上です。

**○議員（福田俊一郎）** 質問させてください。教えてください。

この6次産業化については、本当にいい事業ですので、積極的に推進していただきたいと思うんですが、今回、この承認を受けたこの事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

7ページのほうをごらんいただければと思いますが、今回は補助金が6,500万ある中で、特に施設整備等については5,300万ということになってます。補助額の80%。先ほどのいろいろと説明をお聞きますと、宣伝広告費や機械設備費を引くと、施設整備が大体4,700万ぐらいになるんじゃないかなというふうに思います。

今回の上物については、精肉加工施設と加工品販売施設ということで約306平米の建築面積ということになっています。

そこでお尋ねしますのは、今回のこの上物については、工事請負がどういう補助要件になっているのかというのをお尋ねしたいと思います。随契になっているのか、競争入札になっているのかそこをお尋ねします。

それから、平成26年度から平成30年度までの5カ年の事業になりますが、宣伝広告、それから新商品の開発について、大体年間900万という大きな事業で、それに300万円の補助金を充

当しています。年間900万の宣伝広告、新商品の開発、相当大きなものですので、この中身を分けて示していただきたい。特に、新商品の開発については、今までに、コロッケやハンバーグ等をつくっておられるということで、これ以外のいわゆる新商品の開発ということになりますので、材料費が含まれているのか、人件費が含まれているのか、その新製品の開発に伴う商品ができた試供品等もそういう販売ルートに乗っていくのか。この辺も合わせて、そしてこの中身を具体的にお示ししていただきたいというのが2点目。

3点目は、この東向田町の場所を、もうわかっていますのでちょっと教えてほしいと思います。

以上、とりあえず3点。

**○六次産業対策課長（山元義一）** まず一つ目の質問の、今回、神田さんの分の箱物については、入札はどのようにされたかということについては、競争入札のほうでされていらっしゃると思います。4社で入札されて、市内の業者さんが落札されたというふうに聞いております。

二つ目の新開発関係のお金の900万円の割り振りですけれども、平成28年度新商品開発黒毛和牛のお弁当とか、あと、ハムとかベーコンとか、そういうものを新商品の開発を考えていらっしゃいます。金額としては200万円です。宣伝広告費としてはチラシ等の作成費ということで100万円です。それと、ここには主なものという形で二つしか書いていないんですけれども、それ以外に加工委託料という形で600万円ありまして、合計で900万円という形になっております。

それと三つ目の新しい店舗の場所ですけれども、東向田町の南日本新聞支社、御存じだと思いますけれども、あそこの道路を挟んで正面側のほうの、あそこが新しい店舗になっております。

以上です。

**○委員（福田俊一郎）** まず今、上物の発注は済ませたという話でした。ということは、もう競争入札は済んだということで、もう終わったわけですね、わかりました。既に競争入札でやったということで理解をいたしました。

いや、何で質問したかということ、ここだけの話じゃなくて、ほかの所管についていろいろと国県の補助事業がある、出た、施設整備について、あ



るところは随契でやり、あるところは要するに入札でやっているところもあるんです。国県の補助事業ですから、国県のほうからいわゆる補助要件で、市で利用している入札制度で実施することというふうに入っているものですから。本市で当然単独で補助を出すわけですので、それにのっとった市の入札制度でもってすべきだということを言いたかったんですが、ほかの所管が随契でやっているところもあったりするものですから、その確認の意味でお尋ねをしたところでした。

それから、チラシが１００万で、黒毛和牛での開発が２００万ということでした。加工委託料というのが６００万出てきましたけど、ここが加工するんじゃないんですね。自分のところ、自前でつくるじゃなくて、委託をして６００万が入っているということです。ちょっとここの意味合いをもう１回お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

**○六次産業対策監（小柳津賢一）** ちょっと加工委託と言うとわかりづらいんですけど、簡単に言いますと、牛を肉として販売するまでには細かいこういうブロックまでに処理する前に、要は屠殺という大きな処理加工工程があります。屠殺の場合は、と畜場法という大きな法律があって、一般のこういうお肉屋さんなんか、基本的にはできません。屠殺場というのはきちんとあって、衛生基準とか厳しいのがございまして、いわゆる家畜はそこでないと屠畜ができません。この屠畜の加工料です。自分の牛を１回鹿児島県の業者に、屠畜して。皮を剥いで、頭を落として、足先、手先を落として、ごらんになったことないでしょうか。牛・豚が、でっかいのが、内臓とかとってぶら下がっているのがあるんですけど、あの状態までにした上で加工していく分の委託料です。それをその自社のところに持ってこられて、あとはブロックにしたりして、細かくスライスをしたりして販売するというその加工です。済いません、ちょっと不十分でした。

**○委員長（佃 昌樹）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑がないと認めます。

以上で、六次産業対策課を終わります。御苦労さまでした。

#### △商工振興課の審査

**○委員長（佃 昌樹）** 次に、商工観光部の商工振興課の審査に入ります。

#### △議案第８５号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（佃 昌樹）** まず、審査を一時中止しておりました議案第８５号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○商工振興課長（宮里敏郎）** 商工振興課でございます。よろしくお願いいたします。

では、まず歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の４１ページをお開きください。

７款１項１目商工総務費で、説明欄にございます事項、商工総務費でございますけども、これについては４月１日の人事異動に伴う給与費の調整による補正でございます。

次の事項、並行在来線鉄道対策事業費の中で委託料２８０万円でございますけども、これにつきましては肥薩おれんじ鉄道車両ラッピング等委託事業でございまして、肥薩おれんじ鉄道の利用者及び沿線住民等に対し、本市をＰＲするため、車両１両に甕島等の景勝地やイベント等のラッピングを行うものでございます。

次に、肥薩おれんじ鉄道経営安定対策事業補助金２１６万円でございますけども、これは新たな支援資金に基づく肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援でございます。これにつきましては、別冊でお配りしております企画経済委員会資料商工観光部の１ページをお開きください。

肥薩おれんじ鉄道に対します財政支援につきましては、県市町村振興協会に対しましてこれまで要望してきておりましたけども、関係４団体、市長会、町村長会、市議会議長会、町村議長会でございますけども、この４団体の合意が得られたことで、今後１０年間で１０億１，５００万円を上限に支援することを決定していただいております。

今年度の補助金につきましては、補助の対象となる経費は（１）に記載のとおりでありまして、補助金の内訳につきましては（２）に記載のとおりでございますけども、全体の補助対象経費といたしましては、線路、電路、車両保存費等で合計

10億1,470万5,000円でございます。

補助対象経費から控除する控除費といたしましては、線路使用料等がございますので、これの合計額7億4,324万3,000円を差し引きまして、県には2億7,146万2,000円、これがいわゆる公的支援額ということになります。これは鹿児島、熊本、両県側の負担合計額でございますので、鹿児島県側の負担額はこのうちの52%、金額で1億4,116万円でございます。この1億4,116万円の額についての県と沿線3市の内訳及びいわゆる上の部分それから下の部分の内訳につきましては、下段の表に記載したとおりであります。

なお、県と沿線3市の負担割合及び沿線3市の中での負担割合、これについては平成14年8月の合意事項に基づく負担割合となっているものでございます。結果といたしまして、今回、薩摩川内市から補助する補助金の金額というのが216万円となっております。なお、この下段のちょうど中ほどですけども、下の部分に対する合計額1億1,012万7,000円、この金額が県の市町村振興協会のほうから補助されるということになる予定となっております。

次に、歳入について御説明いたしますので再度、予算に関する説明書の12ページのほうにお戻りください。

16款2項5目商工費補助金、1節の商工費補助金で140万計上しておりますけども、これは先ほど歳出で説明いたしました肥薩おれんじ鉄道車両ラッピング等委託事業に対する県の地域振興推進事業補助金でございます。なお、この補助率は2分の1となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（佃 昌樹）**ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）**肥薩おれんじ鉄道に関する質問で、平成34年までの10年間で10億1,500万の財政支援が決定したわけです。その線路等々の整備に非常に高額にお金がかかるということで、向こう10年計画ぐらいで今からされるということだと思んですが。その10年間の中で一気ににはされないんでしょうけど、もちろ

ん計画的にされるんですけども、その間の当然安全というのは守らなければならないです。その辺の、要は安全を守りながら、きちんとその一番程度の悪いところから交換していくという作業というのは、どういう形で今後進められようと、肥薩おれんじ鉄道さんのほうでされているのか。その辺の何か情報がありましたら、ちょっとお願いします。

**○商工振興課長（宮里敏郎）**いわゆる下の部分に対する今後の整備の方針ですけども、今これにつきましては国の補助をいただきながら、肥薩おれんじ鉄道で重要な部分から改修等を行っていくというのをされております。主には、一番はレールの敷きかえ。かなり老朽化しているということ。それから橋梁、トンネル、それに付随します電路関係の分ということで、当面、今後これからの10年の間に国の補助もいただきながら整備を進めていきたい。これは安全対策で必要などころから整備をしていくということで伺っております。ただ、具体的にどここの部分からというところまで、現時点で把握しておりませんが。ちなみにトンネル部分については、もう今年度、これは熊本県側ですけども、一番危ないというところに既に着手をしておられるようです。そこについては終わったというふうに認識しております。

**○委員（谷津由尚）**わかりました。なぜこういうことを言うかといいますと、多分、情報は入っておられると思うんですけど、今のJR九州の広告塔の、ななつ星が、まだ来年、再来年の計画の段階で、この鹿児島側西回りのほうを、つまり肥薩おれんじ鉄道のコースを走らせようという計画が、まだ検討のテーブルにのっかっているということで。そうであれば、もう何としてもこちらを走っていただきたいというのもあって。そのためには、やはり当然あの列車は豪華という名の売り物ですから、揺れるとこれはもうだめなんです。です。その路盤整備でやっぱり急ぐというところが、もう最低条件としてはその辺のことをターゲットにまたやる必要もあるのかということもありまして。ぜひよろしくお願いします。

**○委員長（佃 昌樹）**はい、要望です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）**質疑が尽きたと認めま

す。

委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑がないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告をお願いいたします。

○商工振興課長（宮里敏郎）それでは、商工振興課のほうから2件ございますので、続けて報告をさせていただきたいと思います。

では、企画経済委員会資料の2ページのほうをお開きください。

まず1点目、コミュニティバス運賃の見直しについて御説明いたします。

市内のコミュニティバスにつきまして、これは各市町でそれぞれ合併前から運賃100円でこれまで運行されてきておりますけれども、市の財政状況や民間バスの初乗り運賃などを参考に今回、見直しを行いたいとするものでございます。

まず、資料に基づいて御説明いたしますが、コミュニティバスの運行状況でございます。現在、本土の各地域及び甌島地域において12路線で市が委託する、いわゆる100円バス、これを運行しているところでございます。このうち合併後、運行開始をした路線は12路線のうちで7路線でございます。これには甌島地域のコミュニティバスも含まれております。また、入来地域と東郷地域それから甌島地域のコミュニティバスの一部においては、デマンド交通を既に導入しているところでもございます。

年間の利用者数については、路線拡大のこともございますので当然年々増加しております。平成25年度は年間35万4,000人が利用していただいております。この数は平成18年度と比較すると約2倍となっております。

一方、委託料につきましても線路拡大とともに増額しております。平成25年度の委託料は総額で約1億8,900万円というふうになっております。このうち国・県の補助を差し引いた市の一般財源でも見ますと1億5,200万程度と

いう金額に膨れ上がっているところでございます。

これまで運賃の見直しにつきましては、市の地域公共交通活性化協議会におきましても、平成24年度から市の財政状況、これは平成27年度以降の交付税の削減の状況を踏まえての財政状況等でございますけれども、これらを踏まえての運賃見直しについて協議していただいたところでございます。先月8月に行いました協議会において、この見直しの方針について今、一応、協議会のほうでは承認をいただいているところでございます。

今回、見直しを行う内容でございますけれども、3ページになります。まず、運賃について現行の100円を150円にしようとするものでございます。小学生以下等については半額になりますので、従前の50円から80円ということになります。なお、この金額の設定につきましては、民間の路線バス、これの初乗り運賃がことし4月から140円になったこと、それが一番要因で、その額を大幅に上回らない額で料金の設定をしたというところでございます。

また参考までに、3ページの一番下段の表、参考の2に、県内の市町の運賃の比較表を記載しておりますけれども、鹿児島市、霧島市は150円で、それから近隣のいちき串木野市、出水市、さつま町は200円での運行となっているところでございます。

今回、見直しの対象とする路線は市が委託している全てのコミュニティバスでございます。それから見直しの時期につきましては平成27年4月1日から見直しを行いたいというものでございます。なお、参考までに、今回の運賃改定によります経費削減額を試算してみましたけれども、運賃が約1,700万円増額されることとなります。そのことで、結果、同額の1,700万円が市の委託料から削減されるということになると思います。これがコミュニティバスの運賃見直しについての説明でございます。

次に、資料の4ページをお開きください。祁答院バスの運行見直しについて御説明いたします。

祁答院地域におきましては、合併前の平成9年2月からコミュニティバスとして祁答院バスを運行しております。しかしながら少子高齢化、地域人口の減少等により利用者は減少し、いわゆる空バス、これが多く発生している状況でございます。

また、利用者の減少の要因には、利用者が高齢化することに伴い、バス停までの距離が遠いこと、それからバス停でおりてから目的地までが遠いこと、そういうことでだんだんバスの利用者が少なくなっているんじゃないかというふうに想定されるところでございます。利用者の推移について表で示しておりますけれども、平成21年度と平成25年度を比較しますと、利用者は約57%減少しております。反面、委託料でございますけれども、これは燃料費の高騰等によりまして、委託料は約5%増額しているという結果となっております。

これらの現状から、現在のままの祁答院バスでは、まず1点目で利用者が激減していること、2点目に利用者が激減し空バスの発生率が高くなってきていること、3点目に今のバスは期間のみ運行していることから交通空白地の解消ができず、結果として利用増につながらないこと、以上のことから今後、デマンド交通いわゆる事前予約型の乗り合いタクシーでございますけれども、こちらのほうに移行したいという考えでございます。

デマンド交通のメリット、デメリットについては記載のとおりでございます。既に入来地域と東郷地域それから甑島地域の一部で導入しておりますが、いずれも利用者数については増加の傾向にございます。

祁答院地域の導入の時期につきましては平成27年度中ということで記載してございますけれども、スケジュールの5ページの一番最後ですけれども、そこに記載しておりますとおり、諸手続等を踏まえまして地元説明会等を終え、来年7月をめどに運行開始をしたいというふうに考えているところでございます。なお、このことにつきまして8月11日に祁答院地域の各地区コミュニティ協議会の役員の皆様あるいは民生委員の皆様方に対しまして意見交換会を実施いたしましたけれども、現在の祁答院バスの実態とそれからデマンド交通の概要等を理解していただいた上で、祁答院地域へのデマンド交通の導入について御理解をいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑がないと認めます。  
委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑がないと認めます。  
以上で、商工振興課を終わります。御苦労さまでした。

---

△企業・港振興課の審査

○委員長（佃 昌樹） 次に、企業・港振興課の審査に入ります。

---

△議案第75号 薩摩川内市甑島旅客待合施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（佃 昌樹） まず、議案第75号薩摩川内市甑島旅客待合施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○企業・港振興課長（奥平幸己） それでは、議案第75号薩摩川内市甑島旅客待合施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案その1、75-1ページをお開きください。提案理由につきましては本会議で説明済みのため省略をさせていただきます。

75-2ページが改正条文になりますが、説明は事前に配付をさせていただいております別途議会資料、商工観光部により説明させていただきます。議会資料の1ページをお開きください。

1の条例改正の基本方針でございます。甑島の旅客待合施設、里港、鹿島港、長浜港待合所につきましては、現在、市直営で管理をしておりますが、今回の条例改正においては、これを指定管理者に行わせることができるようにすること、また、里港、長浜港待合所につきましては、名称の変更をしようとするものでございます。

2の条例改正の概要でございます。指定管理者による管理でございますが、里港、長浜港待合所の両待合所について指定管理者による管理を導入しようとするものであり、鹿島港待合所については市直営で継続するものでございます。里港、長浜港待合所の両待合所につきましては、本年度、観光・シティセールス課において改修工事を進め

ておりますが、完成後の来年度、平成27年度から導入を予定しているところでございます。

(2)の指定管理者に行わせる業務でございますが、ほかの指定管理者制度導入の施設と同様に維持管理に係る業務を主体として行っていただくこととしております。

次に、施設名称の変更でございますが、里港、長浜港待合所について、表にございますとおり甕島への玄関口となっております川内港ターミナルと名称を統一し、里港ターミナル、長浜港ターミナルというふうに変更をし、甕島側の玄関口をわかりやすくし、利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。また、そのほか、これらの規定に関連して所要の規定の整備を行っております。主なものは指定管理者の指定手続などに関する規定となっております。

最後に、施行日については平成27年4月1日からとし、指定管理者の指定やその手続、準備行為については施行前に着手できるものとしたところでございます。

以上で説明を終わりますが、数値など細かなデータの回答につきましては課長代理以下グループ長からも回答をさせていただきたいと思っております。また、本件に関しましては関連がございますので観光・シティセールス課も同席させていただいており、質問によって同課からも回答をいたしますことを御了承いただきたいと思います。

よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(佃 昌樹) ただいま当局からの説明がありました。

これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員(川畑善照) 名称がターミナルとなることは大変いいことだと思うんですが、先月私もはちょっと日帰りで行ったんですけども。ターミナルといってもまだ改装はしていなかったと思うんですが、里港のほうの売店なんかどうもちょっと古い感じがして。そんな、行った方が言われておったんです。だから、あそこなんかの内装関係もされるんですか。

○企業・港振興課長(奥平幸己) 観光・シティセールス課長のほうから答えさせていただきます。

○観光・シティセールス課長(古川英利) 里港と長浜港の待合所、ターミナルにつきまして

は、内装もやりかえて増築をするという予定でございます。今月中に発注しまして、工事着手を10月以降で、今年度中の完成を見込んでおります。

以上です。

○委員長(佃 昌樹) 委員の方、ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 質疑が尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 質疑がないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### △議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(佃 昌樹) 次に、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○企業・港振興課長(奥平幸己) それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、企業・港振興課分について御説明を申し上げます。

歳出について御説明いたします。予算に関する説明書第3回補正の41ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費説明欄の事項、川内港利用推進事業費71万円でございます。これにつきましては川内港ターミナルの管理経費でございまして、4月から6月までの実績と今後の見込みにより管理消耗品費を増額するほか、電気保安管理業務委託料やAEDの購入費用等を措置し、増額しようとするものでございます。

次に、事項、甌島航路事業費453万1,000円は、平成24年度から協議を進めてきております手打港待合所の利活用について今後、活性化施設として転用するために必要な改修に係る実施設計費用を計上したものでございます。また高速船共有分取得費につきましては鉄道・運輸機構からの本年度分の確定額が通知されたことによる減額でございます。

手打港待合所利活用事業について御説明をいたします。別途企画経済委員会資料の6ページをお開きください。

(1)から(4)のところにつきましては、6月議会までの間にも随時報告をさせていただいておりますが、簡単に説明いたしますと、平成24年度から抜港により利用されなくなった中甌港、手打港の両待合所について、平成24年度から利活用検討委員会で協議を重ね、委員会から出された待合所の利活用方針に基づき運営団体を決め、現在自主的に運営できるように操業開始までの体制づくり等の支援を行っているところでございます。

なお、中甌港の待合所につきましては(3)のところにございますとおり、昨年度決定いたしました運営事業者のほうから7月に辞退の申し出があったため、先月8月に再公募を行い、9月2日に新しい事業者が決定をしております。

(5)の手打港待合所転用に伴う実施設計にありますとおり、今回の補正においては、さきに決定した手打港待合所の転用のための改修に係る実施設計費用及び設計監修費用について予算措置をしたものでございます。

手打港待合所は昭和62年3月に完成しており、面積198平方メートル、鉄筋コンクリートづくり平家建てとなっております。(6)のスケジュールにありますとおり本年度実施設計を行い、来年度改修工事、平成28年4月のオープンを目指しております。

現在、地域におかれましては藺牟田瀬戸架橋の開通も見据え、どのようにすれば適切な健全な運営ができるか地域一体となって一生懸命協議を重ねていただいているところでございます。

歳入についてはございません。

以上、企業・港振興課に係る平成26年度一般会計補正予算についての説明を終わります。よろ

しく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）手打港待合所のこの改修工事、現実的に、もうちょっと具体的に、どのようなことをされるのかをお願いします。

○企業・港振興課長（奥平幸己）手打港の待合所の利活用の方針としましては、食事とか物産それからコミュニティの場というのも兼ねた施設として利活用していきたいということが地域で決定をされております。それに伴いまして中の間取り等の検討を今、行っております。今後その間取りとか改修の部分をどの程度していくかというのは、実施設計をしていく中で協議を詰めていくというふうにしております。

なお、運営体制につきましても現在協議を進めておりまして、どういう食事を出すか、メニューを出すか、どういう体制で行うかというのを今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）わかりました。実施設計が630万ということで早くしなきゃいかんと思うんですけど、この改修工事が平成27年度、1年間で平成28年度にオープンという計画なんですけど、1年間かかるんですか。

○企業・港振興課長（奥平幸己）丸々12カ月はかかりません。標準工期のほうはちょっと把握しておりませんが、平成27年度中というふうに予定をしているところでございます。

○委員（谷津由尚）オープンは平成28年度なんですか。

○企業・港振興課長（奥平幸己）実施設計を済ませて工事発注までがある程度時間かかるだろうということを想定しておりまして、改修工事自体は年度後半のほうになるのではないかとというふうに想定をしているところです。平成27年度の中ごろから後半にかけての工事というのを想定しております。

○委員（川畑善照）私ども、意見交換会で5班の議員で行ったんですけど、手打港のあそこの施設、場所としては大変へんぴなところになるんですけれども。バスは当然、行ってもらわなきゃならんのですが。例えば船が中甌港から。この現在

の高速船と違うんですよ。かのことか、そういう観光船がつなげるのか、そういう計画はないんですか。

○企業・港振興課長（奥平幸己）かのこのほうがつなげるかどうかは所管でないためにちょっとわかりませんが、おとひめが今おりますので、おとひめの利用者の方々にこの施設をとかというのも考えられるというふうに思っております。

○委員（川畑善照）観光物産協会もあることで、できればそこを通じて、アンケートも今、この間行ったとき、里港ではとり方でしたが、長浜港でもとっていただいたりして、やはりある程度、観光のリピーターをふやす意味でも、また待合所を利用、活性化されるためには、手打港にしても中甕港にしても、そういう意味でもルートを作成される考えをやっぱり提言していただきたいと思います。

○企業・港振興課長（奥平幸己）手打港の活用方針を検討するメンバーの中に、観光協会の下甕支所の方も入ってもらっておりますので、そういうのも合わせて一緒に計画できたらというふうに考えているところでございます。

○委員長（佃 昌樹）委員のほうの質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは所管事務調査を行います。

当局から所管事務について報告をお願いいたします。

○企業・港振興課長（奥平幸己）それでは、委員会資料の7ページをお開きください。

所管の関係事業について御報告をさせていただきます。

初めに、国際交流関係でございます。まず、中国常熟市との交流事業で公式訪日団の受け入れにつきましては、中国国内事情により予定しておりました日程では来日できないとの報告がございました。なお、資料のほうでは期日未定の延期となっておりますが、今週月曜日の日に連絡が入りま

して、10月27日から29日の2泊3日で来日したいということでございました。受け入れの準備について今後、進めてまいりたいというふうに考えております。また青少年スポーツ交流派遣につきましては8月2日から6日で実施済みとなっております。また常熟市より、10月19日に常熟市で開催されます尚湖国際ハーフマラソンに招待がございました。薩摩川内市陸上競技協会のほうへ相談いたしまして、1名の選手を派遣して参加していただくこととなっております。

次に、韓国昌寧郡との交流事業につきましては、8月19日から21日に予定しておりました公式訪韓団と青少年スポーツ交流の派遣につきましては、韓国で口蹄疫が発生したことにより期日未定の延期ということにさせていただいております。また昌寧郡職員研修の受け入れにつきましては、昌寧郡のほうの行事の重複等により派遣できないということで、ことは中止となったところでございます。なお、延期されております公式訪韓団スポーツ交流、それから薩摩川内市職員の派遣につきましては、口蹄疫の収束状況を見ながら11月ごろに実施できないか調整を進めているところでございます。

次に、企業誘致関係でございます。まず、FIM対策では第5回の離職者受け入れ意向調査を実施しております。8月31日現在で79社228名の求人情報が寄せられており、関係機関によりマッチング等を行っているところでございます。県からの情報によりますと、7月末現在で532名の退職者のうち約63%、366名が再就職をされたというふうに聞いております。また跡地利用につきましても基本合意書に基づき情報交換を行いながら随時進めているところでございます。なお、7月3日に対策本部会議を開催いたしました。今後、豊瑛電研の案件も含めた対策会議とすることから名称を誘致企業等対策本部ということで変更をさせていただきました。

8ページをお開きください。（4）の企業支援でございます。下のほうでございます。補助金制度の申請状況は今年度、企業立地支援補助金3件、地域成長戦略促進補助金1件について申請があったところでございます。欄外にありますとおり立地協定につきましては見込みとして本年度5社を予定しております。1社につきましては補助要件

に合致いたしませんでしたが立地協定を締結させていただいたところでございます。

次に、9ページでございます。(5)の薩摩川内市企業連携協議会の活動状況でございます。7月28日に会員によります第1回企業見学会を実施し、9月17日、来週でございますが、第2回の見学会を予定、18日には中小企業におけるブランド戦略のセミナーの開催を予定しております。中小企業におけるブランド戦略につきましては、このセミナーを皮切りに、その後、ワークショップ等5回の開催を予定しているところでございます。

次に、10ページでございます。甕島航路関係の利用者数について7月末までの4カ月間の実績を掲載してございます。利用者全体では6万702.5人ということで105%となっており、昨年を上回って今、推移をしております。下のほうに、高速船とフェリー別分析をしております。7月は台風の影響による欠航がございました。高速船の利用実績は1万8,974.5人で、前年同期比較135%となっております。また就航率は91%となっております。1便当たりの1往復でございますが、これの利用者数が84名となっております。フェリーの利用実績は4万1,728人となっております、前年同期比ということで96%ということで、ちょっと減少をしているところでございます。なお、フェリーの就航率は94%、あと、フェリー高速船合わせた就航率は92%ということで、就航率につきましては全て昨年を上回っている状況でございます。

次に、11ページでございます。川内甕島航路高速船ターミナルの事項を記載してございます。先般6月議会報告後の分を報告させていただきまず。中ほどの点線から下のほうになります。6月16日にフェリーの機関故障、6月19日、7月15日には高速船の機関故障による欠航、8月24日には高速船の機関故障による遅発、出発がおくれたということでございますが発生をしております。7月19日には1日2便の定期航路を利用いたしました周遊割引制度を開始、8月1日、実質8月4日からでございますが、高速船に観光案内と物販を行う添乗員を乗船させております。また8月9日から17日にはお盆の多客期に備えて臨時増便を運行し3便体制で運航いたしております。

ます。

ここで、機関故障等について少し説明をさせていただきますと思います。

まず、フェリーにつきましては海水を冷却する装置が故障し、その部品を取りかえたというふうに聞いております。

高速船につきましては、1回目、6月19日の案件でございますが、航行中に充電器に充電されずバッテリーの電源を使用したため、バッテリーの容量が少なくなって警報が作動、運航を停止したものでございます。これは前日の夕方、寄港した後、翌朝までの停泊中に陸上の電源のほうからバッテリーの電圧を均等にするため自動充電を行ったもので、その際に充電器に過電流が流れ、充電器に関する制御が働き、航行中、本来、発電機から充電器と基幹系へ両方に流れるはずの電流が充電器に流れていなかったためにバッテリーの電源のみを使用してバッテリーの容量が少なくなったということでございます。原因につきましては充電器の自動充電後の確認不足というのがあるということでございます。対策としまして、現在は充電器に電流が流れていない場合に操舵室で警報が出るように改修をしております。また確認作業として、陸上電源による充電を行った際は必ず充電後の状況を確認するようにしているということでございます。

次に、2回目、7月15日でございます。これにつきましては燃料系統の危急遮断弁、危急ということで、これは危険が生じたときに、火災なんかが起こったときに、燃料の供給を遮断してエンジンを緊急にとめるための装置というふうにお考えください。この危急遮断弁が作動し燃料がエンジンに流れず起動ができなかったものでございます。原因は前夜メンテナンス業者が点検に入った際に、その作業員が遮断弁に接触し、閉まってしまったもので、作業員もこれに気づかないうちに閉まってしまったということでございます。翌日エンジンを一旦かけましたが燃料が供給されないためにとまってしまいまして、原因がこの遮断弁にあることに気づくのがおくれたということでございます。対策としてはマニュアルに本事例を追加して確認をしているということでございます。

3回目、8月24日でございます。これはエンジン故障時にスクリュウのプロペラ軸が動かない



ように手動により固定する装置がございます。これはエンジンにトラブルがあった場合にエンジンを修復し、再起動をするときに、この固定装置が作動したままですとプロペラ軸を破損するおそれがあるため、固定したままエンジンが起動できないようにセンサーにより警報を出し、エンジンがかからないようにしているものでございます。今回、このセンサーが作動してエンジンが起動できなかったものというふうに聞いております。再起動の場合には、この固定装置を手動で外してエンジンをかけるという作業になるということでございます。センサーが作動した原因は、固定装置を固定するためのボルトが緩んでいたことにより固定装置が緩み、センサーが作動をしたものであります。センサーのスイッチが少し開いて作動したものでございます。対策としては固定している各ボルトに座金、ワッシャーでございますが、これを取りつけております。なお、後日、造船所から固定装置の確認及びセンサーの位置確認を再度実施してもらいまして調整を行うとともに、今後のさらなる改善案、警報ランプを追加するかどうかということ等でございますが、これについて現在協議をさせていただいているところでございます。また、ほかに同様の不備がないかの確認のため主要プラントを中心に総点検を実施し、異常のないことを確認したとの報告を受けております。

高速船につきましては、今後も船員の管理技術を高めるとともに運行事業者と連携を図りながら安全航行に努めてまいりたいというふうに考えております。

ちょっと長くなりました。次に、12ページでございます。川内港利活用関係でございますが、外貨コンテナ取扱料につきましては、歴年でございますが7月末の取扱数量が1万1,535TEUということで対前年同期比111.7%となっており、現在のところ過去最高となりました昨年のペースをさらに上回っている状況でございます。川内港の外航船入港状況では7月末が119隻、119%というふうになっております。なお、検査対象船は46隻で109.5%となっているところでございます。

以上で、企業・港振興課の関係について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明が

ありました。

これより質疑に入ります。たくさんありましたので、ちょっと時間とりたいと思います。

○委員（川畑善照）先ほども言いましたが、私、日帰りです。先月、甕島に行ったんですけど、確かにアンケートをとっております。ただ、このアンケートをとった場合に、アンケートの内容によっては、これもまた結果が今から出ると思いますので示していただきたいということと。アンケートの結果が出た場合に、船の今現在の、工業デザイナー水戸岡さんがつくられたわけですけども、この改良をできる点というかそういうことがわかっていたら教えてください。

○企業・港振興課長（奥平幸己）船の改良につきましては、アンケート結果それから今運航している状況等を見ながら、できるところ、できないところあると思いますので、造船所及び運航事業者またそのデザイン会社含めて協議を重ねながら、もちろん経費の話もございますので検討をしていくということに、協議をしていくということになると思います。

以上でございます。

○委員（川畑善照）検討されるのはいいんですけども、お客様のニーズ、要望というのに応え、リピーターを増加させていくためには、やはり極力改造すべきことは改造、改革すべきことは改革して、お客様のニーズ、観光客の導入のリピーターの増員に傾注していただきたいと。できない点もあって、それをクリアしていったって、初めてニーズに合ったお客様のアンケートの効果があるわけでありまして。ただアンケートをしたら済むという問題じゃないと思いますので、そういうところを指摘をいたしておきます。

以上です。

○企業・港振興課長（奥平幸己）利用者の増、それから利用者のニーズに合ったように私どものほうもして、増員を図っていきたいというふうには考えておりますので、できるだけできるように検討はしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）6月のこの常任委員会でも質問しましたが、高速船の到着がおくれるという件はその後どうなったのでしょうか。

○企業・港振興課長（奥平幸己）7月の下旬

ぐらいから速度の調整をしながら運航をやっております。8月の運航状況を見ますと平均的には5分ちょっとのおくれということで、フルで速度を上げて走っても1分くらいしか、ちょっと距離の関係で縮められないという状況となっております。現在でも平均5.何分というおくれが出ておりますが、前回も申しましたけれども、まだ冬ダイヤの運航が10月1日からということで、その運航状況等も検証をしながらというふうを考えているところでございます。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** どうも私の言ったことが理解されていないと思います。もう1回、言います。

結局この到着に合わせて島内をバスが走りますよね。甕島に個人レベルで観光に行かれた方は、大半の方がそのバスを利用されるわけですが、人けのない山、山の上の道のバス停でバスが5分も10分もおくれたら、どう思います。そこなんです、私が言っているのは。

だから、本当に甕島を一流の観光地にしたいと思うのであれば、私はそこをまず見直すべきだと思います。いや、おくれるんだったらおくれるで時刻表を見直したらいいじゃないですか。冬場のダイヤのどうのこうのって、まずは関係ない。今のダイヤがどうなのかということです。どうですか。

**○企業・港振興課長（奥平幸己）** 支所のほうにも前回もちょっとお聞きしましたが、今のところ利用者のほうからは、なれてしまったということなのかどうかということも含めまして、苦情は出ていないというようなことではございましたが、その時刻で来られる方には、今、副委員長がおっしゃられるように御迷惑をおかけしていることだというふうに思っております。ただ、方針としましては、前回までの方針もまだ今のところ変えておりませんので、来年4月に向けてのダイヤ改正というふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（谷津由尚）** 初めて甕島を訪れた個人の観光客の方々から苦情というのは、なかなか出ないでしょう。だって苦情を誰にいつ言うていいのかわからないですもんね。そういう状態の中で苦情が出ていないと。だからいいんだという、極端に言うとその判断というのは私は大変おかし

いと思います。それはとてもじゃない、やるべきじゃないと思います。

だから私が言うように甕島を一流の観光地にしたいのであれば、そこまで仕上げなきゃいけないですと、当然のことじゃないんですか。インフラです、インフラ。甕島を一流の観光地にしたいのであれば、せんでいいです。どっちですか。

**○企業・港振興課長（奥平幸己）** 朝1便で行った高速船が今、常時5分おくれで着いているわけですが、それに接続しておりますバスについては到着を待って出発をし、かのこのほうも何とかそれに合わせながら運航をしている状況になっております。今その5分おくれたことで待っていらっしゃるお客さんというのは里から中甕までの途中、それからその先ありますけれども、定期で運行しているところにちょっと影響が出ているということでございます。当日、朝1便の高速船を利用して行かれたお客様に対しては一応バスは着いてはおりますので、定期路線のバスに途中で乗られるお客さんがいた場合に御迷惑をおかけしているという部分になるんじゃないかというふうに考えております。できるだけこちらのほうも迷惑はかけないようにしたいというふうには思っておりますけれども、まだ先ほども言いましたように冬のダイヤとかそういうのも、1年間かけて接続の関係とか検証をさせていただきたいというふうに方針は一応出しておりましたので、そのことを今は変える予定はないということでございます。よろしくお願いいたします。

**○委員（谷津由尚）** 部長にお尋ねします。それでいいんですか。

**○商工観光部長（末永隆光）** 副委員長が言われるとおり、甕島を一流の観光地にしたいという思いは同じであります。我々も早くダイヤを変えたいという思いでいるんですけども、前回も答弁をさせていただきましたけれども、運輸局との協議、船、バスございまして、それに時間を要するということがあります。

それから、今回アンケートを実施しておりますが、島民の皆さん方からあるいは観光客の皆さん方からいろんな要望が出ています。もっとダイヤをふやしてほしいとか、早めてほしいとか、おくらせてほしいとか、さまざまな要望が出ておりますので、このアンケート結果も踏まえて、少々時

間がかかりますけれども来年の4月をめどにこのダイヤを改正していきたいというふうに考えております。

**○委員（谷津由尚）** 1年間も時間をロスするというのはどういうことなのか、私にはちょっと信じられないんですけど。高速船が就航した今だからこれをやるべきだと思うんです。リピーターをどうやって確保するんですか。リピーターというのは第一印象で全部決まるんです。この1年間の様子を見てみると、私はそういう考え方がよくわかりません。

それと、その運輸省云々で、それは高速船ダイヤであって陸上のバスは関係ないじゃないですか。関係あるんですか、運輸省が。関係あるんですか。じゃ、関係あるんだったらいいです。

その運輸省に申請をしてバスのダイヤを変えるのに、どのぐらいの期間が必要なんですか。また、お金が必要だったら言うてください。

**○商工観光部長（末永隆光）** おおむね半年と聞いております。

**○委員（谷津由尚）** じゃ、今、申請をして適用できるのは来年ですね。ということは、一刻も早く申請をしなきゃいけないんじゃないですか。1年ということは、4月まで様子を見て、そこから申請を始めたら、また半年おくれるんですよ。

**○商工観光部長（末永隆光）** アンケート結果も幾つか出てきておりますので、そういったものも見ながら今月、来月ぐらいから下協議に入りたいと考えております。

**○委員（谷津由尚）** 観光をつかさどる所管の部長というお立場を考えての答弁とは、私は思えません。

やっぱりそれは新しい高速船が就航した、これが人を呼ぶ、そこでもう決着をつけないかんことでしょう。なぜそれを1年様子を見て、今アンケートを別のをとっているから、それも増便の検討もふやして一緒にやろうという。それはそれ、これはこれじゃないですか。なぜそれを別々に一刻も早く対応をしてやろうということにならないんですか。よくわかりませんが、再度要望しておきます。早急に見直してください。

**○委員長（佃 昌樹）** はい、要望であります。ほかにございませんか。

**○委員（森永靖子）** 6月のこの委員会で2点要

望をしておきました件について改善されているかどうかお聞きますが。日帰りでお客様が行かれたときに、まず乗ったときに救命胴衣の説明がなかった、どこにあるかもわからなかったという点についてお願いしておいた点と、スケジュールについて募集されるときに、何時に乗ってどこでどういうふうに回って、お帰りはどうだというようなスケジュール表を配られるときに、雨天の場合のスケジュールが示されていないくて、もう行き当たりばったりで、あっちに行ったりこっちに行ったりだったが、改善してくださいとお願いしておきましたけども、その2点についてどうだったでしょうか。

**○企業・港振興課長（奥平幸己）** 6月の委員会のときに、ちょっと聞いていないような記憶があるんですが、質問にはお答えをさせていただきます。

乗ったときに救命胴衣がどこにあるかということでございますが、船内放送で椅子の下にありますという説明をいたしております。自分が座られた個別の椅子にはないんですけども、ベンチ風になっている椅子の下にずっと置いてございます。船内放送で説明をいたしております。

それから、観光のほうのスケジュールが雨天になったときの説明ということでございますが、済いません、観光・シティセールス課長のほうからお答えさせていただきます。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）** 6月議会で森永議員からお話のありましたのは、天候が悪い場合の甑島のコース設定を行うべきではないか、教育旅行の予定はないかという2点聞かれたと思うんですが、今の御質問の天候が悪い場合につきましては、団体旅行につきましては事前の申し込みの方との調整、お話の中で、雨天の場合はこういうコースが考えられますというのをきっちりとお伝えするように観光物産協会もしていますし、旅行会社さんにもその旨をそういう声がありましたということでお伝えしているところです。問題は個人旅行でございまして、個人旅行につきましては、港に着いてから、歓迎という横断幕をつけているのが観光物産協会の職員なんです。今、個人客の方にもできるだけお声をかけるようにというふうな指導をしております。初めて来た方、二、三回してなれている方等ありまし

て、今お声かけの際に、観光物産協会に御気軽にお問い合わせくださいというようなことをしているとございます。

当面そういう対応をしていきたいと思いますが、今、準備していますのは、パンフレットの中での周知であるとか問い合わせ先の周知であるとか、それから待合所、ターミナルの増築に際しての観光案内所の移転で、そこら辺が大分解消されるのではないかというふうに考えているところです。

途中経過でございますが、以上でございます。

**○委員（森永靖子）** はい、ありがとうございます。

救命胴衣については座ったときに明示されているので読めばわかりますけども、高齢者とか子どもたちとかが乗ったときに、そのつけ方を画面をもって示してほしいというような話もいたしましたが、その点についてはどうでしょうか。

**○企業・港振興課長（奥平幸己）** 飛行機なんかと同じように説明をするということだと思います。申しわけございません、私のほうで今回聞きましたので、そういうのがモニターの中でできるかとか、そういうのを今後また検討をさせていただきたいと思います。

**○委員長（佃 昌樹）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑が尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

**○議員（杉藺道朗）** 1点だけ。いろいろアンケートをとられております。先ほど川畑委員のほうから出ましたけれども、当然、安全性もそうなんですけれどもデザインを優先されてでき上がった船ですので、水戸岡先生あたりとの協議の中で、例えば1席がリクライニングができないとかいろいろ出ている諸状況がありますが、今のその固定式の椅子を果たしてリクライニングにできるのかといえ、聞くところによると、水戸岡先生との交渉も少し必要なふうにも聞きますし。実際、市が委託をしてデザイン決めてもらっても、権利的にはもう市のほうに移っているわけで、それから後の改造を含めたその部分に、デザインされた方との何かそういう難しい点がやっぱりあるようにも聞くんですが、実態はどうなんですか。そこをちょっとお示してください。

**○企業・港振興課長（奥平幸己）** 先生がデザインされた部分につきましては船自体、全体的なコーディネートもされておりますので一応お断りをして、意見を聞きながらというふうにしなきゃいけないというふうに思っております。

今の固定式の椅子が、そのままリクライニングにできるかどうかという点等も今まだ確認できておりませんので、そこら辺は三菱造船所とあと国の検査機関のほう等の関係も出てくると思いますので、今後、示された中でアンケート等の結果、今までも課題としては捉えておりますので、あわせて協議をさせていただきたいと思います。

**○議員（杉藺道朗）** わかりました。素人判断でも、今のその固定椅子に何か付加装置をつけて、あれがリクライニングになるかといったら、ちょっと厳しい状況下もありましょうし、また全体的にその全ての椅子を取っ払ってまた新しいリクライニング方式にするといっても、今、強度の問題とかいろいろ安全基準の関係もありますので、またそれも難しいのかという非常に当局側としても苦慮されている状況があるというふうには思いますけれども。何とかいろんなこのアンケート調査に基づく要望等に応えられるように今後も鋭意努力していただきたいということ、よろしく願います。

**○委員長（佃 昌樹）** 意見であります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑が尽きたと認めます。

以上で、企業・港振興課を終わります。御苦労さまでした。

---

△観光・シティセールス課の審査

**○委員長（佃 昌樹）** それでは、観光・シティセールス課の審査に入ります。

---

△議案第76号―議案第78号

**○委員長（佃 昌樹）** まず、議案第76号から議案第78号までの議案3件を一括議題とします。これらの議案3件については市有財産の廃止条例であり、関連がありますので一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）**  
いつもお世話になります。観光・シティセールス課です。説明の前に、この三つの施設の議案につきまして、8月19日の新聞報道に際しまして議員の皆様にご不快の念をおかけしましたことを、まずおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議案つづりその1、議案第76号から議案第78号一括して説明したいのですが、まことに恐縮です、商工観光部の企画経済委員会資料の13ページをお開きください。

まず、提案の理由でございますが、公有財産利活用方針に基づく財産仕分け利活用方針により、市有財産の民間譲渡を進め、民間の活力を発揮してもらい、持続的に施設の活用を図るべく公募に着手し、そのために現行の条例を廃止する条例を制定したいという考え方でございます。

規則の取り扱いにつきましては、譲渡先方針が確定した場合、廃止する規則を公布し、その公布する限度の日が1年7カ月を超えない範囲とするものでございます。これは現行指定管理者の指定管理期間が平成28年3月までのため、1年7カ月としたところでございます。

3点目、譲渡方針でございますが、3施設の譲渡物件は建物、泉源施設及び物品といたしまして、譲渡時の現状での無償譲渡としたい考えでございます。ただし、土地につきましては無償貸与、貸しつけということで考えております。

建物を無償譲渡といたしましたのは、まず1点目、不動産鑑定評価額から、二つ目、今後5年間で計画性のある修繕見込み額、それから3点目、市が保有していた場合に後年度発生する解体経費を差し引いた額、つまり1点目から、2点目、3点目がマイナスになったためでございます。

また、旧いこいの村いむた池の民間譲渡した経験から、事業者が事業実施に当たり、不動産取得税、登録免許税、決算時の受贈益の計上など初期投資が大きいと、より提案、申請がしやすいように配慮したものでございます。なお、土地につきましては旧いこいの村いむた池のケースと同様に、まずは譲渡せずに貸し付けの方法で公募したいと考えております。

4点目、今後のスケジュールでございますが、9月下旬に廃止条例案が議決されますと、計画でございますが10月1日から公募を開始し、明けて1月下旬に審査、選定、2月下旬に譲渡、貸付議案を議会に提案し、議決をいただいた場合、4月1日以降に施設譲渡とするスケジュール案でございます。また9月下旬に経緯などを説明する地元説明会をそれぞれの地域で行いたいと考えております。

最後に、今回の提案に至る経過の詳細を説明させていただきますと思います。

今回の新聞掲載の経緯でございますが、8月4日、これは副市長が座長をしますが、庁内の執行会議において今回の議案、公募条件等の了承を得まして、8月5日に市長の決裁をいただいたところでございます。

私どもは、今回の3議案は非常に大切な重要性を認識しておりまして、事前説明を議会の皆様にもしたいと考えていたところでございますが、不勉強もございまして、8月7日木曜日に全協資料として提出をさせていただきました。その後、議会事務局のほうから、これは議案に提出されているものなので全協での説明はできないルールになっているという御指導をいただきまして、そこで議会資料として8月15日に議案の送付を金曜日にさせていただいたところでございます。この議会資料に切りかえたときに、個別の説明、関係の議員の方々等にそういう説明が必要ではなかったと考えております。反省点の部分でございます。

それから議案を送付した後に、8月18日、議会運営委員会があったかと思いますが、市のルールではこの議運終了後に記者クラブにこの議案を配付するというルールになっております。ですの で当日確認しましたところ、18日月曜日の11時30分に広報室のほうから議案の配付がなされておりました。

その以前のこの議会運営委員会の中でこの議案説明があったかと思いますが、部長のほうから補足説明をすればよかったということで考えておりまして、8月27日の議員全員協議会で部長がおわびをした部分につきましては、この議会運営委員会の中で補足説明をすればよかったというふうに今は反省しているところでございます。

8月18日は午前中、議運がありまして、午後

1時30分から市長の記者発表、定例記者会見がございました。ここで記者の方々に議案としての確認が多分なされたと思ひまして、この三つの施設についての取材の必要性を感じられたと思ひます。

私どものほうから積極的に情報を提供したものではありませんでしたが、その日の夜8時ごろに担当の記者さんから電話の取材がありまして対応したところでございます。その結果、火曜日19日に南日本新聞に掲載されたというような経過でございます。

いずれにいたしましても、議員の皆様にご不快の念をおかけしましたことに重ねておわび申し上げます。

以上、議案第76号から議案第78号までの三つの条例の制定につきまして、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（佃 昌樹）** ただいま当局から経過も含めて説明がありました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 大きく5点あるんですけど、まず一つ目です。これは議案第76号から議案第78号まで全部共通した質問です。

今回この三つの指定管理者の契約残期間が今、1年7カ月あります。普通であればその間に10月1日から公募しますとかそういうことになると、この契約期間内で、契約期間満了を待たずして指定管理者に指定管理をやめていただくという可能性もあるわけで。そうすると、そこに違約金という形で発生をするはずですが。これについては今どういう話になっているんですか。

**○委員長（佃 昌樹）** 一つずつですか。

**○委員（谷津由尚）** はい。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）** まず大前提といたしましては、私どもとしまして今回、財産の処分の方向性といたしましては、平成28年3月以降にもそれぞれの宿泊施設の新しい経営者を間があかずに持続的に見つけたいという考え方がございますので、期間は残っているんですが、現在の指定管理者に公募の手続に入らせてくださいということの了解をいただきました。いこいの村いわた池の事例がありますので1年半の期間をかけてできないかということで相談しました。

これが二つございまして、一つは、まず了解をとりたいということと、もう一つは、相手が決まったらいつ引き継ぐかという問題があるかと思ひます。三つの事業者さんがいらっしゃいますが、口頭では3事業者、指定管理者さんも御了解いただきました。

2点目のいつ引き継ぐかにつきましては、覚書を交わそうということで、これは管理協定の中で甲乙協議をすることという事項がありますので、それに基づいて協議をしましょうということになっております。私どもの考え方といたしましては、新しい方が、今の指定管理者以外の方が応募されて採用になった場合に、今の方と引き継ぎが必要です。これにつきましては早くても来年の4月以降から平成28年の3月までの間のいずれかで協議をしながら引き継いでもらおうという考え方で。そういう覚書の内容になっております。もう一つは、仮に同じ方がなられた場合は、これはもう自分そのものですので、そこの都合で4月なのか5月なのか決めていただいて引き継ぎができればというふうな考え方でこの同意書というのをとろうと考えておりました。

口頭では了解いただいて、それぞれ7月末に覚書を3社ともいただきましたが、昨日の夕方から今朝にかけて、1社だけがその覚書については一旦ちょっと白紙にしたいんだけどという相談がありまして、今朝も社長さんと私、直接やりとりをさせていただいております。ただ、翻って考えるわけじゃないんですが、基本的にはその同意書がなくても指定管理期間は平成28年3月ということで、そこは御安心されているところでございます。今その白紙にしたいとおっしゃったところにつきましては自分のところが応募されるかどうかまだはつきりしていないので、1回は同意したけど、またもう1回ちょっと考え直してみたいという趣旨でございました。

以上でございます。

**○委員（谷津由尚）** 例えば新しい指定管理者が決まった場合、その平成28年4月から営業をバトンタッチして開始しますということにきちんと同意がいただければそれはいいんですけど、もしそうでない場合は当然、今の現行の指定管理者の方から業務を交渉して引き継ぐということになります。そのときに当然、従業員の雇用という問題

が出ます。新しい会社がそこで引き続き今の従業員について雇用しますとおっしゃっていただければいいんでしょうけども、そうでない場合、これは賠償問題になります。その場合はどういう対応をされる準備があるんですか、今。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）**  
指定管理制度全般につながると思うんですが、基本的には指定管理の定めた期間内の運営はしていただくというのが大前提でございます。その後に同じ方が指定管理を続けてできるかどうかというところは、これはちょっと競争社会の部分がございまして、協力は要請したとしても私どものほうで無理にそこを強制できるものではないというふうに理解しているところです。

**○商工観光部長（末永隆光）** 今、副委員長が言われました御懸念の雇用の継続の部分ですが、これが賠償問題に発展するんじゃないかということなんですけれども、今回、公募に当たりまして幾つか条件を付しているんですが、当然、雇用については継続をするということで公募を10月以降開始するということしております。したがって雇用に関しての賠償問題は発生しないというように考えております。

**○委員（谷津由尚）** そういうふうに発展しないというのがこの覚書で担保されているということなんですね。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）**  
今、部長が答弁しました継続については募集要項の段階で、そこを新しい譲渡先に平成28年4月以降に引き継ぐ方をお願いしようというふうに考えています。

**○委員（谷津由尚）** ということは結論から言うと、この3カ所の現行の指定管理の方からは、あと1年7カ月残った現時点でそういう動きをすることに対しては一切その違約金とかそういう請求もないし、話は全部ついているということでよろしいんですか。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）**  
話がついているという表現がどうかわかりませんが、一応御同意は1回いただいております、訴えるぞというような話は今のところ聞いておりません。

**○委員（谷津由尚）** 今ほど、覚書について1社のほうがまた撤回させてほしいという話もあった

ということなんですが、指定管理制度というのは法で決められてはおるんですけど、行政が指定管理者と、つまりその会社と企業とそこの市民の方のことを本当に思っている以上は全く問題ない、うまくいくと思うんです。ところがこうやっている、この施設を例えば一般公募します、あるいはあなたのところでもう引き受けてくれというような話になった瞬間に、今までなかったような話というのはどんどん出てくるもんです。これはもうよその他府県で前例は幾らでもあります、裁判になった話は。ですから、そのリスクをどういうふうに思っておられるのかという今この質問をしたんですけど。覚書をとりあえず撤回させていただきたいとおっしゃった1社に対してはどうアプローチをされるんですか、今から。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）**  
まず、この3施設に限らずに私どもが今、宿泊施設の譲渡を進める際に当たっては、特定の事業者におたくにぜひしてくれというようなお願いをしたことは1回もございません。

それともう1点につきましては特定の企業の事情ですので、協議会のほうで説明をさせていただければ非常にありがたいんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（佃 昌樹）** 協議会の要望がありましたが、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** じゃ、協議会に移します。

~~~~~

午後2時46分休憩

~~~~~

午後2時51分開議

~~~~~

○委員長（佃 昌樹） 本会議に戻します。

○委員（谷津由尚） 2点目に入ります。これも三つの議案に共通した質問です。

この譲渡価格等については、現状のまま無償譲渡となっているんです。ちょっと確認をしたいのは、例えばその議案第77号、議案78号の源泉施設及び空調施設、非常に長く使っていて老朽化しています。この施設をその無償譲渡直後に、これがまた大きなトラブルを起こした場合に修繕費として計上する必要も出てくるわけです。その点

については今の現行の指定管理者とどういう話になっているんですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
現在の指定管理のルールでいきますと、10万円以上につきましては市が修繕する、10万円以下は指定管理者がするというので、これが平成28年3月まではそのルールが適用となります。
以上です。

○委員（谷津由尚） いや、ですからその無償譲渡した後、つまり平成28年4月以降そういうトラブルが起きて、それを修繕をしてくれというような話になった場合はどう対応される準備なんですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
基本的に、市のほうが予算を支出して補修するのは考えておりません。

○委員（谷津由尚） それで済めばいいんですけど、私が懸念しているのは先ほど言いましたように地元の市民の方の施設ですから、大半の方が、お風呂だけでも1日毎日平均450人ぐらいが利用されていますから。それだけ定着してきたということなんですけども。もし譲渡した後そういう問題が起きたときに、それを修理してそれが経営上問題になって結局もう経営やっていけないというような話になったときに、これは市としては当然責任問題になるわけです、地元の人から見たときに。そうならないように、今のうちにこういう老朽化する施設、例えば泉源施設とか空調施設については何らかの協議をすべきではないかとそう思うんですけど、いかがですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
この3施設についてだけではなくて、いむた清風でも同じ考え方だったんですが、民間の方々の御意見を聞くと、逆に、行政が修繕を引き継ぐ前にやることで資産価値が上がったり、あるいはその使い勝手という部分があるので、できれば今のままでというようなお声のほうが圧倒的多かったということで私どもとしては今考えていますので。引き継ぐまでの間に修繕程度は考えております。修繕計画を5年間で今やろうとしていますから、その分はちゃんとやりますけども、大規模修繕とか、先を見据えて水源をちょっと掘り直したりとかそういったことは考えておりません。

以上です。

○委員（谷津由尚） そういう形で今の現行の指定管理者3社とはもう話はついているんですね。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
現行の3社とは協議じゃなくて、公募条件の中にそういうのを示して、新しく応募される方とそういう協議をしたいと考えております。

○委員（谷津由尚） ですから、今、引き受けておられる現行の3社の方には、それはまだ説明はしていないということですね。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
はい。具体的な公募条件については示しておりません。ただ事例として、いむた清風の事例は紹介した場合があります。

○委員（谷津由尚） そのところ私は爆弾だと思うんです。

いずれにしても、その一般公募を始める前に現行の指定管理の方々ときちんと話をつけておかないと。今の現行の指定管理の方がそのまま継続でその公募をされるという可能性が非常に高いわけで、それに対してはきちんと現状をわかっておられると思いますが、今から先はこういう考え方でいきますという話をまず明確につけるべきです。

再度お聞きしますが、その話というのは明確についているんですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
今後の引き継いだ後の維持修繕のあり方についての説明がついているかということでよろしいでしょうか。

それについては明確にまだ説明をしておりません。議会の議決をいただいて公募に着手するという段階になってから、細かい条件、例えば先ほど出ました雇用の継続の問題であるとか、それから、いむた清風ではそうしたんですが、10年以内にギブアップされる、もう経営できないということであれば全て市に返してもらいますとか、そういったものについては公募開始が決まってから一斉に説明ができればというふうに思っています。

○委員（谷津由尚） そのところが結局それを引き受けられる民間の方の一番欲しい情報だと私は思うんです。一番心配となる話だと思うんです。そのところは私はまずその一般公募する中でも開示すべきだと。明確にそこを説明すべきだと思うんですけど、どう思われていますか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）

気持ちは全くないと言えましょうになるかもしれませんが、ただ、一斉にこういうのを説明して、寄せられた質問に対して応募者に皆さんと一緒に回答するというような取り扱いを徹底したいと考えておりまして。その理解活動が不足しているんじゃないかという御指摘はそうかもしれませんけども、議決をいただいて公募の方針が決まった時点で一斉に公募し、そこで出た疑念、いろんな今おっしゃったような例えば引き継いだ後も市が改修してくれるかという質問を受けて、それを応募者の皆さんにお返しするというような手順で進めたいと今は考えております。

○委員（谷津由尚）いや、ですから、そうなったときにまた修繕費の補正を組まれたりしなきゃいけないわけですよ。

○観光・シティセールス課長（古川英利）民間譲渡をした施設に対する譲渡後の改修費を市で支出することは、今は考えておりません。

○委員（谷津由尚）さっきもそうおっしゃいましたけど。そこ、話が平行線だと思うんですけど。でもそれで最終的に話が通ればいいです。最悪それを今その民間譲渡して、譲渡した直後に例えばそういう大きな問題が出て2,000万も3,000万もかけなきゃいけないとなった場合に、もう譲渡したから市は知らんというそういう態度が本当にあからさまにとれるんだったら誰も苦労しません。そこなんです、今まで他県で裁判になった事例というのは。ですから今、課長はおっしゃいますけど、すごく聞こえはいいんですが、そんなにうまく物事は運ばないです。そのリスクをどうお考えなんですかということです。

○観光・シティセールス課長（古川英利）一応、施設譲渡全般に係る話だとは思いますが、今から現在の指定管理者とのコミュニケーションを十分とらないといけないというのは理解していますが、新たな応募者とのコミュニケーションもとる必要があると思います。私どもが民間譲渡する本当の考え方というのは施設を継続して使っていただくということですが、ただ必要以上に譲渡した後に特定の施設だけに限って特定の経費をかけるという部分につきましては、それを想定すると今度は譲渡の条件にも大きく影響があると思いますので、現時点では考えておりません。

○委員（谷津由尚）いずれにしても、お金の使

い方の公平性とかそういうような問題はあるでしょう。しかし非常にそこが私は不安です。その部分は。今、話を明確につけておられたら、説明して相手が納得していたらここまで言いません。説明していないということは必ず火種になります。あるいは指定管理者の期間内で譲渡直前に全部やり直してくれという依頼が来るかもしれません。そういう可能性もあるわけです。ですから、今から一般公募して、どこが落とすかそれはわかりません。わからないんですけども、わからないからこそいろんなケースを考えておかなきゃいかんわけでしょう。今のところじゃ本当にリスクが高過ぎると思います。

今、言うたその補修費に係る件、それと最初に1点目に言うた従業員の分の継続雇用ですとかそういう課題に対する件、この二つというのは本当に今の時点で明確に話をつけておかないと、即、賠償問題とかそういうことになる可能性が高いですから、そのところは要望として出しておきたいと思います。

それと、3番目です。ゆったり館の場合は、これは以前あったいむた池の例と一緒になんですけども、泉源から施設までの配管が一部民有地を通っているという事実がありますが、御存じですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）済いません、今、ゆったり館……。

○委員（谷津由尚）はい。

○観光・シティセールス課長（古川英利）はい、ゆったり館については全部公有地というふうに理解しております。

○委員（谷津由尚）調べてください。民有地という情報を私は得ています。

そうなりますと、いむた池の前回の例と全く同じになります。それでも市はそこは修繕をしないというスタンスをとられますか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）私どもも早い時期にその情報をいただいております確認したところ、市の土地でした。念のため、もう1回確認はしたいと思います。

○委員（谷津由尚）確認をしてください。

次、4番目です。ちょっと長くなっていますが、端的に言いますが、課長が冒頭おっしゃいました新聞に対する公表の中で、まず無償譲渡と、無償という言葉が出ました。それと10月1日から

一般公募というこの二つの言葉が出ています。これは、この言葉が出た時点で、さきの川添議員の一般質問でもありましたように、その地方自治法の237条の第2項に対して、私は明らかにこれは違反していると思います。これはどうお考えですか。その点は。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
無償譲渡については、適正な評価で譲らないといけないという部分については通常のやり方ではないと考えていますが、適正な評価から、今後必要な投資経費それから解体経費これを差し引くとマイナスになります。そのことを議会に了解が得られれば問題ないというふうに理解しております。

○委員（谷津由尚） 8月19日に掲載されましたが、そのときには了解を得られていませんよね。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
おっしゃるとおりです。今、新聞のタイトルを見ますと無償譲渡へと書いてありまして、見出しを見ると決まったように受け取られてもしょうがないかというふうに考えておりますが、これは私どもが訴えたわけではございませんで、あと、中身につきましても細かく記事を見ると、方針を明らかにしたということの、あくまで提案だということで、事前の取材のときも、あくまで提案ですというようなことで念は押させていただいたところです。もうこの見出しにつきましては、私どもでどうこうということはちょっと言いづらい部分がございます。

○委員（谷津由尚） 無償という言葉が出るということ自体が議会議決を経ていませんから、それはまず大きな問題です。それともう一つが、一般公募をするというこれについても全く同じです。ニュアンスとしては同じです。ですので、今回のこの件は再発防止を明確に対策としてとっていただきたいんですが、現時点で対策は明確にされていますか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
冒頭、私のほうでおわびをさせていただきましたが、部長も全協のときにしましたが、そのことについては本当、議会の方々に対するそういう説明不足というのは、タイミングがなかなか合っていなかったというのは反省しておりますが、先ほどもちょっと説明しましたように、議案を送付して、それから議会運営委員会があって、その後に記者

クラブに議案が配付されて定例記者会見があれば、議会運営委員会のところで十分な補足説明がない事案については今後もこういうことが起こる可能性があるというふうに認識しております。

それともう一つは、議案にどれだけ詳しい資料を載せるか、今回は廃止議案なんですけども、廃止に当たって今後こういうふうに進めたいという我々の意向といいますか提案まで議会資料につけたために、そこまで取材対象になってしまったというところがございます。こちら辺の取り扱いについては、私どもの部、課だけでの対応ではないので、また今後の検討材料といいますか対応材料にさせていただきたいと思います。

○委員（谷津由尚） 今、今後もこれからも同類の意見、事情が発生するかもしれないとおっしゃいましたが、ということは、再発防止の対策は今の時点では全くないということですね。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
今の時点ではということではなくて、今回、本日に至るまでいろんなお叱りも御注意も受けてございます。また議会事務局とも幾度か指導を受けたところでございますけども、今後の対応につきましてはそこら辺の方針を関係部局と相談してから答弁ができればというふうに考えております。

○委員（谷津由尚） まず、この常任委員会でそこが答弁できるように準備をすべきだと思います、私は。どう思いますか。

○委員長（佃 昌樹） 部長のほうで答えて。

○商工観光部長（末永隆光） 今回のこの無償譲渡、10月1日から公募というこの2点につきましては、本来なら全協で議員皆さん方に説明を事前にすればよかったんですけども、それができませんでした。それと情報を出すタイミングとしては、この内容をきょうの企画経済委員会資料として出せばよかったのかというふうにも反省はしております。ただ今回は廃止議案ということで出しておりますので、10月から公募をするという点、そういったことを含めると、この無償譲渡とそれから公募をする一連の手続については、やはり議会資料として出す必要があったというふうに認識しておりますので、あとは出すタイミングとかそういったものについて、やはり我々は反省しなければならないと思っていますので、今後についてはそこを十分気をつけたいと考えております。

○委員（谷津由尚）お間違えのないように言いますが、私は、譲渡することは何ら問題ありません。ぜひ早いところこの手続をやっていただきたいと思っていますので、その点は誤解ないように言っておきます。

今、部長等答弁なさいましたが、そっちの対策ではなくて、基本的にこの再発防止をどうするかということなんです。確かに議会上での資料の云々の説明のタイミングとかいろんな流れがあります。議案の流れに対してどこで説明してどこでどうするかと。それも必要かもしれませんが、今、私が聞いているのは新聞報道に対する対応をどうされるんですかと。そこに対する恒久対策をどうされるんですかということです。それをお考えになっているんですかということです。

○観光・シティセールス課長（古川英利）繰り返しになりますが、今の御指摘は、議会資料とそれからマスコミの関係者に配付する資料の内容について、あるいはその出すタイミングについて、こういうことがないように再発防止をするべきだという御意見と受けておりますが、それでよろしいでしょうか。

先ほども言いましたように、この件につきましては市長、副市長まで当然上げて話をさせていただきます。ただ、きょうの今の時点では具体的にこういうふうにするというのを答弁できない状況でございますので、御理解いただければと思います。

○委員（谷津由尚）いや、それは理解できません。

ですから、新聞にその資料を渡すというタイミングもあるでしょう。だから、そこで何をすべきなんですか。これはまだ上程されていないので、この項目とこの項目は絶対載せたらだめという調整をしなきゃならないでしょう。それをどなたがされるんですか。例えば今回の件は、どなたがされるべきだったんですか。

○商工観光部長（末永隆光）今回の市長の記者会見があった後に取材の申し込みがありまして、こういう取材の申し込みがあるということで、私は課長に指示をしました。その以前の問題として、議会資料として配る以上は当然、議会にこの資料が回るんだということをやっぱり確認しておかなければならなかったわけです。そこが抜けておったということで、これはもう本当大きな反省点だ

と思っています。ですから当然こういう大事な情報を外向けに出す場合については、内容をきちっと選択、しんしゃくするなりして、やはりこれは出していい情報、出していけない情報というのを整理すべきだったというように思っていますので、そういったことを徹底してまいりたいと思います。

○委員（谷津由尚）例えばまだ、議決、可決されていませんから、この案はきょう現在であっても、まだああいう形で出すべきじゃないんです。ですから、そこのプレスに対するどういうアクションをとるんですか。どういうサポートをするんですかということです。そこに対する対策も今ないんですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）私どものほうでは、いわゆる議会資料として出されたものに、これは取材制限というか解禁できないというジャッジは今のところ示しておりません。

○委員（谷津由尚）いや、ですから、それを今後もなさらないんですか。それとも、これは初めてじゃないですからね、今回の件は。ですので、そこをどうやって今から先、制限をかけていくか、資料は渡さないかんけども、その掲載していい形、掲載したらいけない形、そういうのをどうやってサポートするかという、フォローしていくかということです。その方法も何もまだお持ちでないんですか。

○委員長（佃 昌樹）課長一存で答えられますか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）難しいです。議会資料が公開の対象になっているかどうかは、ちょっと答えられません。

○商工観光部長（末永隆光）議会資料、それから委員会資料、全協資料、さまざま情報の出し方はあるんですが、いずれもマスコミに行き渡ります。ですから当然この内容については今後は議会事務局のほうとも事前に十分協議をして、連携して、再発防止という形でこういった事態が発生しないようにしてまいりたいと思います。

○委員長（佃 昌樹）尋ねられているのは、マスコミ対策をどうしたかということなんです。今後どうするのかということを探っているわけで、議会事務局との関係じゃないんだよね。

○委員（谷津由尚）私は、対策はシンプルだと

思います。要するに、その議決を得ないと言える言葉、言えない言葉というのがあります。それに対しては掲載したらいかんということをマスコミに対してちゃんとフォローしていただきたいという、それだけのことです。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
記者発表した資料をこれを取り扱わないでくれとは言えませんので、ただその記者発表するかどうかというところにつきましては私どもの課だけで対応できませんので、また検討させてください。

○委員（谷津由尚） 部長に要望を出しておきます。今、課長がおっしゃいましたように今のここのみではお答えできないことだと思いますが、いずれにしても、これはもうこれに近い問題、類似する問題が多分3回目ぐらいですので、これまでの反省もぜひ含めていただいて、これから先こういう問題が二度と起こらないような恒久対策をきちんと打っていただきたい。それを明確に、その対策をとられたら、ぜひ議会のほうにそれを公開していただきたいと思います。いかがですか。

○商工観光部長（末永隆光） 3回目ということだったんですが、私が記憶しておるところでは2回なのかなというふうに思っています。ただ、いずれにしても、こういう迷惑をかけたことは反省としながら、今後についてはこういうことが起きないように恒久対策と言われましたので、そういった対策について検討をしてみたいと考えます。そして、また次回の委員会の場でもいいんですが、報告させていただきます。

○観光・シティセールス課長（古川英利）
本会議にそぐうかどうかはわかりませんけども。前回もあったというふうに御指摘があります。前回っていつかと聞きましたら、観光物産協会のときだというふうに私ども聞いておりますが。あの場合はこちらから記者発表したわけではなくて、観光協会の解散の案内が行ったのを情報源にして記事が書かれたということでございます。多分、2回目、3回目とおっしゃったのは、そういう記事ができるときにちゃんととめたのかということだと思います。そういうのをとめられるかどうかということにつきましては、こちらから積極的に情報提供していたわけではございませんので。これははっきり言えます。ただ、出るという取材があったときに、それを出さないようにするという

ことにつきましては、私どもさっき言ったように全庁的にまた議論をしたいと思います。以上です。

○委員長（佃 昌樹） 要は、記者に対するスポークスマンがどこにあるのかということなんです。これを一元化しない限り今のようなことは必ず起こり得るわけですから、そのスポークスマンをどういうふうにつくり上げていくのかということが一番大事じゃないかというふうに思います。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佃 昌樹） 委員の質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（川添公貴） 発言の許可をいただきまして、ありがとうございます。委員会運営に協力をしたいと思いますので、20点ほど質問があったんですが、絞りたいと思います。

総括質疑で私の基本的な考え方は、譲渡があるべきだというのはもう基本です。今、委員の方が審議をされましたのでその部分は省きたいと思いますが。議案第76号、議案第77号、議案第78号について土地をなぜ無償貸与にしたのかです。これは、私は譲渡をして行政が身軽になっていくべきだというのが基本なんです。これ、いつも言っています。なぜ無償貸与にしたのかです。ここを回答願いたい。というのは、これを例えば有償でも譲渡をすれば、もらうほうも経営的に、これは10年後ほかに活用できるという運営試算がちょっと見通しが立つわけです。ですから、私としては有償でも譲渡というのは土地、建物、全てだろうとは思っています。だからその点をお聞かせ願いたい。

先ほどの話の中で、10年の間にもうしたくないというときには返してもらいますと。そういう条件をつけるのは行政だけなんです。くれたもの、売ったものは相手のものじゃわけで。だから相手の考え方一つなんです。ですからしっかりと最初の段階で取り決めをきちんとつけておくという意味で、そういう形で回答をお願いしたいのが1点です。

済いません、3点にさせていただきます。

2問目です。議案第77号について、物産販売がゆったり館の中でやっているんですが。この契約形態はたしか市と組んでいると思うんです。そ

の取り扱いが現在がどうなっているかということ。これから譲渡したとき、出資者の方がいらっしやるということでちょっと心配はされていますので、その形態がどうなるのかということ。これが2点目です。

それから3点目です。市の契約規則の中には随契というのがあります。ある一定の価格以下については随契ができるようになって、ゼロ円ということになると随契ができる可能性があるんです。どんな物件であろうとも。議会の議決に付するのが2,000万の何平米かってあれですけど、そういうのがある。無償貸付条例というのもしかあるはずなんです。それ等を考えると、雇用ということを考えたときに、また土地を相場の不動産評価額の半値ぐらいで買ってくださいと、あげますと、ただし雇用は続けて随契でやってもらえませんかというような条件等もつけられると思うんです。ですから、そこら辺をどう考えているのかです。基本的には総括質疑で言いましたように市民の資産ですので、幾らかなりともお金にするべきだろうというのが私の考えです。

以上、3点だけお答えいただきたい。

○観光・シティセールス課長（古川英利）

まず1点目が、なぜ土地を貸し出すのか、有償、無償で譲るということも考えられるんじゃないかというふうな御質問だと思いますが。私どもといたしましては当然それも考えて検討の材料にはさせていただきますいたんですが、やはり土地まで一緒に譲るということは2段階目で考えたかどうかということで。歴史のありますといいますが、それなりの旧町村で考えられてつくられた施設ですので、もう土地まで譲ってしまえば、例えばファンド系であるとか、短期間の転売であるとか、そういったおそれにもなるんじゃないかということで、その抑止力のためではないんですけども、土地はとりあえず持っておきましょうという判断でした。

それから2点目のゆったり館のふれあい館につきましては、市と直接的な契約はございません。指定管理者との契約に、使用許可になっておりまして借りている状態、市とは直接はございません。今後の契約については公募の段階でそういう物産コーナーを設けるようにということで条件を付したいと思っております。ですので出品者の組合の方々、会長さんにはちょっと事前に相談させてい

ただいたんですが、従来どおりものが出せるように、そういう体制はとっていきたいという方針で今考えているところです。

3点目の随意契約につきましては、譲るときは譲渡の条例とそれから無償の貸し付けの条例について議会のほうに御審議いただきたいというふうに考えておりますので、議案として提案したいと考えておりますので、議会に断らずに勝手に契約というのは想定しておりません。

以上です。

○議員（川添公貴）2回目ですので。意見、要望が言えませんので。先ほど祁答院を参考にして今回このようにしたということをおっしゃいましたが、祁答院は土地も無償譲渡だったはずですよ。総括質疑でも言いましたように、祁答院町時代に105万円で買った上物です。この手順はどうされましたか。まず有償で出して売却をして、売却予定者がいなくて。1人1社だけあって、それを結ばなかったという状態があって、それならば無償という段階を踏んだはずですよ、祁答院の場合。それを参考にしたとおっしゃるんですが、何で今回、はなから1発目でこういう無償という言葉が出てきたのか。ここが問題だと思うんです。ここについてもう1回お聞きしたいのが、もう1点。

それから、随契といったのはあと1年7カ月指定期間があるんで、その間、協議を進めながらいくことによって、じゃ、土地とかそういうのもある程度渡すことによって現形態が維持される可能性があるやもしれませんよ。現形態、現経営陣でそのまま、また続けてやっていく可能性もあるやもしれません。だから、そこを模索すべきだと思うんです。だから、そこら辺の考え方を、単に1発で公募してぱんと出すのではなくて、雇用の問題等々も考えたときにどう考えるのかということなんですが。その意味の随契です。物品売買の随契の考え方じゃなくて、継続した契約という意味で理解してください。そこら辺を考慮した考え方をもって1年7カ月の時間をかけてやっていくべきじゃないのかというのがどうお考えなのかということをお聞きしたい。これが2点です。

3点目は追加質問です。一般質問総括質疑をした翌日ぐらいに、今月の24日から地元説明会を開く予定でもう話をされています。先ほど委員のほうで話がありましたけど、今、審議をされてい

るんで。それなのに地元説明会はもう肅々と進めようとしている。なぜなのか。

以上お伺いして、2問目を終わります。

○観光・シティセールス課長（古川英利）

1点目につきましては担当主幹に、いむた清風のときの土地の1回目と2回目の公募のやり方について説明をさせていただきます。

2点目につきましては、今後、契約期間が残っている間に今の指定管理者と協議をしながら、場合によっては随契ということも考えながらすることで雇用の確保はできるんじゃないかと。そういうやり方はないかという御質問だと思いますけども。確かにそういう部分はあるかもしれませんが、私どもといたしましては、あくまで公募で、あとその公募の際に雇用の継続を訴えるというかお願いをするという形をとらざるを得ないんじゃないかという結論で今回ちょっと提案をさせていただきました。現実にはそういう形で応募があるかどうかというのは御指摘のとおりだと思いますので、その応募の状況を見ましてから次の段階に進めればと思っております。

3点目の地元説明会につきましては、極端に言いますと、この議案が通る通らない関係なく地元の説明はしたいというふうに考えております。議会で提案して地元の説明を早くしてくれという御要望も現実いただいておりますので、きょうの、あるいは最終本会議の状況も踏まえて、ぜひ各3施設ごとに説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○主幹兼観光企画グループ長（藤園賢一郎） 済いません、お問い合わせの、いこいの村いむた池の件についてですが、1回目の時点で募集状況は土地につきまして事業用定期借地権、有償の賃貸です。事業用定期借地権で計画しておりました。2度目、再公募の時点で土地は無償譲渡と変更いたしました。

○議員（今塩屋裕一） 2点ちょっとお聞きしたいんですけど。たしか議案77号、議案78号は基金が積まれていたと思うんですけど。基金の使い道として、例えば給湯設備とか空調とかやっぱり古いと思うんですけど、そういった整備はしないのかということが1点と。あと2点目は課長のほうから報告ありましたように議案第77号です。駐車場のほうが借地で借地料がかかるという

ふうに聞いているんですけど。企業でこれはもう譲渡を、民間譲渡なった時点でやっぱり登録免許税だったり取得税だったり贈与税だったりかかってくれば、議案第77号にはやっぱり二、三億ぐらいないと、本業があつて副業じゃないと、民間企業は公募に出してもとても参入できないんじゃないかと、またそういうのも考えるんですけど。そうする中で、例えば企画として民間としては太陽光パネルを据えたりとか、例えば宿泊施設に増設したりとか、福祉施設に増設したりとか、譲渡された時点でそういう企画も考えると思うんです。そういった考えに、あのままの施設で、例えば宿泊施設はあの辺は議案第77号に関しては12室しかないということであれば宿泊もやっぱり伸び悩むと思うんです。そういったことで借地のほうを10年間、10年後に売却というふうになっているわけですね—なっていないんですか。それは前倒しにして売却とかそういった形で譲渡先にはやっぱり有効活用をしてもらうようにはちょっとお考えないのかを2点お聞きしたいと思えます。

○観光・シティセールス課長（古川英利）

基金は今、残っていない可能性がありますので、ちょっと担当主幹から答弁させますが、いずれにいたしましても、市の財源を譲る前に手を加えるというのは、修繕計画に基づいたやつは来年まではやりたいと思いますけども、引き渡しの前にとというのは特に今は考えておりません。

それから今おっしゃったように、建物、土地も含めて有効活用すべきじゃないか、そのことにつきましては、もうおっしゃるとおりだと思います。ですので、応募の際に、あの施設と土地を利用しながらこういうことをやるということを御提案いただいて、それを審査の材料にさせていただこうと思っています。例えば今おっしゃったように太陽光パネルを設置して電気代も安くしながらやっていくんだということもすばらしいことだと思いますので、そういう提案をやはりしていただければと思います。

ただ一方で、応募する会社の財務体質上、非常に厳しいので、土地も譲って、それを担保に当てるんだということにつきましては、ここは正面切って言われると、こんな財務体質の弱いところで本当に大丈夫なのかというところにもつな

ってきますので、そこは財務の評価も専門家を入れてしますので、応募された時点でどういう財務体制でされるか、あるいはその関連企業も含めてどういうバックアップがあるかとかそういったことも判断材料になるかと思います。

いずれにしても、今の指定管理者の方も含めて、応募される方にそこら辺の理解が深まるように現地での説明とか細かいやりとりをしたいと考えています。

○主幹兼観光企画グループ長（藤園賢一郎） 濟いません、基金につきましては以前、東郷温泉ゆったり館と甌島館につきましては改修基金をおっしゃるとおり持っておりましたが、基金の統廃合で市有施設保全基金に現在統合されております。単独のゆったり館と甌島館の基金は、現在もうなくなっております。

○議員（今塩屋裕一） 三つ含めて、議案第76号、議案第77号、議案第78号。やっぱり売り上げ対仕入れがあつて。パートタイム、雇用も、今後だったら議案第77号に関しては57名ぐらい雇用を社員、パートされているというから、やっぱりこれはできるだけ雇用を減らすようなことがないように十分中身を把握してもらいたいと思います。以上です。

○議員（井上勝博） これも公有財産の利活用方針に基づいて、結局、譲与という形で進めようとしているわけです。しかし、それぞれの施設というのは、やはり住民の思いというか期待というか、そういうものを担ってつくられてきたものであったりするわけで。そこはやっぱり住民に本当によく聞いてみないと処分していいのかどうかというのはわからないものだったのが、こういう観光施設とかそれから温泉施設とかというのを、もうその機能だけを見て、これは民間にやってもらったほうがいいじゃないかということで一括してやってしまったというところから、私はこの問題が起こってきているんじゃないかというふうに思っています。そういう点で、やっぱりこれから住民とお話、意見交換をされるということなんですが、本当ならば一つ一つについて、やっぱりこの施設というのがどういう思いが住民の中にあるかということは知っておくべきだというふうに思うんですが、その辺についての調査とか研究とかっていうのはされた形跡はあるんですか。

○観光・シティセールス課長（古川英利）

私どもは、例えば私で言いますとこの施設の管理を始めて今、2年ちょっとになります。引き継いだときに、まず懸案事項としてなっておりましたので、できるだけ地元の方とお話をして、特に最初は行政関係者が主なんですけど、何でこの建物が必要だったかとか、できたときの経緯をいろいろお聞かせいただくことから入っております。あとは今、指定管理に移ってから経営されている部分の財務状況を見ながらですけども、その関係の取引事業者の方のお話とかも聞かせていただいているつもりです。

施設の譲渡に関しましては、今回提案しました3施設につきましては、いずれにいたしましても方針もそうなんですけども、私自身もこれは民間の方でできるんじゃないかということで提案させていただいて庁内の決裁をいただいて、今回、議案として上げさせていただきました。

○議員（井上勝博） もう譲与方針が決まってからいろいろ聞かれているのか、それともいろいろ聞いた上で方針を作成する際に、こういうことで譲与できるんじゃないかというふうなことで観光・シティセールス課からこの提言したというかそういうことなのか、その経過というのはどうなんですか。方針が決まってからいろいろ聞いてやっているんですか。どっちなんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋） 濟いません、公有財産の利活用の全般についてのございますので、申しわけございませんが財産活用推進課でお答えさせていただきたいと思います。

公有財産の利活用、財産の仕分けにつきましては、1,230の施設につきまして資産カルテというのを作成いたしまして、その中で、その財産について処分するのか、保有するのかというのを検討した経過がございます。

これにつきましては、公有財産の利活用検討委員会といたしまして、市庁内のそういう会議をつくりまして、そちらのほうで決定をいたしております。その結果を受けまして、165の施設については民間でも可能、または、もう既に用途を達成した施設とか、いろいろな処分の形態等を勘案した中で、165の施設につきましては処分ということにさせていただいたところでございます。その施設につきましては、パブリックコメントを

1 カ月とった後に決定いたしまして、去年の3月に議会のほうへ、こういう方針でございますというのを提案したところでございます。

また、その結果を受けまして、それぞれの所管課におきまして、住民説明、利用者説明のほうに入っておりますので、議員おっしゃるとおりに、事前に、じゃあ地元の説明があったのかということにつきましては、今後の方針として、決定してからの後の対応ということになってるところでございます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）委員外議員、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午後3時39分休憩

~~~~~

午後4時10分開議

~~~~~

○委員長（佃 昌樹）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ところで、審査のため、ここでお諮りを委員長のほうからしたいと思います。

今定例会中には、決算委員会も予定されております。議案第76号から議案第78号までについて、そこで再度審査をするということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議ないと認めて、それでは、議案第76号から議案第78号の審査はここまでといたしまして、審査を一時中止します。

本案は、次の10月1日、2日に予定されている委員会で、改めて審査をいたします。御了承願います。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹）次に、審査を一時中止しておりました、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○観光・シティセールス課長（古川英利）

議案第85号平成26年度一般会計補正予算のうち、観光・シティセールス課分の歳出予算について御説明申し上げます。

まず、各会計予算書、予算に関する説明書の42ページをお開きください。

7款1項3目観光費における補正予算額は、2,120万円を増加するものでございます。

シティセールス企画総務費の400万につきまして、御説明いたします。事業名は、地域力創造のための起業者定住促進モデル事業費、補正額400万円でございます。これにつきましては、ぽっちゃん計画プロジェクトに関連しまして、総務省の外部専門家活用事業限度額500万円でございますが、この総務省の事業のうち、市町村経費の一部100万円を6月補正で計上しておりました。

今回、国の制度が変わりまして、残り400万円も市町村経費として受託できることとなりました。そこで、外部専門家等の旅費80万円、外部専門家等アドバイス等の委託料370万円を増額し、制度の見直しにより、使用料及び賃借料50万円を委託料に組みかえたものでございます。

次に、事項名、観光施設費の1,720万円につきまして、御説明いたします。

修繕料400万円につきましては、観光・シティセールス課が所管しております31の観光施設における突発的なふぐあい、故障に対し、早急に修繕等が対応できるように修繕費を増額するものでございます。

また、工事請負費と備品購入費につきましては、事業名、観光物産施設事業、樋脇観光拠点施設遊湯館において施設の維持管理を適正に行うため、修繕計画に基づく、当初予算で措置できなかったLED照明設備交換工事900万円と、空調設備購入180万円を増額するものでございます。

次に、甕島水産観光促進補助金240万円でございます。これは、当初予算で200万円を計上しておりましたが、追加申請を見込み、増額するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、各会計予算書、予算に関する説明書の16ページを



お願いいたします。

２１款諸収入４項４目商工費受託事業収入１節観光受託事業収入における補正予算額は５００万円でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、ぽっちゃん計画プロジェクト事業に関連しまして、総務省が行う地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の外部専門家活用事業、この５００万円を活用し、当市が受託するものでございます。

次に、１７ページをお願いいたします。

２１款５項４目１節における当課分の補正予算額は、１００万円の減額でございます。これにつきましては、先ほどの４目商工費受託事業収入１節観光受託事業収入で、本市が地域力創造のための起業者定住促進モデル事業５００万円を総務省より直接受託する内容に変更されたことから、６月補正で計上しておりました同事業の市町村経費の一部１００万円を組みかえるものでございます。

以上、観光・シティセールス課に係る第３回補正予算についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（佃 昌樹）ただいま当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）ないようですね。質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは、所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告をお願いします。

○観光・シティセールス課長（古川英利）商工観光部企画経済委員会資料の１４ページをお開きください。

そこに、４月から６月までの第１四半期、それから前年度の同期の比率を示してございます。大きく１４項目ございますが、おおむね前年度と同

等の実績でございますが、５番目の旅行ツアー受け入れ数につきましては、対前年度同期比で６５％となっております。

これは、備考欄に速報値と書いてあるように、実際の実績の申請、各旅行会社からの実績の申請の数字が大体３カ月から６カ月程度してから上がってくる状況がございまして、今６５％にとどまっております。

総体的には、観光イベントの有料参加者数、８番目。これが、１．６８倍、１６８％。あと、観光物産協会は１年目が約１００万円、この時期でしたので、このような数字になっているところ です。

１１番目の「旨いの国さつま飯」は、キビナゴラーメンを中心に、対前年比、同期比で２８８％となっております。

１５ページをお願いいたします。観光誘客につきましては、グリーン・ツーリズムへの受け入れ体制強化や、きゃんぱくのリニューアルなどに着手しております。

また、個人客の受け入れ体制の充実、それから甑島では、甑島旅行客受入対策意見交換会を断続的に今開催させていただいているところでございます。

資料をめくっていただいて、１７ページをお願いいたします。（５）地域観光事業につきましては、川内高城温泉地区では、この７月に、せんだい高城やか湯協議会が設立し、商工会の事業等を使いまして、今事業検討会を開催していただいているところでございます。

市比野温泉では６月２０日、温泉ソムリエによる浴育授業。それから、入来では９月４日、入来麓武家屋敷群旅行客等受け入れ可能性調査。これは、外国人の受け入れの可能性について、県のかごしまＰＲ課と、県の観光連盟も入りまして、地元の方と一緒に、今この可能性調査に着手したところでございます。

⑤につきましては、これまでもる御意見いただいております旅行客の甑島の受け入れ客につきまして、事業者の方々を交えまして、参集していただいて、シティ改善活動の意見交換をしてるところでございます。

１８ページです。物産販売につきましては、先ほど申したとおり、キビナゴラーメンが引き続き

好調で、乾麺に続きまして、生麺も販売を開始しております。

また、羽田空港の第2ターミナル地下1階AN Aフェスタにおきまして、キビナゴラーメンと、キビナゴのオイル漬けの販売ができるようになっております。

(2) ①、販売促進というのが、ページの中ほどにございますが、10月25日は、そうしんまると食・観商談会が薩摩川内市で開催されます。

引き続きページめくっていただきまして、20ページをお願いいたします。

観光施設につきましては、観光船かのこの利用者数が好調に推移し、7月には乗船者数1万人を達成しております。

また、遊湯館の売上げが好調に推移しているということと、宿泊3施設の民間譲渡の作業に着手しているところでございます。

20ページの下のほう見ていただきますと、遊湯館の売上げは、第1四半期では対前年比105%売上げ、利用者が101%となっております。

それから、21ページの(4)鷹の巣冷泉を見ていただきたいんですが、8月20日に指定管理者から営業中止の申し出がございました。これを12月31日までにやりたい、中止したいという申し出がございましたので、ページには9月中旬と書いてありますが、9月20日に地元説明会を開催し、早い時期に、この指定管理者の公募も、再公募という形をとりたいと考えているところでございます。

それから、22ページをお開きください。

シティセールスプロモーションにつきましては、SNSを活用した情報発信として、フェイスブックのリーチ数が好調な伸びとなっております。

今後におきましても、ウェブサイトのリニューアルを初めとして、個人向けのプロモーションを強化していきたいと考えております。

ちなみに、ウェブサイトのアクセス件数は116%、フェイスブックが167%となっております。

それから、24ページをお開きください。

4月から7月までの高速船甕島の利用状況をここに示してございますが、8月末の数字も出ておりますが、大体同じ傾向でございます。利用目的

は、観光が約半分弱。これは8月まででも同様でございます。観光目的の方で、個人客が6割以上ということで、団体客より個人客が多い状況でございます。

25ページにあるんですが、(4)薩摩川内親善大使につきましては、7月24日に新しい親善大使の選考を行いまして、決定してるところです。それから、26ページでございます。

シティセールスマネジメントということで、観光物産協会は、年間目標を上回る協会事業の売り上げを確保しておりますが、ぽっちゃん計画の向田の2名も決定し、10人体制で今商品活動をピッチを上げているところでございます。

(2)観光物産協会の第1四半期は、純売り上げが約5,100万円となっております。

それから、説明最後になります。28ページをお願いします。

先ほど補正予算でも説明さしていただきましたが、(6)地域力創造のための起業家定住促進モデル事業。総務省のモデル事業に指定されておりますが、7月から本格的に専門家を入れて事業をやっておりますが、JR九州とタイアップいたしまして、来年春以降の観光戦略についての検討を今進めているところでございます。

済みません。説明をちょっと飛ばしておりました。20ページをお願いいたします。

先ほど、施設譲渡の関係の議案につきましては、引き続き御審査いただくことになっておりますが、お耳に入れておいていただきたいお話がありまして、甕島館の指定管理者からは、新しい指定管理者が新しく決まるのであれば、その時点で、市の浦キャンプ場と水中展望船きんしゅうについても指定管理を辞退したいというふうに話をされてます。

要は、甕島館の受け付けで、こういう事業をやってるんですけども、新しい譲渡先が決まれば、今、塩田建設が指定管理者になってますが、きんしゅうと市の浦キャンプ場についても早い時期に運行をやめたいという申し出がありますので、今後、これにつきましても相談をさせていただきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長(佃 昌樹)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑

願います。

**○委員（谷津由尚）** 17ページの地域観光事業の中で、川内高城温泉地区が、ちょっとここに御狩場マラソンというのに入ってないんですけど。

地元の活性化組織とタイアップして、今されてるんです。結構歴史がもう大分刻まれてきたイベントなんです。実は、来年から地元のほうで、これを中止したいという話に今なってます。

それについて今、観光イベントの中でそれをカウントされてるかどうかかわからないんですけど、その辺のような対応をされようとしておられるのかをちょっとお願いします。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）** 西郷どん御狩場マラソンにつきましては、地元の商工会が中心になって、地元のボランティアで成り立っておりまして、現在25回目、ことしなります。

私どもも3カ月ほど前に、ことしで最後にしたいって申し出がありまして、非常に寂しいといいますが、ぜひ続けていただけないですかというような話もしたんですけど、今のところは、もうことしで最後にしたいというふうに態度は変わっておられません。

そのメンバーの方、よか湯協議会の中にも当然入ってらっしゃいまして、せっかくここまで来てるので、じゃあほかにどういうものがあるとか、そういったことも含めて意見交換はさせていただいているところです。

**○委員（川畑善照）** 観光物産協会の件ですけども。駅の館がきやんせふるさと館であるわけですが。もう数年前です、あそこがオープンするときに、いろいろと議論されました。市内よりも市外の業界が売り上げが大きくて、市の助成やら、あるいは、あの駐車場の経営を含めて一括して経営されて、その中で市外のほうが10%安いという契約。ここに、いろいろ当時は指摘も受けたことがあったんですけども、それが今どういう状況で、今後どう取り組んでいかれるかということをお聞きします。

**○観光・シティセールス課長（古川英利）** きやんせふるさと館につきましては、商工振興のほうを担当しますので、宮里課長にお願いさせていただきます。

**○商工振興課長（宮里敏郎）** 今の手数料の件

だと思うんですけども、現在のきやんせふるさと館の手数料は、市内の事業所の分は20%、市外が30%だったと記憶しております。

一部市外の分のほうが、もちろん高いんですけども、ただ、人を置いて販売してくださっている薩摩蒸気屋さん、それから勘場さんについては、その取り扱いの手数料をもっと下げているというふうに聞いているところです。

**○委員（川畑善照）** 現在の売り上げの状況のパーセンテージをお知らせください。

それと、今後、土俵を一律する考えがないか。考え方をお聞きします。

**○商工振興課長（宮里敏郎）** 売り上げのパーセントっていうのが、市内と市外のパーセントだと思うんですけども、私のほうで若干記憶しているところでは、市外の分については30%弱というふうに、たしか聞いております。市内の売り上げがですね。市内の取り扱い品の売り上げが約30%弱というふうに、たしか聞いております。

済みません。詳細な資料ここに持ってきておりませんで、申しわけございませんが。

それであと、そのパーセントの取り扱いとかについては、これ、きやんせ館のほうの方針になりますので、今、私のほうでお答えできる資料は持ちあえておりません。

**○委員（川畑善照）** やはり薩摩川内市が助成をしている。しかも、薩摩川内市の施設であるわけです。

そういう中で、やはり薩摩川内市が条件がある程度、1割なり、5%なり、安いのが当然だと思うんですが、そこを、従業員の派遣を除いても、土俵を一つにしなければ、やはり今後、パーセントもちょっと、今課長が言われたパーセントよりも大きくあるということも聞いておるわけですけども、やはりそこが問題視されるべきじゃないかなと思うんですが。

しかも、理事、役員に、市からも出向しているわけですので。それが例えば、第3セクである今現在、株式会社まちづくり薩摩川内なんです、監査からの指摘はなかったのか。そういうことや、よく契約書も調べてみてください。そういうところをちょっと、監査からの指摘はなかったか。

当時に、あれ開業したときに、池脇議員が質問をして、監査委員会でもちょっと問題視したこと

もあったんです。そういうことです。一応お知らせしときます。

○**商工観光部長（末永隆光）** ふるさと館につきましては、地元のものが少ないという、そういう話も聞いております。

土俵を一つにしてということをおっしゃったんですが、今後、観光物産協会のほうとも連携して、あのスペースをうまく活用して、地元の特産品も置けるような販売連携という形を今後進めていきたいと考えているところでございますので。

監査の指摘について、ちょっと私も承知しておりますので、また今後調査をいたします。

○**委員（川畑善照）** やはり契約内容が違うにしても、条件が異なるということは、しかも市外が安いということは、やはり大きな疑問を感じる業界の方やら、市民の方がいらっしゃいますので、それだけ指摘しておきます。

○**商工振興課長（宮里敏郎）** 私の説明がよく、うまくできなかったかもしれませんが、取り扱いの手数料については、川畑委員は今、市外のほうが安いというふうに言われたんですけども、私がきやんせふるさと館から聞いているのでは逆で、もちろん市内のほうの手数料のほうを20%で安くにとって、市外のほうを30%ということで、手数料は高くとってるんですよっていうふうに説明を受けているところです。

○**委員（川畑善照）** 現実に、当時、契約書見てるんですよ。だから、そこんところ、全部取り寄せられて、そして契約書を見ながら、そして土俵をやはり一律にしてやるべきじゃないかと。

あるいは、逆に市内を安くして、市外を5%なり10%なり、やはり上げるべきだと。これは市民の声であり、また業界の声です。

○**委員長（佃 昌樹）** 内容を確認してください。よろしくお願いします。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

○**議員（井上勝博）** 説明会がありますので、私も参加するつもりでいるんですが。鷹の巣冷泉についてなんですけれども、同じ大環というところが、公衆浴場と全部同じで、ここも大環がやって

ると思うんです。

それで、指定管理者の条件として、四つの公衆浴場を一括して指定管理になったのか。これは切り離すってことはあり得るのか。ちょっと最初の契約の時点ではどうなってるかというのお尋ねしたいんですが。

○**観光・シティセールス課長（古川英利）** 今おっしゃいました、水道局が所管している公衆浴場と鷹の巣冷泉は切り離して契約をさせていただいております。別物になります、契約自体は。

○**委員長（佃 昌樹）** ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、観光・シティセールス課を終わります。長時間御苦労さんでした。

---

△企画政策課の審査

○**委員長（佃 昌樹）** 次に、企画政策課の審査に入ります。

---

△陳情第7号 旧樋脇高校校舎の有効活用を求める陳情書

○**委員長（佃 昌樹）** まず、陳情第7号旧樋脇高校校舎の有効活用を求める陳情書を議題とします。陳情文書を書記に朗読させます。（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

○**委員長（佃 昌樹）** 本陳情について、当局から何か補足説明、または対応等についてありましたら、説明をしてください。

○**企画政策部長（永田一廣）** 本陳情に関する樋脇高校跡地のグラウンドゴルフ整備について、当局の現在の考え方を申し上げます。

委員の皆さん方、御案内のとおり、当樋脇高校跡地につきましては、平成16年、平成17年当時、高校再編をめぐりまして、いろんな議論がなされました。大変難しい判断であったわけです。

以来、高校跡地につきまして、検証を重ねてきてまいりましたが、なかなか県として明確な回答というか、方針は示されない中、地元のほうから、このままではなくて、市として整備していく必要があるということで、その方向性としては、グラウンドゴルフ場を中心に整備してほしいというのが出されたところでございます。

これを受けまして、本市では、昨年度基本設計を組みながら、また土地について無償で譲渡していただけるよう、県との協議を進めて現在に至っております。

このような経過がございますので、市担当部課といたしましては、これまでの方針にのっとり、今回補正予算をお願いしておりますけれども、解体工事を経て、早い時期に着工し、早く利用に供したいというように考えております。

以上です。

**○委員長（佃 昌樹）** 部長のほうから説明がありました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

地元の要望を受け入れてという形はとってあるんですね。そういうことですね。

**○企画政策課長（上大迫修）** 部長の説明、補足する形になりますが、平成23年8月に、地元から市に対しまして要望書の提出がございました。それは、知事に対する要望とほぼ同じ内容で、その趣旨を知事にもお伝えしたところでございます。

よって、地元からありました要望書の内容がグラウンドゴルフ場ということで、その事業の重要性と推進するということについては当局においても確認をし、これまで予算化させていただいたところです。

**○委員長（佃 昌樹）** 帯田委員、間違いないですか。

**○委員（帯田裕達）** 閉校になってから、五つのコミュニティの会長さんを中心に、地元の商店街、旅館組合を含めて旧樋脇高校跡地利活用推進協議会というのを立ち上げまして、何回も協議をして、そういう検討をした結果がグラウンドゴルフ場。

鹿屋市に視察に行ったり、県の施設を見たりして、皆さんで決めたことが、グラウンドゴルフ場をつくっていただきたいということで、薩摩川内市に要望をいたしたということであります。

以上です。

**○委員長（佃 昌樹）** 委員のほうでは質疑はないようですが。

それでは、委員外議員の質疑、認めます。

**○議員（井上勝博）** 要望の中をよく見ると、グラウンドゴルフ場を整備してほしいという要望であると。この陳情者は、グラウンドゴルフ場を中止してくれということを言ってるんじゃないくて、

いわば校舎とか、体育館とか武道館とかあるわけですね。そういった施設を有効利用できないだろうかというのが陳情の趣旨です。

ですので、全国大会云々という話も、大会は、いろんな多目的なグラウンドできるはずじゃないかというようなことを言っているわけで。そこら辺の検討っていうのは必要なんじゃないかと。

つまり、どうしても広さが校舎を潰さなければいけないのかとか、そういったものをやっぱりちゃんと陳情者にわかるようなふうにしてもらわないとまずいんじゃないかなと思うんですね。

それで、武道館は、私も樋脇町の前町議から聞いた話で、やはりかなり地元の高校の要望とかあって、そんなに古い建物じゃないということで、何でそんなものを潰すんだってようなこともおっしゃってたし、体育館も確かにちょっと古くはなっているものの、総合体育館のすぐ近くにもあるという点では、総合体育館が大会なんかやって満杯などときには、高校の体育館を使うこともあり得るというか、あったわけだし、そういう形で使えるものはやっぱりきちっと使うというふうにしてこそ、市民としては、納税者としては、やっぱり気持ちとしては納得できるけれども、やっぱりそういうことが、もう壊されるということが、余りにももったいない。そういう思いだというふうに思うんですね。

そこら辺ちょっとどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思うんです。

**○企画政策課長（上大迫修）** この樋脇高校跡地の利活用の問題は、その場所と利用、一体的に議論すべきだという形に考えております。

地元の方々が地域の活性化を考えて、その場所とその空間を利用して、どんな使い方ができるのかということがあって、初めてグラウンドゴルフ場という形になったわけですが、それをするためには、あそこにあります校舎の、もしくは使えない、整備するに際して再利用することがなかなか難しいものについて、どう対処するのかといったときに、基本的には、今整理をしているところを改めて申し上げますと、柔剣道場として使ってたものについては御指摘のとおり、リサイクルじゃないですけど、グラウンドゴルフ場のクラブハウスという形でリフォームし、活用していく方針を立てました。

ただし、体育館でありますとか、校舎でありますとかいったものについては、必要なコースを確保する意味からも、そういった使い方を望ましいと言った地元が集約していただき、そういった意味からも解体をし、整備を進めていくということが、地元からあった思いと、地域振興実現するためにはどうしても不可欠であるという判断をしてきたというのが経緯でございます。

経緯の説明ありますけど、そういうようなスタンスで対処しているというのが現状でございますし、その方向性は現在のところ変わるものではないというふうに考えております。

○議員（井上勝博）解体設計図を見ると、武道館も全部斜線で覆われとって、そこに整備するんだというふうに書いてあったので、武道館をクラブハウスで使うという点では初めてお聞きしたわけですけども。

この陳情者の言ってることの中に、大会は特に専用のグラウンドゴルフにしくなくても、多目的でもいいのではないかと。多目的であれば、さまざまな使い方もできるわけですけども、そういった考え方はできないですか。

グラウンドゴルフ場というふうにしなくても、多目的な形でやれば、いろんなスポーツができる可能性が広がってくるわけですけども。グラウンドゴルフ場だけだと、ブームもありますからね。グラウンドゴルフ場がはやらなくなったら、もう誰も利用しないということになるわけですが、そういう考え方どうなんですか。

○企画政策課長（上大迫修）多目的の部分ですけれども、現実的に要望がありましてから、市の関係職員も含めて、いろんな現場を見ながら、どのような施設づくりをやっていくのかって考えましたときに、多目的というような使い方に対して、実際プレーされる皆さんのほうが、それを選択されるかということ、なかなか料金を徴し、実際の施設利用を考えると難しいというに至ったところでございます。

基本的には、プレーされる方も質の高いコースを求め、なおかつ公認コースじゃないといけないといった部分等も意見として把握しておりますので、そういった部分からしますと、多目的につくって、グラウンドゴルフに使えないときに、他のプレーに使っていくという形の多機能的な部分で

の施設整備ってのは難しく、やはり専門性の高い部分の専門コースを設置することが、利用者をふやして維持し続けるための品質につながるんだというふうに判断したところでございます。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて、いかがいたしましょうか。

○委員（谷津由尚）採決をお願いします。

○委員長（佃 昌樹）採決の声がありました。

それでは、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

○委員（谷津由尚）今ほど御説明がありましたように、高校再編後約10年の間に、さまざまな組織でさまざまな議論がなされ、現在の結果に至っているということが一つ。

二つ目が、現在のこの結果というのは、つまりグラウンドゴルフ場を建設というのは、健康増進及び市比野地区の活性化、そういう大きな目的があります。

その目的を踏まえまして、この陳情の文章を見たときに、まず表面の上から2行目、3行目、4行目がどうしても非常に偏った見方をされている。下から10行目は、「皆さん、グラウンドゴルフは無料の所とするものと決めている」ということで、非常に差別的な発言も見られると。

2枚目、裏面のほうに行きまして、上から8行目から下から5行目までの間、これは、ここに書かれているのは、ある意味正論ですが、どうしても一個人の思惑の範疇から抜けないだろうというのがありまして、この陳情は否決すべきものと、不採択をすべきと思います。

○委員長（佃 昌樹）ただいま反対の討論がございました。

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）賛成の討論はないということですが、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）それでは、討論は終わりたいと思います。

採決をいたします。採決は、起立によって行いたいと思います。

本陳情は、趣旨を了として、採択すべきものと

認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（佃 昌樹）起立なし。よって、本案は不採択すべきものと決定をいたしました。

△議案第 85 号 平成 26 年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（佃 昌樹）次に、審査を一時中止してありました、議案第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫修）議案第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明させていただきます。予算書のほうは 20 ページをお願いいたします。

まず、最初になります。2 款 1 項 6 目企画費、説明欄の企画開発費は樋脇グラウンドゴルフ場整備事業であり、整備地内にあります校舎、体育館等の不要施設の解体工事に要する経費を今回措置させていただくものでございます。

今回の整備に際しましては、起債等での財源確保にめどが立ったことから、過疎債充当率 100%、交付税 70% の財源を使って、解体工事を実施するというものでございます。

なお、解体工事に要する期間は約 6 カ月以上要することから、後ほど説明申し上げますが、繰り越しの手続きをとらせていただく考え方となっております。

次に、説明欄、甑島地域振興費につきましては、増減の二つの要素となっており、まず減額につきましては、本年度、佐渡市で開催予定でございました全国離島交流中学生野球大会へ参加できなかったため、これに関係します負担金等減額するものであります。

また一方、増額につきましては、市長が施政方針の中で述べておりますけれども、蘭牟田瀬戸架橋の整備により地理的な一体化が図られることを踏まえ、今後の取り組みの課題について、地域での主体的な議論・検討進めていただくために、必要な旅費、報償費を増額しようとするものでございます。

ここでお許しいただきまして、委員会資料を使って説明させていただきたいと思います。よろし

くお願い申し上げます。

別冊の企画政策部提出の委員会資料をお取り寄せていただきたいと思います。めくっていただきまして 1 ページでございますが、企画経済委員会資料、蘭牟田瀬戸架橋完成後の甑島のあり方の検討開始についてということでございます。

まず 1 項目でございますが、甑島の地域を取り巻く現状等につきまして、当局の認識で（１）から（５）までしてございますけれども、合併 10 年を迎え、本年 4 月に川内甑島航路が就航したこと。また、平成 29 年を目標に蘭牟田瀬戸架橋が着々と進み、実質的に地域の地理的な一体化が実現すること。

三つ目に、現在作業が進んでおりますが、本年度中に国定公園の指定がなされ、より観光を柱とした地域振興が求められること。

四つ目に、人口減少や高齢化など、本土地域よりも進んだ地域環境の変化に対応するためにも、集落の維持活動が困難になった課題等に適切な対応が求められてること。

五つ目に、支所、診療所等の現状に鑑み、今後、医師や看護師の安定確保を図ることが難しくなっている状況などを踏まえ、下の 2 でございますが、本年 6 月に甑島振興協議会、現行の組織に対しまして、架橋完成後の甑島のあり方について検討を開始すべき時期に来ていること、また、甑島の市民の皆さんが、そのあり方を検討する組織を立ち上げることなどが、本振興協議会のほうで確認されたところでございます。

その場に市当局もおりまして、3 でございますが、8 月の第 2 回の甑島振興協議会におきまして、次の 3 点が確認され、現在に至っております。

甑島市民が主体となって、本年 10 月から具体的に検討を始めようではないかということ。

二つ目には、現行の甑島振興協議会とは別に、架橋完成後の甑島のあり方を検討する組織を立ち上げ、委員構成について協議を進めること。

三つ目には、その組織の事務局は市が担い、必要な経費の支弁をすることなどによって対応していくことが確認されており、今現在、4 になりますが、（仮称）「甑はひとつ推進会議」なるもの、委員構成としては約 20 名程度。①から⑥にありますとおり、下のほうからになりますが、識見の学識経験者等にも加わっていただきながら、地区

コミュニティ協議会の代表、女性の代表、青壮年の代表。加えて、地域の産業、教育界等の代表等々加わっていただく体制を今、人選中でございます。

また、市におきまして、（２）になりますが甌島島民の皆さんの議論で抽出される課題等については、庁内の横断的な体制を対応するために、企画政策課が中心となって、それを環境を整えるということで作業を進めているところでございます。

次に、裏面になりますが、２ページでございますけれども、今後のスケジュールにつきまして、本年度、平成２６年度は、今回補正を計上させていただいておりますけれども、予算が成立し、進めることができると思いますと、１０月にはその設立を含め、本年度３回の会議を予定していきたいと。

協議内容については、今後の議論の部分がございますが、①から③にありますとおり、今後の見通しを立てながら、議論すべきものも拾い出していただき、では、どのように議論していくのかということについても、本年度中に取りまとめをいただく考え方でおります。

また、翌年、来年度につきましては、２カ月に１回の開催で協議を進めながら、協議内容として、これから確認する①から⑤のような部分について、最終的に方針の取りまとめなり、方向性の取りまとめができるよう、島民の皆さんの議論を進めていただきたいというように考えておるものでございます。

以上が、予算書のほうから移った中で、甌島振興費で増額をさせていただきます旅費及び報償費に関する状況の説明でございます。ありがとうございます。

次に、予算書のほうに戻っていただきまして、予算の説明を続けさせていただきます。予算書は２５ページでございます。

２款５項１目統計調査総務費、説明欄の一般管理事務費につきまして、来年度実施予定の国勢調査において、本年度後半に準備作業が前倒しになるということが判明し、それに対する業務量を考慮した結果、嘱託職員１名を増加することで対応したいということで、今回、委員等報酬及び共済費の増額とさせていただいたところでございます。

加えまして、その他につきまして、職員配置に対応した要手当と、給与費の調整が入っておりま

す。

続きまして、６ページ。先ほど多少触れましたが、６ページをお願いいたします。

繰越明許費についての説明となりますが、第２表繰越明許費につきましては、２款１項総務管理費において、樋脇グラウンドゴルフ場整備として、今回補正予算をお願いしております施設解体工事費について、繰り越しに必要な手続をとらせていただく考えの内容となっております。

以上で、企画政策課に関します補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（佃 昌樹）** ただいま当局からの説明がございました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 藺牟田瀬戸架橋完成後の甌島のあり方の検討開始についてと。一番これが最初で、最初じゃないな、最後の一番のハードルだと思ってます。

そこで、今、委員構成の案が大体２０名程度ということなんですが、私がやっぱり一番心配しますのは、ここである方針を決めたとき、やっぱり市のほうに抗議の矛先が向いちゃうんですね、どうしても。それじゃいかんと思うんですね。

ですので、今２０名程度ということなんですが、できればここを倍の４０名程度にさせていただいて、４０名の方が地元の説明を全部行うという。基本的に。そういう体制にもっていかないと、一旦抗議の矛先がまた市のほうに向いちゃうと、また解決に時間かかると思うんですね。

ですから、この４０名の方、ここは今２０名ですけれど、２０名の方が、決めるところから島民の方に周知をするところまでという役目をやはりきちんと担っていただくという。決めるだけじゃないですよということまでを、そういう形でなんとか進めていただけないかなと。そのほうが、結果的には短時間でできるような気がするんです。ちょっと江口さんが、私を見ておられますけど。いかがですか。

**○企画政策部長（永田一廣）** 委員の数ですけれども、現在２０名を想定しておりますが、より多く。その理由というのは、検討するだけじゃなくて、実際決められたことを実践してやっていくた



めには、より多くの人たちに共有して取り組むってことです。

そういった考え方、大変大事だと思っております。ここに少し書きましたけども、これまで合併10年間の取り組み、甑島の市民の協力をいただきながらやってきましたけれども、なかなか難しい課題もございます。支所、診療所、その他幾つかの課題がこれまでもございます。市長ともいろいろと話をしますけれども、難しい課題につきましては、やっぱり甑島に住んでらっしゃる方々が、自分たちで自発的に考えて方向性を示していかないと、なかなか難しいテーマについては先に進まない。それが基本でございます。

したがいまして、今回資料にもございますとおり、自分たちで、自分たちの甑島を今後どうしていくんだっていうのを考えていただく組織ということで、大変意義ある会議が提案をされたというふうに考えております。

おっしゃるとおり、自分たちで決めて、次につなげるということが大事です。これについては、しっかり頭に置いて、決まったことは実行していけるような体制は組みたいと思っておりますが、ただ、会議を運営するとなった場合に、一般的に周知をするというだけはいいいんですけれども、決め込んでいくという作業の中では、ある一定のやっぱり会議の人数というのが効率的なといいますか、効果的な会議運営としては一定程度の人数が想定されるということで、私ども20名前後ということで絞り込んで今作業を進めているところです。

いずれにしても、自分たちで決めたことは実際、実践に移していこうという仕組みは大事ですので、会議の人数とはまた別に、別の考え方をもってまいりたいと思っております。

以上です。

**○委員長（佃 昌樹）** 委員の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

**○議員（江口是彦）** せっかく甑島のことが出てますから。今、谷津委員からも出てましたけど、この甑はひとつ推進会議は、しっかり、もう人選もひょっとして内定されてるのかもしれませんが

ど。ぜひここは、立派な人材もいますから、地元にも、また地元出身にも。そういう方を学識経験者とか、こういうところへも十分考慮してもらえなあと。

というのが、合併前の甑島振興協議会、これはバックボーンが違いますけど、今の甑島振興協議会って本当もう形骸化してるんですよ。昔は4村の利害調整機関ってこともあったかもしれませんが、非常に自分たちで主体的に運営していこうという気概があったんですけど。これは言い過ぎかもしれませんが、やはり組織が形骸化してきた可能性がありますので、今度つくられる甑はひとつ推進会議は、しっかりやってほしいなど。その辺の意気込みを聞かせてください。

**○企画政策部長（永田一廣）** 江口議員から応援っていうか、いただきました。

現在ある甑島振興協議会、市町村合併前は四つの村の首長さん、議長さん、あるいは漁協者さんといった、言葉はちょっと適当じゃないかもしれませんが、かなり高いレベルの方々がメンバーとなった政策的な会議でした。

主たる目的はいろいろありましたけども、甑島振興。今回、平成29年度完成に向けて動いております蘭牟田瀬戸架橋、これも大きな活動の内容で、合併前から動いてきたところでございます。

合併前、合併後の10年間の取り組みで、蘭牟田瀬戸架橋もめどがついて見えてきたということもメンバーの方々十分承知されております。それと、合併前の当時の協議会の性格というのも十分承知されておまして、もう今後のこの協議会のあり方については、ちょっと考えるべきじゃないかというのも、これまでも出されてきたところでございますので、そういう経過でございます。

人選につきましても、十分慎重にということでした。現在、内々では作業を進めておりますが、この会が本当意義あるもの、本当実行性のあるものになるように、地元の方々の意見も聞きながら、あるいは学識経験者にも御相談しながら進めてまいりたいと思っております。甑島の出身でございます江口議員にはぜひ、この推進会議について後押しといいますか、御支援をいただきたく願いますのでございます。

**○議員（江口是彦）** 今、女性委員から、女性もしっかり活用してほしいと。多く登用してほしい

ということでしたので、そのこともお願いします。

○委員長（佃 昌樹）はい、要望です。

質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは、所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告はありますか。

○企画政策課長（上大迫修）特に今回ございません。

○委員長（佃 昌樹）所管事務の報告はないということですが、委員のほうから質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

委員外議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。御苦労さまでした。

---

△行政改革推進課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告はありますか。

○行政改革推進課長（上戸理志）報告案件はございません。

○委員長（佃 昌樹）報告案件はないということであります。

委員の皆さんから質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。御苦労さんでした。

---

△情報政策課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、情報政策課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告をお願いいたします。

○情報政策課長（瀬戸口良一）情報政策課です。

委員会資料の5ページをお開きください。

「ICTシニアコミュニティ形成促進プロジェクト」参画について説明いたします。

まず最初に、用語の説明をいたします。表題の次の行、米印の「ICT」とは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、日本では既に一般的となった「IT」の概念をさらに一歩進め、「IT」とは情報技術になります。この情報技術を人と人、人と物を結ぶ通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、「ICT」という言葉は国際的に広く使われ、近年、日本でも定着し、国等で使われておる言葉になります。

中央の絵の上段の米印、「情報リテラシー」。これは、「ICTリテラシー」と一緒になります。情報機器やITネットワークを活用して、情報、データを管理、活用する能力のことで、パソコンやタブレットなどを使いこなす力をつける意味になります。

次に、中央絵の下になります。下段米印、「SNS」とあります。これは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、趣味、職業、地域など同じくする人と人のつながりを促進、サポートするタブレット等でコミュニティ型のシステムになります。これにつきましては、フェイスブック、ツイッター、ラインなど、いろんなものがございます。

この三つの3語をつなげますと、ICT機器であるタブレット等の上で動く「SNS」、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのフェイスブックなどを使いこなすICTリテラシーの力をつけるということになります。

以上で、用語の説明を終わります。

説明に入ります。

1の経緯です。総務省が公募しました標記プロジェクトに応募したところ、九州総合通信局管内、これは九州管内になります。1団体の選定枠内という条件の中で、本市が選定されたものです。全国では、北海道から沖縄、本州を含め、11団体選定されております。このことについては、8日、今週月曜日に総務省から決定の報道発表によるものです。

2番目、国としての目的になります。（1）に記載されていますが、下の段の括弧の囲まれている部分で説明いたします。

中央に記載されてます国の実施目的は、高齢者の社会参画を促進し、就労、ボランティア活動、SNS（オンライン）、オフラインでの交流フィールドワークによる地域課題発見などになります。

右上にあります、先ほども説明しましたが、SNSを高齢者の方にタブレットなどを自在に操ることを身につけてもらうことになります。

国が望んでいることを説明いたしますと、一つ目、高齢者にICTリテラシー、情報リテラシーの向上により、タブレットは便利だと理解してもらいたい。

2点目です。地域の社会貢献に役立ててもらいたい。

3点目です。受講された方が、これは便利ということ、地域など他の方に伝えてもらいたいということです。

以上、3点になりますが、年度末には11団体の結果の発表会を実施し、育成メリットですとか、効果的な研修の進め方などが公表されて、その結果がまとめられる予定になっておることを聞いております。

次に、3番です。本市としての事業参画の目的です。

超高齢社会へ対応の体制づくりが言われる中、変化に伴う住民生活の補完について、ICTの活用は不可欠であると考えております。

1番です。48地区コミュニティセンターや公共施設に敷設してあります公共無線LANの利活用を推進する。2番です。タブレット等の高機能携帯端末が増加、普及していることから、情報流通の変化に伴う研修会等を実施する必要がある。3番目です。地域ビジネスへの活用や、地区コミ

ュニティ協議会活動の維持、活性化を支援する。4番目です。市民や観光客とのコミュニケーションツールとして、SNSの取り組みを拡大する。

次に、6ページをお開きください。5番。今回のこのプロジェクトの参加を通じまして得られた研修検証結果を、今後のICT施策に活用していきたいと考えております。アです。災害時情報収集と避難所等の双方向通信。イ、遠地の地域にネット宅配の仕組みを構築。ウ、高齢者等へSNS等新たな情報チャネルを創出し、タブレット等で情報受発信する。

これらにつきましては、今回実施します研修会の中で得られたアンケートなどをもとに、またICT施策に活用していきたいというふうに考えております。

4、事業の概要です。

1番。公民館等の公共施設を実証フィールドとして、ICTリテラシーの向上に資する講習会を開催する。2番。市内3カ所を実証フィールドとして選定し、それぞれ2コースずつ開催する。これは、原則3カ所、65歳以上の90名が対象になり、1コース4コマ、15名が6コース開かれることになります。3番。1カ所の講習会の概要は、対象は65歳以上になりますが、これは原則という国の説明がございました。以下は、公募の段階の情報で、今後打ち合わせで変わりますが、現時点で決定事項は、10月から12月上旬の期間で決定することが決定しております。

下の絵で説明します。左、甑島のほうが、下甑、鹿島地域で今のところ1コース開催することが、本日、国のほうから連絡がまいっております。あと、4コースを本土地域の中心部、中央公民館、まだ地区コミになるかどうか、まだこれは今後の協議になります。

それと、祁答院地区で2コースの講習会を予定しております。右側のほうに、講習会内容のイメージがあります。4コマございます。

1コマ目、2コマ目。今説明しました2コマ目は、ICTによる交流。これはSNSのことになります。2点目は、ネットショッピングなどが挙げられております。

3コマ目、4コマ目を実施しまして、最後の4コマ目は、これには実習課題がありまして、自宅から指定避難所に避難するときの避難ルートを

作成し、危険箇所をチェックし、社会貢献ができることを理解してもらうことなどを予定しているということ。これはもう総務省の方から聞いております。

次に、5の国の役割です。

1番、事業全体の取りまとめ。2番、タブレットP C等の講習に必要な機器、カリキュラム、教材等の配備。タブレットと、これ15台予定されております。3番、講師の配置。4番、広報資料の用意。5番、ガイドラインの作成。

6、市の役割です。

主には、(1)の実証フィールドの候補となる施設の選定。これが、今からまだする必要がございます。3番目、効果的な講習会の周知。各課との連携等ございます。

それと5番目、インターネット接続環境の提供等がございます。

以上で説明を終わります。

○委員長(佃 昌樹) 詳しく説明をしていただきました。

これより御質疑を願います。

○委員(谷津由尚) 本市としての事業参加の目的というの、ここにまとめてあります。これを何としても、きっちりやってやり遂げていただいて、本市は683平方キロという広い行政面積に加えて離島を持っているという、日本の中でも非常に、何といいますか、希有な行政形態といいますか、類いまれな行政形態にあるわけですので、特にこういうシステムが非常に役立つだろうと思います。

今後、コミュニティの結果として、格差の是正と危機管理運用上で威力を発揮していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員長(佃 昌樹) 意見であります。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

○議員(井上勝博) この関係が出てくるのかわかりませんが、今、Wi-Fiを使えるようになってますよね、公共施設で。大きい施設になったら、隅々になってくると使えないわけですよ。こういった施設もまた、この考え方の中でどうするかということが検討されるんですか。

○情報政策課長(瀬戸口良一) 施設が広げていくかということでよろしいですかね。

現在のところ、考えられてますが、港、待合所とか、要望が出てはきております。現在のところ。だから、そういうところは検討していく必要があるかと思います。

それと、今設置してある各施設もアクセス係数がわかっております。それが、大きいところは機器をまた高性能の機器に変えとか、それは検討していかなければいけないというふうに考えております。

○委員長(佃 昌樹) 質疑は尽きたと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。御苦労さんでした。

---

△広報室の審査

○委員長(佃 昌樹) 次に、広報室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長(佃 昌樹) 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告はありますか。

○広報室長(屋久弘文) 広報室としましては、本日は御報告申し上げる案件はございません。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(佃 昌樹) 報告事項なしということですが、委員の方から質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佃 昌樹) 質疑はないと認めます。以上で、広報室を終わります。御苦労さんでした。

---

△新エネルギー対策課の審査

○委員長(佃 昌樹) 次に、新エネルギー対策課の審査に入ります。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(佃 昌樹) まず、審査を一時中止

しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○新エネルギー対策課長（久保信治）** 新エネルギー対策課でございます。

それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

まず、歳出予算でございますが、予算に関する説明書の21ページをごらんください。

2款1項6目企画費の補正のうち、事項、次世代エネルギー推進費におきましては、備考欄の一番上、甌島蓄電池導入共同実証事業負担金4,500万の追加補正を行おうとするものでございます。

補正の内容としましては、住友商事株式会社と共同で、再生可能エネルギーによる発電設備の接続制限のある甌島に蓄電池システム及び太陽光設備を設置し、接続環境を実証するものでございます。これにつきましては、後で詳しく御説明したいと思います。

次に、歳入でございますが、歳入の補正はございません。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、7ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正、1、追加でございます。二つございまして、甌島蓄電池導入共同実証事業のところでございます。平成27年度から平成28年度まで9,000万となっております。

それから、小鷹井堰地点らせん水車導入共同実証事業でございますが、これにつきましても、平成27年度から平成30年度まで、900万というものでございます。これらについて、追加補正するものでございます。

詳細につきましては、企画経済委員会資料の7ページで御説明します。

さきに説明しました甌島蓄電池導入共同実証事業でございます。

まず、(1)の目的でございます。甌島は再生可能エネルギー、以下「再エネ」と呼びます。接続が制限されておりますが、本市が大型リユース電池、これは電気自動車の中古品の再利用というものでございます。この蓄電池システムを設置することで、再エネの接続環境を地域に提供するものでございます。2番目ですが、災害等にも活用

できる太陽光システムを設置し、甌島第一発電所のディーゼル発電機だけに依存しない、多面的な電力インフラを構築できないか検証するものでございます。

それから、電気自動車のリユース電池を採用することで、システムの維持費用を低減すると同時に、次世代エネルギー関連産業を地元呼び込むことができないかというようなことで、地域活性化を図りたいものでございます。

(2)でございますが、事業の概要でございます。廃校となった小学校のグラウンドと校舎を活用し、大型リユース蓄電池システムを設置するものでございます。同時に、地域の避難所に災害にも活用できる大型太陽光発電システムを設置するものでございます。

表の中に書いてございますが、今設置予定としておりますのは、浦内小学校でございます。場所につきましては、地元及び関係者と今協議中でございますが、今のところ浦内小学校を予定するところでございます。

設備の内容としましては、大型リユース電池。容量としましては、600キロワットアワー。これは、電気自動車の36台分の蓄電池を設置する予定でございます。

この36台分というのは、EV1台分は、新品が約24キロワットアワーですので、中古となりまして、5年ぐらい経過したものについては7掛けで計算しまして、約17キロワットアワーと。それを掛けたものが、36を掛けますと600キロワットアワーとなるものでございます。

それから、太陽光発電につきましては、出力100キロワットというものを浦内小学校に設置するものでございます。

それから、防災機能の強化としまして、老人福祉センターに同じくリユース蓄電池、これは1個を置きまして、太陽光発電出力10キロワットを置くものでございます。

事業の効果等でございますが、本事業の実施により、上記目的達成のほか、以下の効果が期待されると考えております。

再エネ導入によるエネルギー供給の安定化の構築。再エネ事業者を誘致し、地域活性化をする。それから、蓄電池リユース電池を活用することによる次世代エネルギー関連産業の誘致の可能性を

探るということで、これは後で図で説明いたします。

先導的な低炭素地域づくり事業により、甕島の国定公園化を後押しし、地域ブランドのイメージを上げまして、視察等の受け入れによる観光振興を図るといったような効果を目的としております。

次のページをごらんください。補正予算額でございます。

共同実証事業負担金としまして、4,500万を計上しております。債務負担行為は、平成27年から平成28年、限度額9,000万円としております。総額は1億3,500万。内訳につきましては、下の表にありますとおり、市の負担額が1億3,500万を3年間で負担し、環境省の補助金が2億2,000万。住友商事が約2億6,300万円負担しまして、今のところ総額6億1,800万円の事業となっております。

実証期間については、国の補助要件により3年というふうになっておりまして、3年間で負担額の期間としております。

E Vリユース蓄電池を活用する新エネルギー関連産業の誘致の例というふうに、下に書いてございます。絵を見ていただきますと、日産のリーフの電池がありますが、その電池を5年程度たったものから、だんだんE V車としては能力が発揮できないといったものを、そのまま廃棄するのではなくて、同じように二次電池として活用できないかというものを探るものでございます。

新産業の雇用創出として、電池の回収、工事のメンテナンス等ということで、新しい地場産業の創出ができないかと探るものであります。この電池は、このようなコンテナの中にカセットのように入れておきまして、定置型の電池として活用できないか探るものであります。

そうということで、風力発電とか太陽光発電が大量導入することができる環境になるのではないかとといったものを探っていくということで、島内の自動車のE V化促進とともに、地場産業の育成を図っていけるのではないかとというような実証実験を行うものでございます。

続きまして、9ページでございますが、小鷹井堰地点らせん水車導入共同実証事業の債務負担行為設定理由について御説明します。

同事業につきましては、平成24年10月

31日に、本市と日本工営で基本協定を締結し、経済産業省のモデルを活用しまして、事業を実施しております。平成26年7月31日で水利権を取得済みでございまして、今後のスケジュールとしては、本年10月から工事着工をし、来年3月には完成し、4月から運転開始を予定しております。

今回、先ほど言いました同協定7条の規定に基づいて、工事着工時期までにエネルギーサービス契約を締結するに当たり、債務負担行為を設定するものであります。

次の10ページをごらんください。本市と日本工営と結びました協定を抜粋しております。

4条の5項のところでございます。甲、薩摩川内市は本事業に発電した電気を市管理施設に供給し、余剰を電力会社に売電すると。甲は本発電事業による収益の一部をエネルギーサービス料として乙、日本工営に支払うと。一部を乙に支払うと。このような契約をしております。

サービス契約につきましては、7条で、発電事業を実施するために必要な建設・運転・メンテナンスに関する甲・乙の契約を、次条に定める工事着工時期までに締結するというふうにあります。

工事着工時期につきましては、8条に、平成26年度中に工事着工し、平成27年度までに本実証を導入完了するというふうにしておりますので、その協定に基づきまして契約を結ぼうとするものでございます。

また、実証期間につきましては、4年間らせん水車の実証実験を行うということが経済産業省の補助要件になっておりますので、4年間実証事業を行うということとしております。

参考としまして、場所と大きさ、それから仕組み等を書いてございます。

戻っていただきまして、(2)のエネルギーサービス料の考え方でございます。

エネルギーサービス料は、次に掲げる合計額とするということとなっております。

それでは、下のほうの事業スキームのほうで説明しますと、薩摩川内市は発電事業者になります。発電設備は、日本工営が設備を保有するものを使って発電事業を行うものであります。

ですから、この発電した電気は、清流館で①自家消費します。一番下のほうです。

そして、残った電気は余剰売電するということで、九州電力に売ります。②です。売電収入が市に入ってきます。

さらには、日本工営が設備を保有するということになりますので、固定資産税が市のほうに入りますので、エネルギーサービス料としましては、この①プラス②プラス③が市に入りますので、その範囲内でサービス料を払っていただくというものでございます。

市のサービス料が、収入がある範囲内で払っていただくということで、(2)に戻っていただきますと、清流館での自家消費における電気代削減分と、②余剰売電。それから、③本実証設備に係る固定資産税相当額を設定しまして、今、下のほうに見込み額と書いてございますが、総額900万円を上限として、平成27年度から平成30年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

本年度は、ちなみに契約だけしまして、金額はゼロということとしております。

以上で説明を終わります。よろしく審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（佃 昌樹）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 小鷹井堰のらせん水車導入共同実証事業の9ページの下の方の事業スキームの図があります。

実は、この小水力というのは、ある意味、ベースロード電源になるわけですね。水力発電というのが、ソーラーと違って。

しかし、本市の市内では、ほとんど普及してないのが現実なんですね。

私は、この事業スキームをぜひ早く形をつくってもらって、この形をそのまま売ったらいいじゃないですか。

例えば、この日本工営さんに共同していただいて、薩摩川内市が事業者、個人の名前でもいいんです。例えば、農業されてる方だったら、ここに個人の人が来て、清流館がその人の所有のハウスなんです。ビニールハウスの電源をこうやってつくりますよと。日本工営さんには、固定資産は発電事業者個人の方が払えばいいわけで、保全契約を結んでいただいて、その分プラスアルファで工営さんにお支払いすると。そういう事業スキーム

を形にして、それを売っていくと。商売にしていくなんでいうことをぜひやっていただけないかなと思うんですけど、どうですか。

**○新エネルギー対策監（松枝賢治）** 小水力にもいろいろ問題がありますけど、例えば、流量が不足するとか、落差がないとか。もう一つは、需要場所がなかなか、水力発電所の場所と需要地が離れていてなかなかできないとか。いろんな問題があって進んでいないということに加えて、水利権の調整も非常に難しいのがありますけれども。今回のような事例がうまくいけば、低落差、低流量でも発電可能でございますので、そういった開発の地点というのはふえてくると思いますので、ぜひそういうところを見つけながら、私ども市ではなくて、ぜひ民間企業の方に事業主体としてやっていけるような形で進めればと思っております。

**○委員長（佃 昌樹）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

**○議員（井上勝博）** 非常に大きい事業なんですけど、こういった大きな事業じゃなくて、市民がやろうと思ったらできる事業というか、そういうものを開発して、市民に普及していくと。

例えば、このらせん水車導入なんですけども、自分のすぐ近くにある小川を利用することができるといえることができないだろうか。それで、あちこちにそういうものが普及していくというような考え方というのができないものなのかなあと。非常に金額が大きいわけけれども、これも市民がやろうと思ったら、とてもじゃないけども、ちょっとできないぞという感じを受けるんですよね。その辺がどうなのかなと思うんですよね。

このらせん水車導入共同実証事業の総事業費というのは、どうなっているのかということと、エネルギーサービス料については、これは年間どのくらいサービス料を払う予定になっているのかということをお尋ねしたいんですけど。

**○新エネルギー対策課長（久保信治）** まず、最初のほうの御質問にお答えします。

このような大きな事業は、まず地域の雇用とか産業といったようなものを生み出せないかという

目的と、さらには地域の活性化につながらないだろうかという二つの大きな目的がございます。

おっしゃるとおり、市民が手に届くところになるためには、例えば、このらせん水車も大から小までございますので、小さな小川にでもできるような取り組みといったようなものも並行してやっていかなければいけないということで、今、市比野の温泉活性化協議会様と川内商工と一緒にマイクロ水力発電をやって、地域の活性化につなげないかといったような、これのミニチュア版のものも今同時に進めているところでございます。

それから、エネルギーサービス料の金額と、それから全体の事業費の考え方ですが、全体事業費は約9,000万円です。設備に係る工事費につきましては、3分の2が国の補助、3分の1が日本工営さんが負担しております。市としましては、流量調査に係る費用と、今度、背後地の公園整備に係る費用1,500万円を今計上して、整備しようとしているところでございます。ですから、総額としましては、1億500万円程度というふうになります。

それから、エネルギーサービス料のうちが払う費用というのは、企画経済委員会資料の9ページにございますけども、表の中にあります見込み額とあります。合計のところの平成27年度が180万円を上限に、平成28年度が260万円を上限にといった形で、この上限に基づいて払っていくと。あとは、発電量であったり、本当に自家消費に使われるかどうかというものを見きわめながら、この範囲内で支払っていくというものでございます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは、次に、新エネルギー対策課の所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告はありますか。

○新エネルギー対策課長（久保信治）特にございません。

○委員長（佃 昌樹）所管事務の報告はないということですが、委員の方、質疑ありますか。

○委員（谷津由尚）済みません。所管事務ということで、ちょっと資料がないんですけど、スマートハウスが間もなく一般に公開されるんですけども、そこにかかった最終の予算というのの内訳について、きちんとどっかで開示をしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○新エネルギー対策課長（久保信治）スマートハウスに係る予算につきましては、建設工事に係る予算が5,500万円。それから、委託に係る予算が1,000万円。それから、デジタルグリッド共同実証に係る予算が300万ということで、予算額としては6,800万ありますので、それらについて、この間は総事業費6,800万円というふうな報道がなされたと思います。

その中で、今、工事をしまして、実際かかった費用というのは、今後、建築工事から外構、それから、駐車場の整備に至るまで精算が完全にできておりませんので、できた時点で資料をつくってお配りしたいと思います。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑、認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、新エネルギー対策課を終わります。御苦労さんでした。

#### △コミュニティ課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、コミュニティ課の審査に入ります。

〔紹介議員着席〕



△請願第5号 長浜地区コミュニティセンター建替えに関する請願書

○委員長（佃 昌樹）まず、請願第5号長浜地区コミュニティセンター建替えに関する請願書を議題といたします。

請願書の分、時間ありませんので、請願文書表については配付してありましたので、朗読は省略いたします。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席していただいておりますので、中島議員に説明を求めます。

○議員（中島由美子）お疲れさまです。

これは、この請願第5号については、甌島地域での意見交換会の中で、3班が長浜地区コミュニティの方々との意見交換会をした中の意見から発展をしたものでございます。

そのときに出された意見というのが、長浜地区コミュニティセンターがある場所は皆さん御存じでしょうか。軽自動車もやっと入るか、入らないかのような道路に面しているところでありまして。そのときの意見は、川が真ん中に流れて、2本道路があるんですけれども、そこに橋をかけていただいて、ちょっと道路も拡幅してもらって、一方通行で軽自動車が橋を渡ってコミュニティセンターに人を運べるような形で、何とかしていただけないかという意見が出されたんです。

橋梁とか道路の拡幅ということでしたので、意見交換会の前に、建設部のほうとどうしたものかということで意見を聞いたところ、やはり橋をつくったり、なかなか拡幅も、郵便局があったりいろいろするものですから難しいということで。そういう難しいという話を持っていったわけですが、いろいろなやりとりの中で、こっちの議員側から、それならばと、昭和48年に建設された集会場でもあるので、また皆さんが寄ってくる。特に、高齢者の方々が敬老会とかいろいろな場で使われるので、やはり車で送り迎えができないと大変な状況もあると。

特に、雨のときなどは、川から水も結構流れてきて不便なところであるので、それならばいっそ、場所を移して新しいコミュニティセンターをつくったらどうかというようなことを逆に提案をしたんですね。それで、コミュニティのほうからもまた、要望書なり請願なり出されたらどうですかと

ということで、今回この請願書が出されたということなんです。

ですから、この意見交換会の後、建設部のほうには、こんな意見になりましたということで言っておいたんですが、地区コミュニティセンターがコミュニティ課の所管ということとを、ちょっとうっかりしてまして言っていなかったのが寝耳に水だと思うんですが。私としては、意見交換会で出された意見が、このような形で発展をいたしましたので、何とか建設費を出すというのは大変なことかもしれませんが、長浜地区の方々にとっても大事な施設であるコミュニティセンターでありますので、何とかこれを賛成にさせていただいて可決をしていただいて、協議会とコミュニティ課、または建設部がしっかりと話し合いをしていただけることになればなと思ってますので、何とぞよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）ありがとうございます。

ここで、当局に該当する施設周辺の地図の準備をお願いしてありましたので、書記に配付をさせたいと思います。しばらく待ってください。

〔資料配付〕

○委員長（佃 昌樹）課長のほうで説明できますか。

○コミュニティ課長（十島輝久）位置図を配らせていただきました。

皆さんも多分御存じとは思いましたが、位置関係をはっきりわかっていただくために配らせていただきましたが、長浜地区コミと建設を要望されている緑地公園の位置図でございます。ピンクで色をちょっと塗ってあるところが、コミュニティセンターと緑地公園でございます。

それと、コミセン周りに太い線で囲ってあるんですが、ここが車が通行困難という地域で、コミュニティセンター全体がもう車では入れないというような状況でございます。利用者につきましては、コミュニティセンターを利用する場合は、港に駐車するか、または県道の路肩とか、旧道もございまして、この辺にとめる方が多いかということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（佃 昌樹）長浜橋からコミュニテ

ィセンターまで、距離はどれぐらいありますか。

○コミュニティ課長（十島輝久）長浜橋の県道のほうからじゃなくて、細い橋のほうからですか。

○委員長（佃 昌樹）そうですね。

○コミュニティ課長（十島輝久）細い橋のほうからでしたら、50か60メートルぐらいかなという。50メートルちょっと超えるぐらいだと思います。この細い橋の道路には、ちょっと路駐は厳しいです。真ん中の橋の、この周辺にとめられる方は、私のところからもいっしょにいましたので、今もそういう形。律儀な方は港にとめてこられるんですけど、人数が少ない場合は、その辺にちょっととめていかれるというケースが多いようでございます。

○委員長（佃 昌樹）勾配もあるでしょう、かなり。

位置については、委員の方おわかりになったと思います。

当局から、本請願について何か補足説明がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）特になし。

それでは質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（川畑善照）平家なのか2階なのかわかりませんが、もし建てるとしたら幾らかかる予定、予測が立つのか。

それと、公的施設がこの近辺にあれば、例えば学校とか、そういうところが閉鎖なり、クラスが減ったりして、車で行ければいいということであれば、そういうところはないのか、公的施設。そういうのやら、建てるとしたら、幾らぐらいかかるのか。

希望の建屋です。規模によると思うけど、どのぐらいの規模を希望してるのか。

○コミュニティ課長（十島輝久）若干、私どもの考え方を。耐震診断も実をいうと平成24年に行っております。問題なしということで結果を受けておりますし、今の時点ではですけど、必要に応じて補修をして活用していただきたいというふうには考えているところではございます。

あと、代替施設といいましても、長浜自体が土地が少ないところでございますので、実質、学校も今、長浜小学校は動いておりますし、あと、幼

稚園が多分なくなってると思うんですけど、幼稚園自体は広い敷地にございませんで、ほとんど駐車場のないところですし、校庭もないところが昔の長浜幼稚園でしたので、今のところ、私があれする中では、代替施設というのはちょっとないのかなというふうには考えてます。

○委員（川畑善照）耐震診断はして、現在のコミュニティセンターはオーケーなんですね。

道路の拡張とかはできないのか。

○委員長（佃 昌樹）長浜緑地公園、ここについて建設許可がおりるようなところなんですかね。

○コミュニティ課長（十島輝久）ここに建設を希望されるということで、私も建設整備課のほうの公園にちょっと訪ねてみました。建設自体は、この緑地公園が普通公園なので、特に問題はないということでの回答はいただいております。

○委員長（佃 昌樹）海側だから、1階でしか建てられないと思いますけど。

それでは、紹介議員に対する質疑は、これで終了します。

中島議員には、本委員会に出席いただき、ありがとうございました。

〔紹介議員退席〕

○委員長（佃 昌樹）それでは、質疑を終了しましたが、本請願の取り扱いについて、いかがいたしましょうか。

結論としては、採決か、継続か。ちょっと自由討議ということで、したいと思います。どうぞ自由討議でやってみてください。

○委員（川畑善照）例えば、市内の全市的に地区コミのセンターとか、あるいは自治会館とか公民館というのが、宝くじの助成がありますよね。ああいうのは今、申請はどういう状況。

○コミュニティ課長（十島輝久）自治会については、補助金の申請が出るわけですが、コミュニティセンターは市の直営ですので、市のほうで補修を行っております。現実的に今、建築年数で長浜より古いといえ、可愛のコミセンが昭和38年ですので、これちょっと大型補修はしておりますけど、古いのではございます。

あと、40年を越してるといえ、近くの青瀬のコミセンが同じく昭和49年の建築ですので、年数的には似たような年数で古い建物、コミセン

ということになるかと思えます。

○委員長（佃 昌樹）この請願について、採決するか、継続にするかということが必要になりますが、いかがいたしましょうか。

○委員（谷津由尚）とりあえず、先ほど言いましたように、いろんな要素がまだわかってないものですから、要因が。継続で行くしかないと思います。

○委員長（佃 昌樹）継続という声がありますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）継続ということになりましたけれども、今定例会中に決算委員会が予定されておりますので、本請願については、そこで再度審査するというところで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）それでは、本請願の審査はここまでとし、審査を一時中止します。

なお、本請願は、次の10月1日、2日に予定されている決算の委員会で改めて審査を行いますので、御了承いただきたいと思います。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査を行います。

当局から、所管事務について報告をお願いいたします。

○コミュニティ課長（十島輝久）それでは、企画経済委員会資料の3ページをお開きください。

本年度新たに設けました活性化事業補助金のビジネスコースの状況について、説明をさせていただきます。

趣旨でございますが、自立に向けて取り組む収益事業、コミュニティビジネスの創出、拡大に向けた補助金。

対象事業といたしましては、地域づくりに貢献するビジネス事業ということでうたっております。

補助の回数でございます。補助の回数及び補助額でございますが、1団体当たり1事業。1事業で3年間を限度として、補助金の交付を受けることができます。1年目の補助率が90%、2年目以降70%、50%と段階的に補助率が下がる仕組みでございます。いずれも補助金の上限は200万円でございます。

4番目です。6月25日に選考委員会を行いました。外部選考委員5名による書類審査及び公開プレゼンテーションを行っております。6地区の応募がございました。うち、1地区は不採択となり、5地区が採択をされております。

5地区について、簡単に説明をいたします。

まず、滄浪地区でございますが、コミュニティ「久見崎再発見ツアー」事業ということで、川内川での立網漁の体験及びまちめぐりツアーの実施。それと、らっきょうの生産、販売を計画しております。

次に、野下地区でございます。炭焼き事業ということで、老朽化しております窯を新しくつくり、野下ブランドの炭焼き販売を拡充するという取り組みでございます。

3番目が、大馬越地区でございます。これまでもございました、シソジュース等の製造、販売の拡充事業ということで、シソジュースの製造、販路を拡充し、手づくり豆腐・みその製造、販売も手がけていくということでございます。

次が藤川地区でございます。庭先農業で元気づくり事業。ゆべしや菓子、手づくりのコンニャクの製造、販売を行う予定でございます。

最後に青瀬地区です。青瀬の産物を生かした製品づくり事業ということで、自生しているツバキオイル及び地元特産品の製造、販売を計画しております。

以上が、ビジネスコースの状況でございます。

次の4ページをお開きください。

例年行われております男女共同参画フォーラム in 薩摩川内について、紹介させていただきます。

開催日時でございますが、10月19日、日曜日。会場は例年どおり、薩摩川内市国際交流センターでございます。主催、共催、後援は記載のとおりです。

大会テーマでございますが、「We Do!! 挑戦 ～今、私たちができること～」というテーマを設定しております。

日程でございます。13時より主催者の挨拶。10分して、今回は女性50人委員会の5期、10年目に当たりますので、「女性50人委員会10年の軌跡と新たなチャレンジ」ということで、活動発表をしていただくこととしております。

1時間後の2時10分から、パネルディスカッ

ションとして、「男女共同参画の視点に立った地域づくり」ということで、パネリスト5名により、コーディネーターをオフィスピュアのもつゆかり先生にお願いしております。

最後の15時30分から、ダイアログカフェということで、ちょっとわかりづらいかと思いますが、「ダイアログ」とは対話という意味でございます。前段の50人委員会の活動発表と、パネルディスカッションを振り返っていただき、参加者同士で対話をしていただく企画をしているところでございます。ファシリテーターとしては、ワークショップデザイナーの高崎恵さんをお願いしております。ぜひ、委員の皆さんの多数の参加をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

説明を終わります。

○委員長（佃 昌樹）当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、コミュニティ課を終わります。御苦労さまでした。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（佃 昌樹）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（佃 昌樹）以上で、企画経済委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

## 【卷末資料】

請願・陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                   |       |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 請願第 5 号                                           | 受理年月日 | 平成 26 年 8 月 26 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 長浜地区コミュニティセンター建替えに関する請願書                          |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 薩摩川内市下甕町長浜 5 5 3 番地<br>長浜地区コミュニティ協議会<br>会長 下野 千代男 |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 中島 由美子                                            |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                   |       |                  |
| <p>現在の長浜地区コミュニティセンターは、昭和 48 年に建設され、地域の集会場として広く活用されてきた。</p> <p>現在、施設を利用した敬老会、健康体操、世代間交流などの高齢者を対象にした事業への参加者が激減している。</p> <p>高齢化が進む中、薩摩川内市はゴールド集落などに力を注ぐまちとして、高齢者に手を差し伸べていただいているが、本施設は立地的に車の進入が困難なため、高齢者にとって非常に厳しい施設となっているようである。</p> <p>このため、新たな場所に建て替えて、当コミュニティ協議会のモットーである「誰もが気楽に立ち寄り、気軽に集う施設」にしたいとするものである。</p> <p>場所としては、市の所有地であり、海上、陸上交通の利便性の良い長浜緑地公園の一角を考えている。</p> <p>かかる観点から、事情を御賢察の上、本請願を採択いただけるようお願いする。</p> |                                                   |       |                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                     |       |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 陳情第 7 号                             | 受理年月日 | 平成 26 年 9 月 1 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 旧樋脇高校校舎の有効活用を求める陳情書                 |       |                 |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 薩摩川内市樋脇町市比野 1 8 5 0 番地 2 0<br>東福 憲郎 |       |                 |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                     |       |                 |
| <p>樋脇高校跡地に建物解体工事費 1 億 4 千万円をかけるのはやめていただきたい。</p> <p>立派な校舎を壊してまで造るグラウンドゴルフ場のどこに価値があるのかと伺いたい。全国大会のできるグラウンドゴルフ場の魅力とはいったい何なのか。仮に立派なグラウンドゴルフ場ができたとしても、誰が魅力を感じるだろうか。誰もあえて感じないだろうというのが私の結論である。</p> <p>その理由は、ネットで全国グラウンドゴルフ大会が開催された場所を調べてみれば分かると思う。全国グラウンドゴルフ交歓会という大会を調べてみたが、今年は大阪の堺で開催される。去年は岐阜、その前は千葉、その前の香川は中止、平成 22 年は兵庫、平成 21 年は埼玉で開催されている。その会場というのが、大阪の堺は J・グリーン堺（天然芝フィールド）。岐阜は長良川競技場・補助競技場・長良川球場・芝生広場。千葉は陸上競技場、第 2 陸上競技場、サッカー・ラグビー場。兵庫が兵庫県立淡路佐野運動公園、埼玉は熊谷スポーツ文化公園である。いずれも多目的グラウンド場で開催されている。ということは、全国大会といえども、別にそれ専用でされているわけではないから、グラウンドゴルフ場にこだわる必要などあるのだろうか。</p> <p>県大会でもそうである。南日本新聞杯グラウンドゴルフ大会も横川の丸岡公園とか、指宿のなのはな館、休暇村などで開催されているように、別にそれ専用でないといけないということではない。樋脇町でも公民館対抗のグラウンドゴルフ大会があるが、会場は樋脇総合グラウンドで、そこで皆さんワイワイ楽しんでいる。</p> <p>議員の皆様は、樋脇や市比野の会員さんがどこでプレーされているのをご存知だろうか。樋脇や市比野の会員さんは、丸山公園でプレーしている。</p> <p>グリーンランドという立派な所があるが、あそこは 300 円かかるのでしないと皆さん言っている。皆さん、グラウンドゴルフは無料の所とするものと決めている。</p> <p>もし、できたとしても、地元の人にはプレーしないだろう。だっ広い会場に閑古鳥が鳴くのは目に見える。もっとも無料であるなら話は別であるが。</p> <p>そこをお願いである。樋脇高校を壊さないで、何とか活用することを考えていただきたい。私の勝手なお願いであるが、あそこを趣味や特技を活かして活動している人たちに教室を貸し出して、市民の文化活動の拠点の場としてはと思う。</p> <p>昨年、中学校の還暦同窓会に参加した。その時に同級生 7 人がフラダンスショーを披露して会場を大いに盛り上げた。聞けば、その中の一人が先生で、あとはその生徒だということであった。</p> <p>もう一つは、先月、8 月 23 日土曜日のことである。市比野の上手集落で夏祭りがあり、行ってきた。そこでは、会場でよさこいの踊り連が出演して会場を盛り上げていた。</p> <p>この 2 例で言いたいのは、フラダンスチームもホームなどに慰問に行くといっていたし、よさこいの踊り連の 2 チームの 1 チームは、かなり高齢の方だけのチームで、派手なコスチューム、化粧で会場が大いに盛り上がった。こんなチームがあるのも知らなかったが、司会者が、このチームは東京の原宿で踊りを披露し、また札幌でも踊りを披露して、市比野を PR してきたと紹介していた。</p> <p>私は、このように、趣味や特技を活かして活動しているこのような人たちを応援する形で、樋脇高校の建物を活用していただけないのかと思うのである。趣味や特技は、絵画、書道、音楽、手芸、囲碁、将棋</p> |                                     |       |                 |



踊りなどそれは実に多種多様である。

この方々は、多くの人に見てもらいたいという願望や一緒にする仲間を求めている。

この方々はいろんな企画に取り組み、樋脇高校跡地を、地域を、大いに盛り上げてくれるはずである。  
私は地域活性化には、この方々のパワーが大いに役立てられるはずと思う。

それと、樋脇高校の建物は大きいので、引きこもりや、登校拒否など、社会と離れた生活をしている人  
たちを支援するNPO団体にも来てもらえたらと思ったりする。やはり、悩んでいる人たちほど、いろん  
なものに出会うことで、その人が大きく変わる可能性があるからである。

私の知り合いの友だちにこんな人がいるそうである。旦那さんが亡くなって、これまで行ったことのな  
かったカラオケに行って歌を覚えて、今では歌手の前座で歌うぐらい歌がうまくなっていると。84歳で、  
東京の原宿や札幌で市比野温泉のPRに一役買うなど、周囲はおろか御本人でさえ想像すらしてなかった  
であろう。

私は、出会いや環境で人は変わるし成長する、そんな出会いの場として活用していただけないかと考え  
るところである。

よって、樋脇高校を何とか活かしてほしいと願うゆえに陳情書を提出する。

以上に基づき、下記の事項を陳情する。

## 記

旧樋脇高校校舎を解体しないで、有効活用していただきたい。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会  
委員長 佃 昌樹